

## 資料

## 消費者法の罰則一覧表

渡辺 靖明

## I. 一覧表作成の目的

## 1. 消費者法における刑事規制をめぐる学説の現状

いわゆる「消費者法」は、消費者保護を達成するために、民事法・行政法・刑事法・経済法等の様々な法分野の協働が必要な複合的な法領域である。このような説明がなされている<sup>1)</sup>。この説明によれば、刑法も、その複合的領域の一端を担っていることになる。しかし、現在刑法の研究分野では、消費者保護の問題への包括的・積極的な関心を失っているように見える。勿論、現在でも、個別の消費者法上の犯罪に関する論稿は示されている<sup>2)</sup>。また、「消費者法」やいわゆる「経済刑法」の専門書等でも、消費者法における刑事規制の体系・問題点や主要な法律の罰則が解説されている<sup>3)</sup>。しかし、いわゆる悪質商法が社会問題化した1980年代後半から消費者契約法の制定された2000年前後までには、刑法による消費者保護の在り方・限界を包括的・根本的に検討する論稿が頻繁に示されていた<sup>4)</sup>。これと比べると、現在では、そうした論稿が示されることはめっきり少なくなっているように感じられる<sup>5)</sup>。

確かに、1980年代後半から現在に至るまで、消費者の生命・身体・健康・財産を保護するために、消費者庁の設置(2009)や、多数の個別の消費者法の制定・改正がなされて、民事・行政の法制度も整備・拡充されてきた<sup>6)</sup>。現在

の消費者法に関する刑法学説の「消極的な」状況は、こうした立法等の「積極的な」状況と関連しているのかもしれない。しかしながら、近年でも、食品の安全・表示や施設・製品の安全に関わる重大な事件・事故は少なからず発生している。その都度これに関連する法の見直しも進められてきた<sup>7)</sup>。それでも、消費者庁 HP 内資料（『消費者白書 令和 2 年版』）を見ると、消費者安全法に基づき通知された消費者の生命身体事故等の件数は、2015 年度以降年度毎に 2,600 ～ 2,900 件台でなお推移している。また、国民生活センター HP 内資料（『PIO-NET にみる 2019 年度の消費生活相談の概要』）を見ると消費生活相談の件数は、2010 年度以降年度毎に 80 万～90 万件台で推移している<sup>8)</sup>。さらに、警察庁 HP 内資料（『令和元年における生活経済事犯の検挙状況等について』）を見ると、2019 年中の利殖勧誘事犯（出資法、金融商品取引法、無関係連鎖講の防止に関する法律違反の事犯）及び特定商取引等事犯（特定商取引法違反及びこれに関連する詐欺・恐喝等の事案）の被害総額は約 1,064.9 億円であった。

このように、消費者には依然として深刻な危害がもたらされ続けている。現在の消費者法の制度・規制は、消費者保護にとって充分であるか。その検討は絶えず求められており、これには関連する刑事規制の在り方・限界を考えることも当然に含まれる。そうだとすれば、その考察の必要性は、刑法学説の関心の低下（？）に比して、現在でも決して失われているわけではないと思われる。

## 2. 詐欺罪の成立範囲の理論的限定化と消費者保護との関係

ところで、刑法 246 条の詐欺罪は、上記の利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯に密接に関連する中心的な財産犯罪であろう。しかし、近時では、むしろ詐欺罪の成立範囲を限定化する試みが複数の論者からなされている<sup>9)</sup>。その一環として、詐欺罪における「被害者の共同答責」という観点から、詐欺罪の欺罔行為は取引における「許されざる情報格差の利用」であり、処分者（被害者）側にも財産取引における一定の情報収集・確認の措置を取ることが要求され、これが不十分な場合には詐欺罪（欺罔行為）の成立は否定されるべきである。

このような見解まで示されている<sup>10)</sup>。勿論、刑法学説が犯罪の成立範囲を適正に画定しようとする事自体は否定されるべきものではない。しかし、消費者を含む市民には、上記のように各種取引事犯によって依然として多大な財産的被害もたらされている。それにもかかわらず、その問題意識を異にするとはいえ、詐欺罪の成立範囲について限定的な解釈をすれば、それだけ消費者の財産が詐欺罪によって保護される範囲も縮減されかねない。

それでも、取引における消費者の財産保護は、刑法典の詐欺罪規定ではなく、各種消費者法（行政法）における規制・罰則の役割であり、かつそれで十分に尽くされるべきものである。もしかすると、詐欺罪の成立範囲の限定化を志向する論者は、（暗黙の裡にせよ）このように考えているのかもしれない<sup>11)</sup>。詐欺罪の法定刑は「10年以下の懲役」であり、消費者法における他の関連罰則規定の法定刑と比べても格段に重い。それゆえ、刑法の謙抑主義の観点からすれば、一部の学説が上記のように考えていたとしても、その事自体は必ずしも不当なわけではない。

とはいえ、上記の各種取引事犯による被害総額をみると、消費者法の規制・罰則だけで消費者の財産保護は充分になされている。果たしてそのように断言してよい状況であろうか。消費者法の規制・罰則は、詐欺罪の適用を考える必要のないほどに消費者の財産保護のために有効かつ適正に機能しているのか。むしろ、刑法の謙抑主義の観点を踏まえてもなお消費者の財産保護のために詐欺罪の機動的かつ弾力的な適用可能性を確保しておく必要はないのか（それでも詐欺罪の法定刑は「重すぎる。」というのであれば、その法定刑自体について広く立法論が展開されてもよいのではないか）。詐欺罪の成立範囲を限定化した結果、多くの消費者の財産が詐欺罪の保護の範囲外に置かれる。そうだとすれば、詐欺罪の成立範囲の限定化と同時に、現在の消費者法の規制・罰則の有効性などを検証し、それでもなお充分でなければ、立法論としてそれに代えた新たな方策を提案すべきなのではないか<sup>12)</sup>。そのためには、まさにかつて盛んに論じられた消費者保護のための（詐欺罪を含めた）刑事規制の在り方・

限界を一層十分に議論する必要があるのではないか。しかしその本格的な議論は、現在では活発になされているとは必ずしもいえない<sup>13)</sup>。

これまで、消費者法や経済刑法の専門書等でも、複数の個別の消費者法の罰則を一括して網羅的に紹介することはなされていないと思われる<sup>14)</sup>。そこで、消費者法において刑事規制の対象となっている行為や、それに対する罰則の刑種・刑の軽重などを一度に相互に比較・参照できる。そのような資料があれば、消費者法における刑事規制の果たすべき役割・限界などにつき、解釈・立法上の新たな知見や議論が生まれるのではないか。消費者法の罰則一覧表の作成には、上述の刑法学説の現在の動向に鑑み、このような期待が込められている。

### 3. 膨大かつ複雑な罰則制度

他方で、本稿の意図は、消費者法における罰則の意義・役割を確認・強調し、消費者保護のための刑事規制の強化（犯罪化・重罰・厳罰化）を推奨しようとするものではない。

一覧表を見れば明らかなように、消費者法に分類される法律の罰則の数量は、きわめて膨大である（しかも、一覧表記載対象の法律は、Ⅱで示すように、なお「消費者法」の一部にすぎない）。これらの罰則は、すべて本当に必要かつ有用なのか。むしろ立法論として統廃合などの整理も必要なのではないか<sup>15)</sup>。また、例えば、同一の法律内で規定の「準用の準用」の指示や、他の法律の規定の準用が指示される。このように、規定の形式が極めて複雑煩瑣な法律もあった（そのため、一覧表への整理も決して容易ではなかった）。これでは、取り締まられる事業者等、保護される消費者、さらに取り締まる警察官や各法所管行政機関の職員等が消費者法の罰則の全容を把握し、その内容を理解することは、困難なのではないだろうか<sup>16)</sup>。

公正・健全な事業活動の促進及び消費者の保護は、市民の自由・自律を前提とする。そうだとすれば、膨大かつ複雑な罰則制度は、本当に望ましいものなのか。この現状においてなお犯罪化・重罰・厳罰化を進めるべきなのか。刑法

は、罪刑法定主義・責任主義・謙抑主義の原則と自由・人権保障・行為規制・法益保護の機能を有する。その刑法の立法として、現在の膨大・複雑な罰則の置かれる現状については、大いに再考の余地があるように思われる<sup>17)</sup>。本稿の基本的視座は、むしろこの点にある。

#### 4. 「複合的領域」における「協働」深化に向けて

しかし、消費者法が様々な法分野の複合的領域であるとするれば、消費者法における過不足のない刑事規制の在り方も、刑事法の分野でのみ検討されるべきものではない。消費者の被害の防止・救済のための刑事法以外の法の制度・規制等との調整・権衡を図る必要がある<sup>18)</sup>。また、例えば刑法の規範論・法益論等を基礎に「刑事規制の在り方・限界」を検討することは、それ自体必要・有益であれ、その背後に理念的・価値的な激しい対立が存在するゆえに、議論が膠着状態に陥ってしまいかねない。

そこで、各法の目的実現にとって「真に必要な有用な罰則（刑罰）はいずれなのか」。これについて、刑事法のみならず、民事法・行政法・経済法等の理論・実務的な観点から広く指摘や知見を募る。このような手法による多角的な検討も有効かつ必要なのではないか。そのためには、まずは個別の消費者法において、どのような行為が罰則の対象となり、これに対してどのような刑が定められているのか。これを一括して確認できる資料があれば、刑事法以外の他の法分野の研究者・実務家にも、刑事規制の在り方・限界への関心を喚起することができるのではないか。そうして、この点をめぐり、刑事法以外の他の法分野からも多様な見解が示されれば、「複合的領域」とされる消費者法の様々な法分野間での「協働」も一層深まるのではないか。一覧表を作成した目的は、こうした「協働」深化のための資料提供ということにもある。

以上、大言壮語をしてしまったが、消費者法における刑事規制の在り方・限界等について、本稿筆者に現段階で確固とした具体的指針があるわけではない<sup>19)</sup>。したがって、本稿は、資料としての罰則一覧表の提示とその現在の

罰則制度について若干の不十分なコメントを付すことしかできない。それにもかかわらず、本稿が消費者法の様々な法分野で参照され、多少なりとも役立つことがあれば、望外の喜びである。

## II. 一覧表記載対象の法律

一覧表記載の対象としたのは、『消費者六法 2020 年版』（甲斐道太郎ほか編集代表・民事法研究会）で「消費者法」に分類され、その条文が記載されている下記の 60 の法律とした（法律名の略称も基本的に同六法を参考にしたが、表における見やすさ、記載頻度などを考慮して、一部例外がある）。

同六法では、例えば、商品先物取引法のように「罰則」の記載が略されている法律もあるが、それらの罰則についても、原則として e-Gov 法令検索などを利用して一覧表に記載した。また、改正のなされている法律については、各法律の 2019 年までの最新の改正法の罰則を記載した。なお、社会福祉法、金融商品取引法、商品先物取引法、保険業法、銀行法、医療法における組織の設立や変更（組織の吸収・合併等）に関する手続違反の罰則や背任、賄賂、会社財産に対する罪の罰則は、一部割愛した<sup>20)</sup>。これらの罰則は、必ずしも直接的に消費者の利益保護にかかわるものではなく、それにもかかわらずこれを全て記載すると、一覧表の記載内容が一層膨大・煩瑣になると考えたからである（ただし、組織の清算等に関わる背任、賄賂及び業界団体・第三者機関の違反行為としての賄賂の罰則は、消費者の利益にも直接に関連しうると考えたので、一覧表への記載対象とした）。また、一部の法律では、付加刑として特別の没収・追徴の規定が置かれているが、その記載も割愛した<sup>21)</sup>。

なお、一覧表の条項号数は、罰則規定のものだけを掲げた。すなわち、各罰則規定の適用対象となる行為の内容等を規定する条項号数は、省略した。正確な罰則規定の適用関係は、六法や e-Gov 法令検索などで確認されたい。

- (1) 消費者契約法（2000 制定、2018 改正）
- (2) 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（消費者裁判手続特例法）（2013 制定、2017 改正）
- (3) 消費者安全法（2009 制定、2014 改正）
- (4) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（2005 制定、2017 改正）
- (5) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（2011 年制定、2016 改正）
- (6) 独立行政法人国民生活センター法（国民生活センター法）（2002 制定、2019 改正）
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）（1947 制定、2019 改正）
- (8) 不正競争防止法（1993 制定、2018 改正）
- (9) 特定商取引に関する法律（特定商取引法）（1976 制定、2019 改正）
- (10) 割賦販売法（1961 制定、2019 改正）
- (11) 資金決済に関する法律（資金決済法）（2009 制定、2019 改正）
- (12) 旅行業法（1952 制定、2019 改正）
- (13) ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（1992 制定、2006 改正）
- (14) 探偵業の業務の適正化に関する法律（2006 制定、2019 改正）
- (15) 動物の愛護及び管理に関する法律（1973 制定、2019 改正）
- (16) 貸金業法（1983 制定、2019 改正）
- (17) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（出資法）（1954 制定、2007 改正）
- (18) 債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）（1998 制定、2019 改正）
- (19) 生活保護法（1950 制定、2018 改正）
- (20) 生活困窮者自立支援法（2013 制定、2018 改正）

- (21) 社会福祉法 (1951 制定、2019 改正)
- (22) 金融商品の販売等に関する法律 (2000 制定、2019 改正)
- (23) 金融商品取引法 (1948 制定、2019 改正)
- (24) 商品先物取引法 (1950 制定、2019 改正)
- (25) 特定商品等の預託等取引契約に関する法律 (預託法) (1986 制定、2009 改正)
- (26) 無限連鎖講の防止に関する法律 (1978 制定、1988 改正)
- (27) 保険業法 (1995 制定、2019 改正)
- (28) 銀行法 (1981 制定、2019 改正)
- (29) 預金保険法 (1971 制定、2017 改正)
- (30) 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払い等に関する法律 (振り込め詐欺救済法) (2007 制定、2018 改正)
- (31) 住宅の品質確保の促進等に関する法律 (品確法) (1999 制定、2019 改正)
- (32) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律 (2007 制定、2017 改正)
- (33) 宅地建物取引業法 (1952 制定、2019 改正)
- (34) 建設業法 (1949 制定、2019 改正)
- (35) 建築基準法 (1950 制定、2019 改正)
- (36) 建築士法 (1950 制定、2019 改正)
- (37) 建築物の耐震改修の促進に関する法律 (1995 制定、2018 改正)
- (38) 高齢者の居住の安定確保に関する法律 (高齢者住まい法) (2001 制定、2019 改正)
- (39) 老人福祉法 (1963 制定、2018 改正)
- (40) 医療法 (1948 制定、2019 改正)
- (41) 医師法 (1948 制定、2019 改正)
- (42) 個人情報の保護に関する法律 (個人情報保護法) (2003 制定、2018 改正)
- (43) 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 (迷惑メール防止法) (2002



- 制定、2017 改正)
- (44) 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（2005 制定、2010 改正）
  - (45) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（不正アクセス禁止法）（1999 制定、2013 改正）
  - (46) 古物営業法（1949 制定、2019 改正）
  - (47) 電気通信事業法（1984 制定、2019 改正）
  - (48) 消費生活用製品安全法（1973 制定、2018 改正）
  - (49) 電気用品安全法（1961 制定、2014 改正）
  - (50) 食品衛生法（1947 制定、2018 改正）
  - (51) 農薬取締法（1948、2018 改正）
  - (52) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）（2009 制定、2017 改正）
  - (53) 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（牛トレーサビリティ法）（2003 制定）
  - (54) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（1973 制定、2018 改正）
  - (55) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（1960 制定、2019 改正）
  - (56) 不当景品類及び不当表示防止法（景表法）（1962 制定、2019 改正）
  - (57) 食品表示法（2013 制定、2018 改正）
  - (58) 日本農林規格等に関する法律（JAS 法）（1950 制定、2017 改正）
  - (59) 健康増進法（2002 制定、2019 改正）
  - (60) 家庭用品品質表示法（1962 制定、2011 改正）

### Ⅲ. 行為による分類

一覧表への整理にあたり、罰則の適用対象となる行為をその性質に応じて下

記のように大きく 11 に分類した。まず、消費者法が問題となる主要な場面は「安全・表示・取引」ともいわれる<sup>22)</sup>。そこで、①では、商品等の安全・品質に関する違反行為に対する罰則、②では、表示・広告に関する違反行為に対する罰則、③では、契約・取引に関する違反行為に対する罰則を掲げた。次に、消費者の自律・プライバシー保護の重要性に鑑み、④では、秘密・情報等に関する違反行為に対する罰則を掲げた。⑤では、①～④以外の禁止・制限等の違反行為に対する罰則を掲げた。また、⑥では、命令等への違反に対する罰則、⑦では、許可等への違反行為に対する罰則、⑧では、届出・書類等の手続への違反行為に対する罰則、⑨では、行政調査への違反行為に対する罰則を掲げた。さらに、⑩では、業界団体の違反行為に対する罰則、⑪では、第三者機関の違反行為に対する罰則を掲げた（なお、⑨までの行為が⑩・⑪の違反行為として定められている限り、これらは⑩・⑪の行為として分類している。この点に留意されたい）。

#### IV. 若干のコメント

以下では、I で述べたように、本稿が刑事法以外の法分野でも資料として活用されることを期待して、各違反行為・罰則の意義や問題点なども併せて解説的に若干のコメントをしておく。また、本稿の目的・視座に基づき、資料として必要と思われる情報も適宜記載しておく。

##### 1. 安全・表示・取引に関する違反行為 (①～③) について

商品等の安全・品質に関する違反行為(①)に対する罰則を定めるのは、(3)、(35)、(48)～(55)、(57)、(58)の法律である。これらの法律では、消費生活用品、食品、建築物、医薬品等の欠陥等によって消費者の生命・身体・健康に危害が生じないようこれを防止するために、商品等の製造・使用・流通などについて基準・規格等が定められて、その違反が罰則の対象とされている。

なお、事業者が製造・販売等した商品等に欠陥が存在・発生し、その欠陥に起因して消費者等の生命・身体を現に害した場合には、(注意義務違反が認められる限りで) 刑法 211 条の業務上過失致死傷罪(法定刑は「5 年以下の懲役もしくは禁錮または 100 万円以下の罰金」)が成立しうる。例えば、東京地判平 22・5・11 判タ 1328 号 241 頁では、(主としてガス事業法等の規制対象となるものであるが) 屋内設置型のガス湯沸器の(不適切な改造等による)動作不良によってその購入利用者が一酸化中毒により死傷した事案で、当該湯沸器を製造・販売した会社の幹部に(回収などの)事故防止策をとらなかった点に過失があるとして、業務上過失致死傷罪の成立が認められている。①の違反行為に対する罰則の法定刑は、その多くが懲役刑と罰金刑との併科可能となっている。このことも含めて、その法定刑は、比較的重いといえる。生命・身体・健康が害されてから業務上過失致死傷罪の成立を認めて事業者を事後的に処罰しても、消費者の保護にとっては確かに「手遅れ」である。そこで、商品等の欠陥等に起因して生じる消費者の死傷という重大なリスクを事前にできるだけ低減・防止する必要がある。①の違反行為に対する罰則は、比較的重い刑罰を設定して、事業者に対し、そのための強い動機づけとなることが想定されていると考えられる。ここでは、そのリスクの大きさとこれを抑止する必要性とが、その法定刑の軽重に適正に反映されているか。その精査が必要となろう。

表示・広告に関する違反行為(②)に対する罰則を定めるのは、(1)、(2)、(8)～(13)、(15)、(16)、(18)、(21)、(23)、(24)、(27)～(29)、(31)、(33)～(43)、(46)～(51)、(55)、(58)～(60)の法律である。なお一覧表では、②について取引における表示・広告の違反と名称等の冒用とに区別して記載した。いずれにしても、これらの法律では、事業者等に消費者に対して適切な判断材料を提供させるために、表示・広告の規制が定められ、その違反が罰則の対象とされている<sup>23)</sup>。

ところで、(50) 食品衛生法 72 条 1 項は、虚偽・誇大な広告を直接罰の対象とするが、(59) 健康増進法 71 条は、同旨の事実相違表示・誤認表示について

措置勧告命令を先行させる間接罰の対象としている。また、その法定刑は、前者は「2 年以下の懲役または 200 万円以下の罰金」、後者は「6 月以下の懲役または 100 万円以下の罰金」である。これらの点で、制度として整合的か疑問も提起されている<sup>24)</sup>。これは、②に限ったことではないが、こうした同種行為に対する刑種・刑の軽重、直接罰・間接罰の種別などの法律間の横断的な検討も必要であろう。

契約・取引に関する違反行為 (③) に対する罰則を定めるのは、(9)、(10)、(12) ~ (14)、(16) ~ (18)、(23) ~ (28)、(33)、(36)、(40)、(41)、(46)、(47)、(55) の法律である。これらの法律では、事業者と消費者との間の情報・交渉力等の格差を是正して、消費者が一方的に不利な内容で契約を締結・履行等させられないための規制が定められ、その違反が罰則の対象とされている。

③の罰則の代表的な犯罪として、勧誘時等の重要事項等の不実(虚偽)告知・不告知の罪があげられる<sup>25)</sup>。これを定めるのは、(9) 特定商取引法、(12) 旅行業法、(13) ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律、(25) 預託法、(27) 保険業法、(33) 宅地建物取引業法である ((16) 貸金業法など、虚偽告知の罪のみ定める法律もある)。例えば、実務的には、特定商取引法違反の罪で起訴されるのは、不実告知の罪及び威迫・困惑の罪が多いとされている<sup>26)</sup>。

ところで、不実告知・不告知の罪は(書面の不交付の罪等と共に)、刑法 246 条の詐欺罪(欺罔による財産の処分・領得を要件とする。)の「前段階構成要件」ともいわれる。この前段階構成要件としての不実告知・不告知の罪の罰則は、必要な情報提供を事業者に義務づけて消費者の被害を容易に回避可能にすること(被害回避機能)、また立証困難な詐欺の故意と財産損害とをひとまず脇に置いて形式的な義務違反から迅速に実質犯の捜査を可能にすること(捜査促進機能)を目的として置かれている、と指摘されている<sup>27)</sup>。特定商取引法の威迫・困惑の罪の罰則も、主として刑法 249 条の恐喝罪との関係で一定の範囲で同様の機能を持つと考えられる。もっとも、同様の罰則を置いていた訪問販売法の時代から、詐欺罪の前段階構成要件には、詐欺罪の「推定処罰機能」

を果たし嫌疑刑化する、詐欺罪の過小評価につながりかねない、消費者法の規制としてそれだけでは充分ではない<sup>28)</sup>、その処罰範囲の限界が不明確となりうる<sup>29)</sup>、といった指摘がなされていた。現在でも、不実告知・不告知の罪（ないし威迫・困惑の罪）等の罰則に、詐欺罪（ないし恐喝罪）の「捜査促進機能」から独立した「被害回避機能」が実務上どれくらい発揮されているのか<sup>30)</sup>。上記の指摘も踏まえ、改めて理論面・実際面での検討・検証が求められよう。

## 2. 秘密・情報等に関する違反行為（④）について

これに対する罰則を定めるのは、(4)～(6)、(8)、(10)、(11)、(16)、(19)、(23)、(24)、(27)、(29)、(33)、(40)、(42)、(45)、(47)、(55)、(59)の法律である。

ここでは、消費者の秘密・個人（識別）情報等に限って若干コメントをしておく。刑法134条の秘密漏示罪（法定刑は「6月以下の懲役または10万円以下の罰金」）は、その主体が「医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者」（1項）、「宗教、祈禱若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあった者」（2項）に限定されている。また、そもそも刑法典では、プライバシー権は住居侵入罪（130条）、信書開封罪（133条）、秘密漏示罪、名誉毀損罪（230条）で間接的かつ断片的に保護されているにすぎないとも指摘されている<sup>31)</sup>。

しかし、消費者が事業者と取引をする際には、事業者に私的な秘密やこれと密接に結びつく個人情報を開示・提供し、これが収集されることもある。また、消費者の取引履歴・データ等が事業者等に悪用・濫用されると、消費者が事業者等から自律して主体的に取引をすることが阻害されかねない。そこで、一部の消費者法では、秘密漏示の主体（守秘義務）が刑法典よりも拡張され、また保護の対象が個人情報や取引履歴・データ等にまで拡張されている、と考えられる。もっとも、「個人情報には様々な性質のものがあり、また、個人情報は生命身体にかかわる利益と財産的利益の中間に位置するから、もう少し踏み込

んだ刑罰法規の棲み分けの検討がいずれ必要になる」との指摘もある<sup>32)</sup>。

ちなみに、(7) 独占禁止法では、デジタル・プラットフォーム事業者が取引相手の消費者の個人情報等を不当に取得・利用する行為は「不公正な取引方法」の「優越的地位の濫用」(2条9項5号)として規制対象となる<sup>33)</sup>。すなわち、優越的地位の濫用は、課徴金や不公正な取引方法として排除措置命令の対象となる。また、その命令違反は罰則の対象となる<sup>34)</sup>。この独占禁止法の規制は、当該事業者に対し個人情報保護のコンプライアンス体制の確立・拡充を一層促すものといえる。しかしながら、それに留まるものではないと思われる。消費者は、当該事業者の提供する様々なサービスを利用する度に、個人情報を含む多様なデータを(自覚しているか否かにかかわらず)当該事業者提供している。当該事業者にとって、これらのデータは、いわゆる「ビッグデータ」の一部として多大な経済的価値を持つ。消費者は、今やこのことを改めて認識し、対等な「取引」の当事者として当該事業者に対し当該データの公正な管理・流通のなされることを主体的に求めていかなければならない。上記の独占禁止法の規制は、消費者にもこうした能動的・自律的な姿勢を促すものとして理解されるべきではないだろうか<sup>35)</sup>。

### 3. ⑤①～④以外の禁止・制限等の違反行為(⑤)について

これに対する罰則を定めるのは、(7)、(8)、(10)～(13)、(15)～(24)、(26)～(29)、(33)、(34)、(36)、(40)、(42)、(44)、(46)、(47)、(50)、(51)、(55)、(60)の法律である。前述のとおり、これらの法律では、①～④(及び⑥以下)には必ずしも当たらないが、それ以外にも法の目的実現(公正な事業活動の確保・消費者保護等)に必要な(主として事業者等への)禁止・制限等の規制がなされ、その違反が罰則の対象とされている。表⑤では、それらの違反行為を掲げた。その内容は多岐にわたっているが、(ここでも)本稿筆者の誤解と理解不足から、⑤に分類するのが不適切な行為も含まれているかもしれない。読者からのご叱正を俟ちたい。

#### 4. 命令等への違反行為（⑥）について

これに対する罰則を定めるのは、(3)、(7)～(16)、(18)、(21)、(23)～(25)、(27)～(29)、(33)～(37)、(39)～(44)、(46)～(60)の法律である。⑥の罰則は、基本的に、違反があれば直ちに処罰対象となる「直接罰」方式ではなく、違反の是正・改善のための行政機関による命令等を先行させ、その命令等の違反があった場合に初めて処罰対象となる「間接罰」方式である。

直接罰と間接罰との関係につき、次のような指摘がなされている。市民は、一般に行政法における膨大・複雑な禁止・制限・基準等を全て把握できるわけではない。それでは市民に当該法を遵守する動機が生じず、「故意」を形成することできない。それで犯罪が不成立になるとすれば、直接罰方式は違反行為の抑止として必ずしも充分ではない。また、警察等の捜査機関も、法適用の対象となる事業者の情報を持ってはおらず、行政法の規制内容に適合しているかを判定する捜査技能を常に有するとは限らない。それゆえ、行政刑法の罰則として直接罰が常に有効とは限らず、上記の難点を克服する点で、むしろ間接罰の方式が望ましい<sup>36)</sup>。この指摘は、消費者法の罰則の在り方を考えるうえでも基本的に妥当するのではなかろうか。

もっとも、「行政処分優先の原則」を前提としつつも、関係省庁には人的機構・予算規模に限界があり、行政処分制度の積極的な活用には必ずしも期待しえず、監督行政実務の在り方を根本的に再検討することが必要である、との指摘もある<sup>37)</sup>。

ちなみに、消費者庁・特定商取引法ガイドHP内資料（執行状況）によれば、2019年度中の消費者庁（国）・都道府県等の(9)特定商取引法による業務停止・禁止命令・指示等の発出状況は176件である。これに対して、特定商取引法の命令等違反の罪で検挙、起訴され有罪となった事例は、どれくらいあるのだろうか。本稿筆者が、LEX/DBで検索した限りでは、特定商取引法の命令等違反の罪が扱われた公刊の刑事裁判例は見あたらなかった。そもそも、行政庁等による命令等も、これを発出される事業者等の市民にとっては不利益となりう

る。それゆえ、その発出は、一般に慎重になされているとも推測される。各法の各命令等の発出状況等を踏まえて、その違反の罪の罰則の刑種・軽重などの精査を行うことも有益となりうる<sup>38)</sup>。

## 5. 許可等への違反行為(⑦)及び届出・書類等の手続への違反行為(⑧)について

⑦に対する罰則を定めるのは、(1)、(2)、(8)、(10)～(12)、(15)、(16)、(18)、(21)、(23)、(24)、(27)～(29)、(33)～(36)、(38)、(40)、(41)、(46)、(47)、(50)、(51)、(55)、(59)の法律である。

⑧に対する罰則を定めるのは、(7)、(9)～(16)、(18)、(21)、(23)～(25)、(27)～(36)、(38)～(41)、(44)、(46)～(53)、(55)、(57)、(59)の法律である。

行政法の業法規制は、事業者以外には及ばない。そこで、こうした業法規制を担保・補完するために、⑦の一部の法律では、許可・登録制などの開業規制が敷かれ、その違反が罰則の対象とされている<sup>39)</sup>。例えば、利殖勧誘事犯のうち、(23)金融商品取引法のファンドの検挙事案は無登録営業の罪に該当するものが多いとされている<sup>40)</sup>。

また、行政機関に対する届出は、その項目に事業者の氏名・住所・法人代表者名、事業活動の内容などが含まれている。それゆえ、届出には行政機関が適切な行政管理を行うための情報提供の機能がある<sup>41)</sup>。こうした業務規制の観点から、⑧の一部の法律では、行政機関等への届出制が置かれ、その違反が罰則の対象とされている(なお表⑧では、届出以外の主として書類等の手続違反行為も掲げた)。

許可制等への違反がなされると、様々な種類の業法規制が潜脱されかねない。そのため、許可等の違反の実態は「許可等を得なかった。」という形式的な違反に留まらない<sup>42)</sup>。このことは、届出制等への違反にも妥当しうる。それゆえ、⑦・⑧の罰則につき、その違反の実態に応じて、各法律間で刑種・軽重に異同



があるのは当然ではある<sup>43)</sup>。それでも、罰則の刑種・軽重などについて、想定される無許可・無届出の行為の実質的危険性の内容が適正かつ整合的に反映されているか。これについては、異なる法律間での横断的な検証も必要であろう<sup>44)</sup>。また、事業者を含む市民は、自己の行為について許可等・届出等の手続が必要かどうかを必ずしも常に全て把握できるわけではない。そのため、こうした違反に対する罰則の立法・適用には慎重さが求められる<sup>45)</sup>。

## 6. 行政調査への違反行為（⑨）について

これに対する罰則を定めるのは、(3)～(5)、(7)、(9)～(16)、(18)～(21)、(23)～(25)、(27)～(31)、(33)～(44)、(46)～(57)、(59)、(60)の法律である。この罰則は、一覧表記載の法律のうち約9割の法律で定められている。

行政調査（報告徴収・立入検査等）については、罰則による間接強制のみで裏づけられているにすぎず、相手方に拒まれればそれまでである以上、その罰則が適用されることも稀である、との指摘もある<sup>46)</sup>。行政調査の違反行為に対して「刑罰」が常に最適も含め、ここでの罰則の在り方にも検討の余地がありそうである<sup>47)</sup>。

## 7. 業界団体の違反行為（⑩）及び第三者機関の違反行為（⑪）について

⑩に関する罰則を定めるのは、(9)～(13)、(16)、(23)、(24)、(28)、(33)、(39)、(42)、(47)の法律である。業界団体には、強力な公的規制を回避し事業者のいわゆる「自主規制」で事業活動が円滑かつ適正に行われるよう促す役割が期待される（消費者基本法6条参照）。これらの法律では、その業界団体の結成・業務活動についても規制がなされている。表⑩では、そのような業界団体に当たると思われる団体の違反行為の罰則を掲げた。

⑪に関する罰則を定めるのは、(1)～(3)、(6)、(7)、(9)～(12)、(16)、(21)、(23)、(24)、(27)～(29)、(31)～(43)、(47)～(51)、(55)～(60)

の法律である。これらの法律では、消費者と事業者との間の利害調整・紛争解決、または法の設定する基準等の検査・評価や試験等の実施をする機関の結成・業務活動についても規制がなされている。表①では、そのような役割を果たすと思われる機関を「第三者機関」と称してその違反行為の罰則を掲げた。

ところで、近年、経産省は、(24) 商品先物取引法の不招請勧誘禁止を緩和し、業界の自主規制に委ねようとしており、当該勧誘行為による消費者被害の再燃が懸念されるとの指摘もある<sup>48)</sup>。こうした懸念を払しょくするためにも、日本商品先物取引協会による適切な自主規制の主導が期待される。これに関連し、一般的に業界団体自体への法の規制・罰則の在り方を改めて検討する必要があるかもしれない。

## 8. 法定刑について

一覧表中の罰則のうちで、自由刑として最も重い刑罰は「10年以下の懲役」であり、これを定めるのは(8) 不正競争防止法、(16) 貸金業法、(23) 金融商品取引法の罰則である。自由刑として最も軽い刑罰は、「拘留」であり、これを定めるのは(46) 古物営業法の罰則である。ちなみに、最も軽い懲役は「6月以下」であり、これを定めるのは(9) 特定商取引法、(11) 資金決済法、(12) 旅行業法、(14) 探偵業の業務の適正化に関する法律、(15) 動物の愛護及び管理に関する法律、(21) 社会福祉法、(23) 金融商品取引法、(24) 商品先物取引法、(27) 保険業法、(28) 銀行法、(33) 宅地建物取引業法、(34) 建設業法、(39) 老人福祉法、(40) 医療法、(42) 個人情報保護法、(46) 古物営業法、(47) 電気通信事業法、(51) 農薬取締法、(55) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、(59) 健康増進法の罰則である（なお、下限の最も重い懲役は、「3月以上（10年以下）」であり、これを定めるのは、(23) 金融商品取引法の罰則である）。

同様に、財産刑として最も重い刑罰は「3,000万円以下の罰金」であり、これを定めるのは(8) 不正競争防止法、(16) 貸金業法、(17) 出資法、(23) 金融

商品取引法の罰則である。財産刑として最も軽い刑罰は「科料」であり、これを定めるのは(46)古物営業法の罰則である。ちなみに、最も軽い罰金は「5万円以下」であり、これを定めるのは(54)有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律、(60)家庭用品品質表示法の罰則である。なお、最も重い過料は「100万円以下」であり、これを定めるのは、(2)消費者裁判手続特例法、(11)資金決済法、(16)貸金業法、(17)出資法、(18)サービサー法、(23)金融商品取引法、(24)商品先物取引法、(27)保険業法、(28)銀行法、(29)預金保険法、(40)医療法、(47)電気通信事業法の罰則である。最も軽い過料は「5万円以下」であり、これを定めるのは、(46)古物営業法の罰則である。なお、一覧表では両罰規定における「業務主(法人)重課」(その意義は下記9参照)の刑罰を割愛しているが、例えば(8)不正競争防止法22条1項1号は、「10億円以下の罰金」を重課の刑罰として定めている。また、(7)独占禁止法95条の4では、刑の言渡しと同時に「事業者団体の解散」の宣告も可能とされている。

ここでは、法定刑に関する検討の前提として、消費者法の罰則で刑罰を用いることにつき、次のような指摘を紹介するに留める。刑法の最終手段性からして刑罰はできるだけ謙抑的に用いることが望ましく、また一般的に行政刑法の領域では警察・検察の人員が限られているので、違反が実際に検挙・起訴され処罰されることは少なく、刑罰規定が絵に描いた餅に終わっていることも多い。そこで、悪質・重大でない通常の違反行為には、(刑罰ではなく)行政庁が機動的に使用できる行政制裁制度を整備することが望ましい。この点、(7)独占禁止法、(23)金融商品取引法、(56)景表法のように、課徴金制度の導入を積極的に検討すべきである<sup>49)</sup>。

ちなみに、公正取引委員会HP内資料(違反事件の処理状況について)を見ると、2019年度中の(7)独占禁止法による課徴金納付命令は37の事業者を対象になされ、その総額は約692.7億円である。また、金融庁HP内資料(納付命令等一覧)を見ると、2019年度中の(23)金融商品取引法による課徴金納付命令の対象となったのは49件、その総額は約28.7億円である。さらに、

消費者庁 HP 内（発表報道）資料を見ると、2019 年度中の（56）景表法による課徴金納付命令は 17 の事業者を対象になされ、その総額は約 4.6 億円である。

## 9. 両罰規定について

消費者法の領域では、下記のように一覧表記載の 60 の法律のうち 54 の法律でいわゆる「両罰規定」が置かれている（下記別表参照）<sup>50)</sup>。刑法典上は消費者に対する業務上過失致死傷罪や詐欺罪は従業員等の自然人行為者についてしか問題になりえないが、両罰規定のある関連する特別法違反で併せて起訴されると、法人業務主についても起訴・処罰が可能となる<sup>51)</sup>。法人に対する刑罰のスティグマ効果は、まともな企業に対しては重要な意味を持っているとの指摘もある<sup>52)</sup>。しかし、逆にいえば、例えば当初から悪質商法等の行為をするために隠れ蓑的に設立された「まともでない企業」には、その効果も限定的となりうるということであろう。

なお、別表では割愛したが、(7) 独占禁止法 95 条の 3、(56) 景表法 39 条・40 条では、いわゆる「三罰規定」が置かれている。

ところで、両罰規定では、従業員等の自然人行為者に対する法定刑と切り離して、法人・自然人の業務主により重い罰金刑を科す「業務主重課（科）」のなされることがある。別表の通り、一覧表記載の両罰規定を定める 54 の法律のうち、半数以上の 29 の法律が「業務主重課」を採用している。もっとも、「業務主重課」の対象は、独占禁止法及び景表法を除くと、法人の業務主のみである。これは消費者法に限ったことではないが、その理由は、法人と自然人との業務主には資力格差があること、また従業員等の自然人行為者に法定刑として自由刑が定められていることとの比較によるとされている<sup>53)</sup>。このことを踏まえ、法人重課による罰金額の引き上げには正当性が認められる一方で、故意の本条違反と過失の違反防止措置義務違反との間の処罰価値の比較から、本来は法人処罰において両者の違反に対する罰金刑を区分して定めるべきことなどの問題点も指摘されている<sup>54)</sup>。

## 【別表・両罰規定のある法律】

法律名	両罰規定の条項数	業務主重課の有無
消費者契約法	52条1項	なし
消費者裁判手続特例法	96条1項	なし
消費者安全法	56条	あり
独占禁止法	95条1項	あり
不正競争防止法	22条1項	あり
特定商取引法	74条1項	あり
割賦販売法	54条1項	なし
資金決済法	115条1項	あり
旅行業法	82条	なし
ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律	24条	なし
探偵業の業務の適正化に関する法律	20条	なし
動物の愛護及び管理に関する法律	48条	あり
貸金業法	51条1項	あり
出資法	9条1項	あり
サービス法	36条	あり
生活保護法	86条2項	なし
生活困窮者自立支援法	30条	なし
社会福祉法	132条	なし
金融商品取引法	207条1項	あり
商品先物取引法	371条1項	あり
預託法	17条	なし
保険業法	321条1項 (332条の3)	あり (なし)
銀行法	64条1項	あり
預金保険法	149条1項	あり
振り込み詐欺救済法	45条1項	あり
品確法	107条	なし
特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	43条	なし
宅地建物取引業法	84条	あり
建設業法	53条	あり
建築基準法	105条	あり
建築士法	43条	なし
建築物の耐震改修の促進に関する法律	46条	なし
高齢者住まい法	82条	なし
老人福祉法	41条	なし
医療法	90条	なし
医師法	33条の3	なし
個人情報保護法	87条1項	なし
迷惑メール防止法	37条	あり
携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律	26条	なし
古物営業法	38条	なし
電気通信事業法	190条	あり
消費生活用製品安全法	60条	あり
電気用品安全法	59条	あり
食品衛生法	78条	あり
農業取締法	50条	あり
米トレーサビリティ法	13条	なし
牛トレーサビリティ法	24条	なし
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	12条	あり
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	90条	あり
景表法	38条1項	あり
食品表示法	22条1項	あり
JAS法	81条1項	あり
健康増進法	75条	なし
家庭用品品質表示法	27条	なし

## 10. 組織犯罪処罰法の「テロ等準備罪」との関係

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（組織犯罪処罰法）6 条の 2 は、テロ等準備罪（いわゆる「共謀罪」）を規定する。すなわち、各法の一定の犯罪について、それが（組織的犯罪集団の）「団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を 2 人以上で計画し」、「その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたとき」は、テロ等準備罪で処罰対象となる。

一覧表記載の法律においてその団体の目的及び準備行為の対象となる犯罪は、(8) 不正競争防止法 21 条 1 項～3 項の罪、(16) 貸金業法 47 条の罪、(17) 出資法 5 条、5 条の 2 第 1 項、5 条の 3、8 条 1 項・2 項の罪、(23) 金融商品取引法 197 条、197 条の 2 の罪、(24) 商品先物取引法 356 条の罪、(27) 保険業法 331 条 4 項の罪（一覧表では割愛）、(55) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の 83 条の 9 の罪である（法定刑は組織犯罪処罰法 6 条の 2 第 2 号により「2 年以下の懲役または禁錮」）。

- 1) 中田邦博「消費者法とはなにか」中田邦博・鹿野菜穂子編『基本講座 消費者法』（4 版・2020）7 頁。なお、鎌田薫「『消費者法』の意義と課題」岩村正彦ほか編『現代の法 13 消費生活と法』（1997）12 頁も参照。
- 2) 例えば、内田浩「悪質商法に対する刑事規制の現状と課題—特定商取引法上の犯罪と詐欺罪の成否を中心として」佐藤祐介・松岡勝美編『消費者市民社会の制度論』（2010）110 頁、大山徹「商品先物取引と詐欺罪」法学研究 84 巻 9 号（2011）379 頁、稲垣悠一「欠陥製造物に対する法規制の状況」同『欠陥製品に関する刑事過失責任と不作為犯論』（2014）111 頁、木村光江「利殖勧誘詐欺と消費者の保護」高橋則夫ほか編『刑事法学の未来 長井圓先生古稀記念』（2017）493 頁、長井長信「組織的詐欺について—消費者保護との関連で—」同書 511 頁、荒川雅行「消費者保護と刑事規制—改正特定商取引法上の罰則を中心として—」法と政治 68 巻 2 号（2017）25 頁など。
- 3) 例えば、佐伯仁志「消費者法と刑法」中田邦博・鹿野菜穂子編『基本講座 消費者法』（4 版・2020）50 頁、芝原邦爾ほか「刑法による消費者保護」同ほか『ケースブック 経済刑法』（3 版・

- 2010) 347 頁、古川伸彦「刑法による消費者保護」山口厚編著『経済刑法』(2012) 297 頁、大下英希「悪質商法と消費者保護」、「利殖商法と消費者金融の規制」神山敏雄ほか編著『新経済刑法入門』(2 版・2013) 266 頁、282 頁、前嶋匠「欠陥商品・不当表示をめぐる犯罪」同書 295 頁、河上正二(第 1 節)・古川昌平(第 2 節)・京藤哲久(第 3 節 I)・森田菜穂(第 3 節 II)「刑法による消費者保護」芝原邦爾ほか編著『経済刑法』(2017) 591 頁、永井善之ほか「悪質商法、詐欺罪と経済刑法」齊藤豊治ほか編著『日中経済刑法の最新動向』(2020) 33 頁、松宮孝明ほか「刑法に基づく食品安全の保護」同書 99 頁、同ほか「金融犯罪」同書 267 頁など。
- 4) 例えば、長井圓「消費者取引と刑事規制」(1991)、垣口克彦『消費者保護と刑法』(2003)、川合昌幸「財産の保護 1 消費者保護」ジュリスト 852 号(1986) 38 頁、芝原邦爾「消費者保護と刑法の役割」法律時報 59 卷 3 号(1987) 86 頁、神山敏雄・大山弘「消費者保護と刑事法の役割」刑法雑誌 30 卷 3 号(1990) 445 頁、神例康博「消費者取引と刑事規制—重要事項不告知・不実告知行為を中心として—」日本大学大学院法学研究年報 20 号(1990) 107 頁、神山敏雄「先物取引をめぐる犯罪」、「豊田商事商法をめぐる犯罪」同『経済犯罪の研究 第 1 卷』(1991) 13 頁、221 頁、木村光江「判例に現われた詐欺罪の現代的課題」刑法雑誌 34 卷 2 号(1995) 277 頁、長井圓「消費者取引と詐欺罪の法益保護機能」同 293 頁、京藤哲久「経済刑法における詐欺罪—悪徳商法の刑罰的規制と詐欺罪の限界—」同 323 頁、長井長信「消費者保護は刑法でどうあつかわれるか？」法学セミナー 484 号(1995) 37 頁、垣口克彦「消費者取引被害と刑法」山中敬一ほか『経済刑法の形成と展開』(1996) 191 頁、斎藤信治「報告 悪質商法に対する刑罰的規制」比較法雑誌臨時増刊 30 卷(1997) 89 頁、京藤哲久「消費者保護と刑事法」岩村正彦ほか編『現代の法 6 現代社会と刑事法』(1998) 161 頁、伊藤渉「形式詐欺と実質詐欺について」芝原邦爾ほか編『松尾浩也先生古稀祝賀論文集 上』(1998) 479 頁、芝原邦爾「刑法による消費者保護」同『経済刑法』(2000) 153 頁、齊藤豊治「消費者保護と経済刑法」現代刑事法 30 号(2001) 25 頁、佐久間修「悪質商法による詐欺と権利行使に伴う恐喝」警察学論集 56 卷 11 号(2003) 138 頁、木村光江「経済刑法と消費者の保護」東京都立大学法学会雑誌 44 卷 2 号(2004) 47 頁、林弘正「消費者問題への刑事法的アプローチ」法政論叢 41 卷 1 号(2004) 195 頁、松原芳博「消費者保護と刑事法」西原春夫編『日中比較経済犯罪』(2004) 122 頁など。
- 5) 消費者法と刑法との関係を包括的に検討する比較的「新しい」論稿として、佐伯仁志「報告 2 消費者保護における刑法の役割」吉田克己編著『競争秩序と公私共働』(2011) 167 頁、京藤哲久「消費者利益の刑法による保護の概観」明治学院大学法科大学院ローレビュー 16 号(2012) 47 頁。なお、勿論、経済刑法一般の問題として、刑事規制の在り方・限界を論じることは、刑法による消費者保護の在り方・限界を論じることにもつながる。しかし、例えば、京藤・前掲注 3) 640 頁は、刑法各則の構成要件に比して、「消費者刑法の構成要件の解釈は、先例も乏しくまだ蓄積も少ない」と指摘する。

- 6) その立法の状況については、河上・前掲注 3) 596～600 頁参照。また、刑事法においても、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 (組織犯罪処罰法) (1999) によって、一定の場合に、詐欺罪を含む財産に対する罪、出資法違反の所定の罪などによる犯罪収益を没収・追徴し、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律 (2006) によって、これを「犯罪被害財産」として、検察官がその被害者に給付する制度も設けられている。しかし、支給の基金となる「犯罪被害財産」の没収・追徴は、起訴され有罪となった事件の犯罪収益に限られる (佐伯・前掲注 3) 57 頁参照)。他方で、組織犯罪処罰法 3 条 1 項 13 号では、刑法 246 条の詐欺罪 (法定刑は「10 年以下の懲役」) が「団体の活動として」その行為を「実行するための組織により行われたとき」に、「1 年以上の有期懲役刑」に処するとして、詐欺罪の重罰化規定が置かれている。このいわゆる「組織的詐欺」は、「消費者法保護分野における刑事規制のひとつの集大成」とも評価されている (長井・前掲注 2) 512 頁)。しかし、改正刑法草案 (1974) 338 条では、「正常な企業又は健全な経営を仮装し、公衆に対する広告の方法を用いて、第 336 条の罪を犯した者は、1 年以上の有期懲役に処する」として、336 条の詐欺罪の重罰化規定が置かれていた。これに対しては、必要なのは財産的損害の未然防止・初期段階での阻止であり、事後的な制裁である本条では組織的で大規模な詐欺から公衆を保護するのには充分ではないと指摘されていた (芝原邦爾「詐欺の罪 改正刑法草案の総合的検討」法律時報 47 巻 5 号 (1975) 241～242 頁。なお長井圓・前掲注 4) (刑法雑誌) 308～309 頁参照)。この「営業詐欺」に対する指摘を踏まえるならば、組織的詐欺が消費者の財産的被害防止の点で充分であるかは、なお検討の余地がある (なお長井・前掲注 2) 512～513 頁参照)。組織的詐欺の保護法益等をめぐる理論的な問題点については、長井・前掲注 2) 514～526 頁、大山徹「組織的詐欺について」慶應法学 37 号 (2017) 211～224 頁参照)。
- 7) 河上・前掲注 3) 598～599 頁。
- 8) これに関連して、消費者裁判手続特例法に基づく特定適格消費者団体による代行訴訟は、国民生活センターによれば、本訴訟制度導入から 3 年余り経っても 3 件に留まっている、と報道されている (読売新聞 2020 年 5 月 11 日付 (朝刊) 9 面)。
- 9) そのため詐欺罪の「財産損害」や「欺罔」の要件の実質的な限定化が図られている (この点をめぐる学説の動向については、佐竹宏章『詐欺罪と財産損害』(2020) 23～41 頁参照)。
- 10) 富川雅満「詐欺罪における被害者の確認措置と欺罔行為との関係性」(1～3) 法学新報 122 巻 3・4 号 (2015) 183 頁、同 5・6 号 (2015) 35 頁、同 7・8 号 (2016) 223 頁。もっとも、この見解では、詐欺罪の欺罔として「許されざる情報格差の利用」が認められるのは、「行為者が被害者による情報収集を阻害していた場合、被害者にそもそも情報収集能力・手段が存在しない場合、情報収集努力を行ったとしても錯誤に陥った場合」とされている (富川雅満「詐欺罪における欺罔行為の判断基準について」佐伯仁志ほか編「刑



事法の理論と実務②』(2020) 214～215頁)。そうすると、この見解からも、消費者が事業者に欺罔され財産処分をした場合に、当該消費者が情報収集措置・確認措置を怠ったとして詐欺罪の(欺罔の)成立が直ちに否定されるわけではないと思われる(ただし、富川・前掲(法学新報(3)) 241～246頁では、いわゆる「平均的な消費者」像が客観的欺罔適性の基準になると論じられている)。この見解では、主として事業者が欺罔された事例が検討の対象とされている。その当否をひとまず措けば、この見解には、消費者を相手方とする欺罔行為の成否の具体的な判断基準の一層の明確化が期待されよう。

- 11) 例えば、古川伸彦・前掲注3) 305～309頁は、詐欺罪の欺罔の証明には困難さがあること、また詐欺罪の欺罔の成否はその対象となる事実の取引上の重要性を実質的に検討しなければならないことを前提として、悪質な利殖勧誘商法であっても初めから返還意思の不存在を証明できる場合は多くないため、詐欺罪適用による消費者の保護を図ることにはおのずから限界があるとして、業法上の開業規制、業務規制が重要性を有する、と論ずる。しかし、消費者の財産被害の未然防止のために開業規制・業務規制が重要性を有するというのはその通りだとしても、そもそも詐欺罪の欺罔の成否を「実質的」に検討する場合のその内実が問われる。例えば、長井圓「不当な勧誘行為と刑事責任(1)―豊田商事事件」廣瀬久和・河上正二編『消費者法判例百選』(2010) 129頁は、取引目的の客観的限定により詐欺罪の成立要件を過度に実質化・複雑化することは「詐欺の迅速な捜査・立証を困難にして、膨大な詐欺被害が放置されて、抑止されずに終わる」、と指摘する。これに関連し、詐欺罪の成立範囲を「実質的」観点から限定化しようとする学説は、「欺かれなければ処分しなかったはずの個別財産の処分」のみで詐欺罪の成立を認める判例及び伝統的な見解(形式的個別財産説)では詐欺罪の成立範囲が不当に拡張するとの批判をしたうえで展開されることが一般的である。しかし、消費者法と刑法との関係に即していえば、形式的個別財産説には、消費者法の罰則における詐欺罪のいわゆる「前段階構成要件」では悪質商法の規制にとって必ずしも充分でないゆえに、これを補うべく捜査機関を含む市民一般にとって詐欺罪の規範を簡明化・柔軟化する意図が含まれている(長井圓・前掲注4)(刑法雑誌) 310～317頁、同「詐欺罪における形式的個別財産説の理論的構造」法学新報121巻11・12号(2015) 361～362頁参照)。「消費者」こそ詐欺罪の「被害者」になりうるのであるから、こうした形式的個別財産説の刑事政策的な意図を十分に踏まえる必要もあるのではないか。これに対して、松原・前掲注4) 138頁は、現実に対等でない事業者と消費者との間の不均衡を是正することは、取引上の財産保護に関する一般法である詐欺罪ではなく、取引主体・取引場面が限定された特別法としての行政取締法規において考慮されるべきと論じる。しかしながら、一般法の詐欺罪の適用を控えることで、特別法の規制・罰則の適用範囲が増大・拡張される。そうだとすれば、それは、取り締まられる事業者や取引での自律が求められる消費者にとって本当に望ましいことなのか。また、行政法による事業者への規制・罰則が現在過不足な

く有効に機能しているのか。これらの検討・検証が必要だと思われる。これに関する議論の整理として、大下・前掲注3) 280頁参照。

- 12) 例えば、京藤・前掲注4) (刑法雑誌) 332～333頁は、詐欺罪及びその前段階構成要件はその被害者が自らの行為の意味を正しく理解できる者である場合に適用されるとの立場から、詐欺罪及びその前段階構成要件だけでは消費者被害の防止は極めて不徹底であり、その被害の防止のために、被害者の関与が予定される詐欺罪・恐喝罪の財産犯類型と並行して立法上新たな財産犯類型が必要になるとして、ドイツ刑法の暴利罪(Wucher)等の規定がその参考になりうることを論じていた。また、長井圓・前掲注4) (刑法雑誌) 294頁、309～311頁は、消費者保護のために詐欺罪に積極的役割を認めるべきことを主張する一方で、詐欺罪の前段階構成要件の問題点を指摘したうえで、その代替として具体的な新設規定の立法も提案していた。近時では、例えば、佐久間修「現物まがい商法について—その欺瞞性と刑事規制の限界」内閣府『第301回消費者委員会本会議資料』(2020) 1～5頁は、いわゆる「現物まがい商法」に対する詐欺罪による刑事規制の限界を論じたうえで、現物まがい商法に対する新たな財産犯規定の立法提案をしている。
- 13) 他方で、近時、いわゆる「特殊詐欺事犯」(「オレオレ」や「振り込め」など特殊な類型的手口の詐欺罪)の受け子等に詐欺罪の成立を認める最高裁判例が相次いで出された(最決平29・12・11刑集71巻10号535頁、最判平30・3・22刑集72巻1号82頁、最判平30・12・11日刑集72巻6号672頁、最判平30・12・14刑集72巻6号737頁)。その実質的な争点が刑法総論の「故意」・「未遂」・「不能犯」や「承継的共同」という重要な論点に関わるものであったこともあって、これらの判例をめぐる刑法の議論が活発化している(例えば、十河太郎ほか「特集 特殊詐欺と刑法理論」法律時報91巻11号(2019) 57頁、豊田兼彦ほか「特集 ケーススタディで考える特殊詐欺」法学セミナー64巻12号(2019) 8頁)。特殊詐欺も、現在でも多大な財産的被害をもたらす社会問題化しており、刑事政策的にも当然重要な課題である。それゆえ、刑法学説のこうした議論状況はむしろ当然ともいえる。しかしながら、警察庁HP内資料(認知・検挙状況等について)を見ると、2019年中の特殊詐欺の被害総額は約315.8億円であるのに対し、本文で示した通り、同利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯の被害総額は、約1,064.9億円であって、単純な比較はできないものの、利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯の被害総額も決して少ないわけではない。
- 14) これに対して、例えば、圓山茂夫『詳解 特定商取引法の理論と実務』(4版・2018) 16～17頁では、「特定商取引法の内容項目一覧表」として、各違反等の行為に対する行政処分・刑事罰の有無、また関連する民事規定・差止請求権・法執行の有無などが詳細に整理されている。他にも個別の消費者法の解説書等には同様の整理がなされているものがあると推測される。本稿の罰則一覧表が、こうした個別の解説書等での整理とその拡充にも役立つことがあれば幸いである。

- 15) 例えば、甲斐道太郎ほか編集代表『消費者六法 2020 年版』(2020)では、本文でも述べた通り、一部の法律に関して「罰則」部分が省略されている。このことから、既に民事・行政の理論・実務の現場において、実際にはほとんど機能していない罰則も多いのではないかと推測される。勿論、そうはいても、罰則が「抜かずの宝刀」として機能している可能性もある。まさにこうしたことについて、民事・行政の理論・実務の現場の「生の声」も重要である。これが本稿の基本的な理解である。
- 16) もっとも、これは、「行政刑法」の罰則一般に通じる問題でもある(長井圓『未来世代の環境刑法 2 Principles 原理編』(2019) 18～20 頁参照)。しかし、市民の日常生活に特に直結しうる消費者法の罰則は、その要否を慎重に見定めたくえで、市民にとってわかりやすい内容へと明確化・簡素化していく必要が一層高いのではないだろうか。
- 17) 川合・前掲注 4) 44 頁は、「刑罰は、国が国民に対し自由や財産の剥奪という直接的な苦痛を科するものであるから、社会統制の手段としては、他にこれに代わるべき有効な手段がない場合においてのみ用いるべきものであるという点を忘れてはならない」としていた。これは、確かに、刑法の最終手段性の原則の一般的理解を確認するものにすぎないかもしれない。しかし、現在の消費者法の膨大・複雑な罰則制度の現状をみると、上記の理解が 30 年以上も前に既に消費者保護と刑法との関係で確認されていたことの意味を改めて考える必要があるように思われる。また、京藤哲久「刑法から経済刑法へ」明治学院大学法科大学院ローレビュー 19 号(2013) 25 頁は、経済刑法が社会的に認知されてきたことは現在刑法外の法規制の対象と考えられてきた領域でも刑法を利用すべきとの考え方が制度上優勢になっていることを意味すると分析したうえで、「理念上は、こうした刑法のあり方が本当に適切かについて批判する余地はあるし、そのあり方について反省を怠ってはならない」と指摘する。この指摘は、現在の消費者法の領域にも妥当するのではないだろうか。他方、佐伯仁志(発言)「〈討論〉(午前の部)」吉田克己編著『競争秩序と公私協働』(2011) 197 頁は、行政制裁を充実させていくべきとしながらも、その制裁が用意されていない現状では、刑法の謙抑主義といっても、「ある程度刑法が積極的役割を果たさざるをえない」とする。しかし、そのような現状であればこそ、刑法と行政法を含む他の法分野との「協働」を一層深化・発展させて、行政制裁の拡充を検討していくべきではないか(なお、佐伯・前掲注 3) 55 頁では、行政制裁制度の整備の必要性が指摘されている)。
- 18) 長井圓・前掲注 4) (『刑事規制』) 10 頁は、いわゆる「補充性」の原則は、刑法にのみ妥当するものではなく、「人権を保障するために選択しうる最小限の人権侵害と社会的コストの要請」であり、法的規制の手法・効果が民事・行政・刑事のいずれであるかが決定的なのではなく、これらの法的手法・効果の不利益性と行為の不法性とを総合衡量して、いずれかの手法・効果を選択することが重要であると指摘する。
- 19) 例えば、ドイツでは、秩序違反法により、行政法規の違反は、犯罪として刑罰(罰金)

の対象となるのではなく、広く秩序違反として「Geldbuße/Bußgeld」(「過料」や「過怠金」と訳される。)等の対象となりうる(本法の詳細は、今村暢好『行政刑法論序説』(2020)201～218頁参照)。秩序違反法には、「行政刑罰法規の氾濫と無機能」を回避しうることが指摘されている(長井・前掲注16)20頁)。こうした規制の在り方は、日本の行政刑法としての消費者法における罰則の在り方を考えるうえでも参照すべきものがあるのではない。現段階ではこのように考えているが、その本格的な検討は他日を期すしかない。なお、これに関連した調査研究として、宗田貴行「ドイツにおける消費者の財産被害事案に係る行政による経済的不利益賦課制度に関する調査」消費者庁『諸外国における消費者の財産被害事案に係る行政による経済的不利益賦課制度及び財産の隠匿・散逸防止策に関する調査報告書』(2018)16頁がある。

- 20) また、主として賄賂の罪に関する罰則として国外犯についての規定を置く法律もあるが、これに関しても割愛した。一覧表記載法律のうち、国外犯についての規定を置くのは、(1) 消費者契約法、(2) 消費者裁判手続特例法、(7) 独占禁止法、(8) 不正競争防止法、(16) 貸金業法、(21) 社会福祉法、(23) 金融商品取引法、(24) 商品先物取引法、(27) 保険業法、(29) 預金保険法、(40) 医療法、(42) 個人情報保護法である。
- 21) 一覧表記載法律のうち、取賄に関するものを除き、特別の没収等の規定を置くのは、(8) 不正競争防止法、(23) 金融商品取引法、(24) 商品先物取引法、(27) 保険業法、(28) 銀行法、(51) 農業取締法である。
- 22) 例えば、中川丈久「消費者法と行政」中田邦博・鹿野菜穂子編『基本講座 消費者法』(第4版・2020)40頁。
- 23) ①に関連する商品等の適正な製造・流通は、②に関連する表示・広告の規制とも深く関わる(京藤・前掲注5)56～57頁、佐伯・前掲注3)53～54頁参照)。なお、食品偽装につき、不正競争防止法違反と詐欺罪の成立を認めた裁判例として、札幌地判平20・3・19LEX/DB28145273、大阪地判平20・4・17LEX/DB28145309、仙台地判平21・2・25LEX/DB25440544などがある(佐伯・前掲注3)54頁注13)参照)。ちなみに、軽犯罪法1条1項34号は、「公衆に対して物を販売し、若しくは頒布し、又は役務を提供するにあたり、人を欺き、又は誤解させるような事実を挙げて広告をした者」を拘留または料所に処すと規定する。同罪の成立を認めた裁判例として、東京高判昭43・1・26東高刑時報19巻1号13頁がある。
- 24) 京藤・前掲注5)57頁。なお、食品表示に関する法規制の複雑さとわかりにくさを解消するために、食品表示法が制定された(穴沢大輔「食品表示偽装と刑法」(明治学院大学)法学研究110号(2021)300頁参照)。「なお」以下の文章は2021年9月追記
- 25) なお、(9) 特定商取引法70条1号の罰則の対象となる不実告知を定める6条1項は、「販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締

結について勧誘をするに際し、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。」と定める。これに対して、同様に不告知を定める6条2項は、「販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、前項第1号から第5号までに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為をしてはならない。」と定める。すなわち、6条2項の不告知に関しては「故意に」の文言があるが、同1項の不実告知に関しては「故意に」の文言が欠けている(21条、44条、58条の10の各1項・2項も同じ。また、34条1項、52条1項、58条の10第4項では、「故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる」と定められている。(12) 旅行業法、(13) ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律、(25) 預託法、(33) 宅地建物取引業法でも同様の文言形式で不実告知・不告知が定められている)。刑法38条1項本文は故意犯処罰の原則を定め、同但書は過失犯処罰には「特別の規定」が必要であることを定める。それでも、同2項の不告知に関してあえて「故意に」と定められていることとの対比から、同1項の不実告知に関しては「過失犯」も含むのかが問題となりうる。「故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる」と定められていた訪問販売法の不実告知・不告知の罪について、その「主観的要件」については疑義を残している」と指摘されていた(長井圓・前掲注4)(『刑事規制』)116～117頁)。特定商取引法の不実告知については、行政解釈では、告知内容が事実と異なることについての主観的認識は不要と解されているようである(森田・前掲注3)655頁参照)。しかし、刑法の解釈としては、なお議論を深める必要がある(なお内田・前掲注2)117頁注24)参照)。

- 26) 森田・前掲注3)660頁。
- 27) 長井圓・前掲注4)(刑法雑誌)309頁。
- 28) 長井圓・前掲注4)(刑法雑誌)309～311頁。なお、同・前掲注4)(『刑事規制』)180～181頁も参照。
- 29) 京藤・前掲注4)(刑法雑誌)328頁。なお、垣口・前掲注4)(『消費者保護』)168～169頁、松原・前掲注4)139頁も、捜査の運用等において捜査促進機能等が重視されることへ疑問を提起する。
- 30) ちなみに、本稿筆者がLEX/DBで調べた限りでは、(9) 特定商取引法の不実告知・不告知の罪の成立を認めた裁判例として、静岡地判平31・4・2LEX/DB25563100があった。そのほか、同様に不実告知の罪の成立を認めた裁判例として、東京高判平27・4・22東高刑時報66巻1～12号40頁、東京地判平17・10・14LEX/DB28135418、東京地判平17・10・28LEX/DB28135405、東京地判平17・11・2LEX/DB28135364・28135365があったが、これらの裁判例では同時に詐欺罪の成立も認められていた(なお、訪問販売法時

代の不実告知の罪に関する未公判裁判例については、本江憲憲監修『民商事と交錯する経済犯罪Ⅱ』(1995) 428～430 頁参照)。また、特定商取引法の威迫・困惑の罪の成立を認めた裁判例として、東京地判平 21・11・10 消費者法ニュース 83 号 289 頁があった。さらに、(33) 宅地建物取引業法の不実告知・不告知の罪の成立を認めた裁判例として、大阪高判昭 50・7・15 判時 815 号 119 頁、東京地判昭 58・10・26 刑月 15 巻 10 号 502 頁があった。

- 31) 井田良『講義刑法学・各論』(2016) 141 頁。また、同 141 頁注 1) では、刑法は、プライバシー権として私的領域を侵されない消極的・自由権的な内容の利益を保護しているのであって、憲法学上問題とされる「自己情報コントロール権」として積極的・能動的側面を持った権利を保護の対象にしていないとされている。
- 32) 京藤・前掲注 3) 648 頁。
- 33) 独占禁止法 1 条は「公正且つ自由な競争」の促進を目的としており、「一般消費者の利益」はその「反射的利益」・「事実上の利益」にすぎない、とするのが、通説であるとされる。しかし、有力説は、上記の通説的見解に依拠しつつ、消費者の「選ぶ権利」・「知らされる権利」としての一般消費者の利益の保障も本法の重要な目的として位置づけている、とされる(林秀弥「情報・データの流通とその基盤をめぐる競争と規制」曾我部真裕ほか『情報法概説』(2 版・2019) 91～92 頁)。
- 34) 内閣府が示す「人間中心の AI 社会原則」の第 5 原則「公正競争確保の原則」でも、AI 資源の集中する特定の国・企業が支配的な地位を利用して不当なデータ収集をしたり、主権を害したり、民間企業が不公正な競争をしてはならない旨が示されている(平野晋『ロボット法—AI とヒトとの共生にむけて』(増補版・2019) 290 頁参照)。なお、これに関連し、2020 年通常国会で「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」案が可決・成立した。その罰則(23 条～25 条)では、命令違反、届出・報告書に関する違反、行政調査に対する違反が刑罰の対象とされ、両罰規定も置かれている。また、同通常国会では、(42) 個人情報保護法の改正案も可決・成立し、個人関連情報(クッキー情報)を第三者に提供する事業者に対して、一定の場合にその情報主体の同意を得ていることを確認することが義務づけられた。さらに、罰則に関し、法人の業務主重課の導入や、法定刑の引上げもなされた。
- 35) 例えば、2016 年の EU 一般データ保護規則(GDPR)では、「データ主体」に、「管理者」(企業等)に対する一般的な情報の権利のほか、「削除を求める権利」(忘れられる権利。17 条)、「データ・ポータビリティ権」(20 条)などを認めている。このことを踏まえて、次のような分析もなされている。デジタル経済プラットフォーム企業は、消費者のデータを巨額の収益の源泉とする。GDPR は、「データ主体」に、こうしたプラットフォーム企業に対するデータの従来の一般的な権利とは別に、収益の源泉に対する権利すなわち実

質的な「分配の要求」を認めたものである（小塚壮一郎『AIの時代と法』（2019）82～84頁）。日本は、GDPR45条に基づき欧州委員会から個人データの十分な保護の水準を確保しているとの認定を受けている（なお、GDPRの条文については、個人情報保護委員会HP内資料（『一般データ保護規則（GDPR）の条文』（仮日本語訳）参照）。それゆえ、日本・EU間での個人データの越境移転が認められている。このことから、GDPRの遵守は、EU域内で事業を展開する日本の企業ひいては日本政府にとっても重要な課題であるが、その前提として、上記分析によるGDPRの「データ主体」の権利の内容・意義を十分に踏まえたうえで、今後のコンプライアンス・法制度の整備・拡充を検討する必要があるのではないか。

- 36) 長井・前掲注16) 38～39頁。
- 37) 垣口・前掲4)（『消費者保護』）170頁。なお長井・前掲注16) 36頁も参照。
- 38) ちなみに、⑥について、最も重い刑罰は、(16) 貸金業法の「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその併科」である。最も軽い刑罰は、(23) 金融商品取引法、(60) 家庭用品品質表示法の「20万円以下の罰金」である。同様に、最も重い過料は、(23) 金融商品取引法、(27) 保険業法、(28) 銀行法、(29) 預金保険法の「100万円以下」である。最も軽い過料は、(23) 金融商品取引法、(47) 電気通信事業法の「10万円以下」である。なお、命令違反の罪の成立を認めた裁判例として、例えば、(33) 宅地建物取引業法の排除命令に関する東京高判昭46・1・29刑月3巻1号20頁がある。
- 39) 京藤・前掲注3) 643頁。
- 40) 木村・前掲注2) 503頁。なお、本罪をめぐる裁判例及び詐欺罪との関係については、同502～510頁参照。
- 41) 長井圓「環境法の基本原理」同編著『未来世代の環境刑法1 Textbook 基礎編』（2019）132頁参照。
- 42) 京藤・前掲注3) 643頁参照。
- 43) ちなみに、⑧について、最も重い刑罰は、(23) 金融商品取引法の「10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその併科」である。最も軽い刑罰は、(46) 古物営業法の「10万円以下の罰金」である。同様に、最も重い過料は、(11) 資金決済法、(18) サービス法、(23) 金融商品取引法、(24) 商品先物取引法、(27) 保険業法、(28) 銀行法、(29) 預金保険法、(40) 医療法、(47) 電気通信事業法の「100万円以下」である。最も軽い過料は、古物営業法の「5万円以下」である。
- 44) もっとも、この問題も、行政刑法一般に通じる問題である（渡辺靖明「環境法の罰則一覧」長井圓編著『未来世代の環境刑法1 Textbook 基礎編』（2019）279頁参照）。
- 45) 所管行政機関の職員等は、事業者の比較的軽微な届出違反を認識した場合に、たとえそ

れが直接罰の対象であっても、(おそらく他に重大な違反がなければ)直ちにこれを警察に告発したりせず、事業者に当該届出をするよう行政指導をして謙抑的に対応しているものと思われる(渡辺靖明「罰則から考える環境法令の基本的視座」環境管理55巻10号(2019)54～56頁参照)。こうした行政機関の謙抑的な対応との関係で、届出違反に対する罰則の意義・内容を検討する必要がある。

- 46) 笹倉宏紀「人工知能の法規制における行政手続と刑事手続」法律時報91巻4号(2019)45頁。もっとも、行政調査への違反が全く検挙・処罰されていないわけではない。例えば、東京地判平17・4・25LEX/DB28115344は、(28)銀行法の立入検査への虚偽答弁・忌避の罪の成立を認めている。また、読売新聞2020年2月18日付(夕刊)11面では、虚偽の説明をして必要のないリフォーム工事を勧めたとの事案で、県警が当該工委会社の代表者らを(9)特定商取引法の「検査拒否・不実の告知、不備書面の交付」の疑いで逮捕する方針であると報道されている。なお、(7)独占禁止法、(23)金融商品取引法には、犯則調査の制度がある。
- 47) 例えば、佐伯(発言)・前掲注17)213頁は、「検査妨害なども、別に刑罰でなくても行政制裁金のような形で担保して機動的に発動する方が望ましいのではないか」とする。
- 48) 河上・前掲注3)600頁。
- 49) 佐伯・前掲注3)55頁。また、杉村和俊「金融規制における課徴金制度の抑止効果と法的課題」金融研究34巻3号(2015)156～162頁は、金融規制における刑罰による抑止効果は不十分であるとして、課徴金制度の有効性を検討する。もっとも、非刑罰的な行政規制の実効性も、結局は所管行政機関のマンパワーにも左右される(京藤・前掲注5)51頁参照)。ここでも、このことには十分に留意する必要がある。
- 50) なお、一部の法律では、法人でない団体等に対する両罰規定もあるが、資料として両罰規定のある法律を示すこと自体を主眼としたため、これについては割愛した。
- 51) 京藤・前掲注3)638頁参照。
- 52) 佐伯・前掲注3)56頁。また、刑事実務では、法人に対する100万円を超える罰金額の徴収は一般的に困難となっており、その未納が問題となっているとの指摘もある(高崎秀雄「法人処罰について—実務の観点から」ジュリスト1383号(2009)131頁)。
- 53) 樋口亮介「両罰規定」山口厚編著『経済刑法』(2012)358頁。
- 54) 樋口・前掲注53)358～359頁。なお、自然人の業務主重課の問題点については、同360～361頁参照。

※2021年9月に、リポジトリ版において、表における誤字・脱字・遺漏等の不備を気づいた範囲で訂正したほか、一部文章を修正・加筆した(渡辺靖明)。



【消費者法の罰則一覧表】				
罰則の対象となる 行為の種類	法律名	具体的な行為の内容等	罰則の 条項号数	法定刑 (過料含む。)
①商品等の安全・品質 に関する違反	消費者安全法	重大事故発生・拡大等の急迫危険がある場合の消費安全性を欠く商品の譲渡・引渡・役務使用の禁止・制限違反	51条1号	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
	建築基準法	建築設備設計者等の建築物の各基準等違反：構造耐力基準・大規模建築物の主要構造部等の技術的基準・防火壁の区画等の技術的基準・特殊建築物の防火設備の技術的基準・特殊建築物の避難・消火の技術的基準・特殊建築物等の内装の技術的基準。建築物設計者等の安全・防火・衛生上の技術的基準違反。建築物の所有者・管理者・占有者の各基準違反：特殊建築物の防火設備の技術的基準・特殊建築物の避難・消火の技術的基準・特殊建築物等の内装の技術的基準・適用外建築物の用途変更時の各技術的基準	98条1項2号～5号・2項	3年以下の懲役または300万円以下の罰金
		検査済証交付受領時までの使用制限違反：建築主の特殊建築物等・工作物建築主の昇降機その他の建築設備設置・建築主の製造施設等工作物の建築等。建築物・工作物・建築設備の工事施工者の確認済証交付受領前の建築等：特殊建築物等・昇降機その他の建築設備・煙突・製造施設等工作物。中間検査合格証交付受領前施工：特殊建築物等・昇降機その他の建築設備・煙突等工作物。建築物・工作物・建築設備の設計者等の建築物以外の建築物の各基準等違反：屋根の防止構造の技術的基準・外壁の防火構造の技術的基準・大規模建築物の外壁などの防火構造・特殊建築物の居室等の換気設備設置・石綿その他物質の飛散等に対する衛生上の基準・安全・防火の工夫による電気設備設置・避雷設備設置・昇降機の安全構造・防火上支障のない構造・非常用昇降機設置・無窓の居室等の主要構造部の耐火構造等・指定建築材料の品質・防火地域等の建築物の防火設備設置等・防火地域等の建築物の屋根の構造の技術的基準・防火地域内にある看板等の防火措置・特定防災街区整備地	99条1項2号・8号・9号・15号・16号・2項	1年以下の懲役または100万円以下の罰金

	<p>区内の耐火建築物等・煙突等工作物の構造耐力基準等。建築設備の設計者等の安全・防火・衛生上必要な技術的基準違反、建築物の所有者等の28条3項・35条の3適用外建築物の用途変更時の各違反、36条適用外建築物の用途変更時の違反</p> <p>当該建築物の工事施工者の建築士の設計によらない工事等。建築物・建築設備の設計者の各違反：敷地の防湿等の衛生・安全措置・居室の採光・換気の措置・安全・防火の工夫による電気設備・敷地と道路との設置幅・道路内での建築等の制限・壁面線内での壁等の建築・容積率・建蔽率・敷地面積の最低限度以上・外壁等の限度以上の後退距離・建築物等の高さ制限・建築物の建蔽率の最高限度以下・建築物の容積率等の適合・建築物の容積率・高さの限度以下・建築物の容積率等の適合・建築物の容積率等の最低限度以上・建築物の敷地面積の最低限度以上等・建築物の高さの最高限度以下・最低限度以上。建築物・建築設備の設計者等の安全・防火・衛生上必要な技術的基準違反（居室の採光面積・天井・床の高さ・床の防湿方法・階段の構造・便所の設置及び構造・浄化槽の構造）、建築物・工作物の建築主・築造主の用途外建築物の建築、卸売市場等の特殊建築物の位置不決定新築等、当該建築物の設計者等の建築物の高さの適合違反、認証型式部材等製造者等の不検査、被災市街地の建築物の建築主の建築制限・禁止違反。建築物の所有者等の各違反：建築物の用途変更時の居室の採光の窓等不設置等・用途外建築物の建築・卸売市場等の特殊建築物の位置不決定新築等。製造施設等の工作物の所有者等の用途変更時の用途外建築物の建築・卸売市場等の特殊建築物の位置不決定新築等、建築物の所有者等の36条適用外建築物の用途変更時の違反。地盤の崩落等危害防止必要措置違反：建築物の建築等・昇降機等の建築設備・煙突等工作物</p>	<p>101条1項1号・3号～7号・11号～14号・18号・2項</p>	<p>100万円以下の罰金</p>
--	---	--------------------------------------	-------------------

消費者法の罰則一覧表

(①商品等の安全・品質に関する違反)	消費生活用製品安全法	特定製品製造・輸入・販売事業者の技術基準適合性義務履行の不表示販売等	58条1号	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
	電気用品安全法	電気用品の製造・輸入・販売事業者の届出の型式電気用品の技術基準適合の不表示の販売・販売目的陳列、特殊電気工事資格者等・電気用品を部品等で使用製造の物品製造事業者の電気用品使用	57条3号・4号	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
	食品衛生法	販売・販売供用目的の採取・製造・輸入・加工・使用・調理・貯蔵・陳列：腐敗・変敗・有害・有害物質含有・付着・病原汚染・不潔・異物の混入・添加の食品・添加物・疾病・へい死等の家さんの肉等・添加物・これを含む製剤・食品・乳幼児が接触することで健康を損なうおそれのあるおもちゃ。食品販売禁止違反	71条1項1号・2号	3年以下の懲役または300万円以下の罰金（71条2項によりその併科可）
		基準・規格不適合の食品・添加物の製造・加工・使用・調理・保存・販売・輸入、有毒・有害物質含有・付着等器具・容器包装等の販売・製造・輸入・営業上使用、基準適合の不表示器具・容器包装の販売・陳列・営業上使用	72条1項	2年以下の懲役または200万円以下の罰金（72条2項によりその併科可）
		特定の食品・添加物の販売・採取・製造・輸入・加工・使用・調理禁止違反、特定の器具・容器包装の販売・製造・輸入・営業上使用禁止違反	73条2号	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
	農薬取締法	製造者・輸入者の容器の不表示・虚偽表示農薬販売、販売者の容器・包装の表示外農薬販売、容器・包装の非表示農薬・非特定農薬の使用、農薬使用者の基準違反農薬使用、販売者への容器・包装表示不変更の販売制限・禁止違反、製造者・輸入者・販売者の農薬の販売の制限・禁止違反、農薬の販売・使用の制限・禁止違反	47条2号～4号・7号	3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
	米トレーサビリティ法	米穀事業者間の譲渡等時の米穀等の産地情報の不伝達・虚偽伝達	12条2号	50万円以下の罰金
	牛トレーサビリティ法	牛の管理者・輸入者の牛への耳標の不装着・牛の耳標滅失等時の新耳標不装着・牛の耳標取外・耳標不装着牛の譲渡等	23条2号	30万円以下の罰金
	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	家庭用品の製造・輸入・販売事業者の基準不適合家庭用品の販売・授与・陳列	10条1号	1年以下の懲役または30万円以下の罰金

	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</p>	<p>非薬局開設者・許可医薬品販売業者の医薬品の販売・授与・販売・授与目的貯蔵・陳列（配置を含む。）、店舗販売業者の薬局医薬品の販売・授与・販売・授与目的貯蔵・陳列、許可配置販売業者の経年変化が起こりにくいこと等基準適合外の医薬品販売・授与・販売・授与目的貯蔵・陳列、指定医薬・再生医療等製品の検定不合格の販売・授与・販売・授与目的貯蔵・陳列、「毒」の文字不記載の「毒薬」・「劇」の文字不記載の「劇薬」の販売・授与・販売・授与目的貯蔵・陳列、薬局開設者・医薬品販売業者の処方箋受交付者への指定医薬品の販売・授与、無登録（外国製造所に限る。）・模造販売・授与・販売・授与目的貯蔵・陳列：医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器（貸を含む。）・再生医療等製品。日本薬局方の定める基準不適合等各号該当の販売・授与・販売・授与目的貯蔵・陳列：医薬品・医薬部外品・化粧品・体外診断用医薬品。保健衛生上危険なおそれ等・使用方法を誤らせるおそれのある容器・被包（内袋を含む。）に収められた品の販売・授与・販売・授与目的製造・輸入・貯蔵・陳列：医薬品・医薬品部外品・化粧品・再生医療等製品。性状・品質・性能の規定基準不適合等各号該当医療機器の販売・貸与・授与・販売・貸与・授与目的製造・輸入・貯蔵・陳列・医療機器プログラムの電気通信回線を通じた提供、性状・品質・性能の規定基準不適合等再生医療等製品の販売・授与・販売・授与目的製造・輸入・貯蔵・陳列、規定基準不適合の生物由来製品の販売・貸与・授与・販売・貸与・授与目的製造・輸入・貯蔵・陳列、指定薬物の医療等の用途外の製造・輸入・販売・授与・所持・購入・譲受、直接の容器・被包に製造販売業者の氏名等事項記載外医薬品等の対象動物への使用・動物用医薬品・動物用再生医療等製品の基準違反の使用</p>	<p>84条9号～11号・15号～20号・22号～25号・28号・29号</p>	<p>3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科</p>
--	--	--	--	-------------------------------------

消費者法の罰則一覧表

(①商品等の安全・品質に関する違反)		薬局開設者・店舗販売業者の店舗外・配置販売業者の配置外の方法による医薬品の販売・授与・販売・授与目的貯蔵・陳列・毒薬・劇薬の14歳未満の者等への交付。各規定違反の販売・授与・販売・授与目的貯蔵・陳列：医薬品・医薬品部外品・化粧品・医療機器（貸与含む。）・再生医療等製品・生物由来製品（貸与含む。）。医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器・再生医療等製品の墮胎暗示	85条1号～4号	2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金またはその併科	
		店舗管理者が薬剤師の店舗販売業者・医薬品営業所管理者が薬剤師の卸売販売業者外の医薬品の販売業者の開封毒薬・劇薬の販売・授与・販売・授与目的貯蔵・陳列、薬局開設者・医薬品の製造販売業者・製造業者・販売業者の譲受人からの品名等記載の厚生労働省令で定める作成文書不受交付の毒薬・劇薬の販売・授与、医薬品の製造販売業者の毒薬・劇薬の容器・被包に封を施さない行為	86条1項12号・13号・16号	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科	
	食品表示法	食品表示基準適合非表示の食品販売	18条	2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金またはその併科	
		原産地の食品表示基準適合の虚偽表示食品販売	19条	2年以下の懲役または200万円以下の罰金	
	JAS法	農林物資の格付前の譲渡・譲渡の委託・陳列：認証生産行程管理者・認証流通行程管理者・認証品質外国取扱業者・認証外国生産行程管理者・認証外国流通行程管理者。輸入業者の格付表示・適合表示・紛らわしい表示の農林物資の譲渡・譲渡の委託・陳列・登録標章・紛らわしい標章の付してある試験等証明書を使用の農林物資の譲渡・その委託、指定農林物資の販売・販売の委託・陳列禁止違反	76条2号・3号・7号・10号・12号	1年以下の懲役または100万円以下の罰金	
②表示・広告に関する違反	取引における表示・広告の違反	不正競争防止法	周知な商品等表示の混同惹起・商品等の誤認惹起表示等、著名な商品等表示の冒用、他人の商品形態模倣の商品提供、商品等に関する誤認虚偽表示、外国国旗等・国際機関標章の商業上の使用	21条2項1号～3号・5号・7号	5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはその併科

	特定商取引法	不承諾者等への電子メール広告提供時の事項不表示・事実相違表示・優良誤認表示：通信販売の販売業者・役務提供事業者・連鎖販売取引の統括者等・業務提供誘引販売業者・各広告受託事業者	72条 2 項	1年以下の懲役または200万円以下の罰金またはその併科
		広告時の事実相違表示・優良誤認表示：通信販売・特定継続的役務提供時の販売業者・役務提供事業者・連鎖販売取引の統括者等・業務提供誘引販売業者。不承諾者等への電子メール広告提供：通信販売時の販売業者・役務提供事業者・連鎖販売取引の統括者等・業務提供誘引販売業者・各広告受託事業者。連鎖販売の統括者等・業務提供誘引販売業者の広告時の商品・役務の種類等の不表示	72条 1 項 1 号・2 号・5 号	100万円以下の罰金
	割賦販売法	割賦販売業者・個別信用購入あっせん業者の販売等条件不表示。広告時の販売等条件不表示：割賦販売業者・ローン提携販売業者・包括信用購入あっせん業者・個別信用購入あっせん業者	53条 1 号・2 号	50万円以下の罰金
	資金決済法	暗号資産交換業者の契約締結・勧誘時の虚偽の表示・誤認表示	109条 8 号	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
		暗号資産交換業者の広告時の事項不表示・虚偽表示・誤認表示・図利目的売買等助長表示	112条 10 号・11 号	6月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金またはその併科
	旅行業法	旅行者等の料金不揭示、旅行業約款の不揭示・不備置、氏名等事項不表示、広告、事実相違・優良・有利誤認表示、広告、標識不揭示・揭示すべき標識外の標識揭示	79条 6 号・8 号・11 号・12 号・13 号	30万円以下の罰金
	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律	会員制事業者等の広告時の事実相違表示・優良誤認表示	23条 4 号	50万円以下の罰金
	動物の愛護及び管理に関する法律	第一種動物取扱業者の標識の不揭示	50条	10万円以下の過料
	貸金業法	貸金業無登録者の広告・表示	47条の 3 項 1 項 2 号	2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
		貸金業者の広告・勧誘時の必要事項不表示・虚偽表示、登録外事項の表示・記録、事実相違表示・有利誤認表示	48条 1 項 2 号～3 号	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科

消費者法の罰則一覧表

(②表示・ 広告に関する 違反)	(取引に おける表 示・広告 の違反)		貸金業者の取扱主任者氏名不表示、貸付条件等の事項不揭示・虚偽揭示、標識不揭示	49条2号・4号・7号の2	100万円以下の罰金
		サービサー法	債権回収会社の商号等の請求時の不表示、広告時の事実相違・誤認表示	35条5号・7号	100万円以下の罰金
		金融商品取引法	暗号資産売買等の取引誘因目的での虚偽・誤解を生じさせる表示	197条1項6号	10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその併科
			金融商品取引業者等の標識不揭示	198条の3	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
			金融商品取引業者等・金融商品仲介業者等の契約締結・勧誘時の暗号資産の性質等誤認表示	198条の6第2号の2	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
			有利買付等の表示・有価証券の不特定多数者向け勧誘等者等の一定の配当の表示	200条21号	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
			有価証券の募集・売出のための目論見書以外の文書等使用時の虚偽表示・誤解を生じさせる表示、届出書の真实性の認定等前の表示、公開買付者等の公開買付届出書等の真实性の認定等禁止違反の表示、金融商品取引業者・金融商品仲介業者の広告等時の事項不表示・虚偽表示・事実相違表示・誤認表示、投資判断意見表明時の発行者等からの対価等受領時の非表示	205条1号・4号・10号・11号・20号	6月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金またはその併科
			金融商品取引業者等・金融商品仲介業者の標識不揭示	205条の2の3第3号	30万円以下の罰金
			特定募集・募集・売出の届出不要の非表示	208条1号	30万円以下の過料
		商品先物取引法	商品先物取引業者・商品先物取引仲介業者の広告等への事項不表示・虚偽表示・事実誤認表示	367条5号・6号	6月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金またはその併科
			商品先物取引業者・商品先物取引仲介業者の誤認表示・標識不揭示	369条2号	30万円以下の罰金
		保険業法	保険会社等の広告等時の商号等の事項不表示・虚偽表示、広告等時の事実相違・誤認表示	319条2号・3号	6月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金またはその併科
			少額短期保険業者の標識の不揭示	335条4号	100万円以下の過料

銀行法	商号・名称・氏名等の事項不表示・虚偽表示、広告時等の利益の見込み等の事実相違表示・誤認表示	63条の2の5第1号・2号	6月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金またはその併科
	銀行代理業者・外国銀行代理銀行の標識不掲示	63条の3第3号	30万円以下の罰金
品確法	銀行の廃業・解散等の認可受領・特定銀行代理業者の業務休廃止・銀行代理業者の廃業認可受領の不掲示・虚偽掲示	65条4号	100万円以下の過料
	5条1項の場合を除く住宅性能評価書・契約書等への標章・紛らわしい標章の添付、非日本住宅性能表示基準への名称・紛らわしい名称使用	103条1号・2号	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
宅地建物取引業法	39条1項の場合を除く住宅の部分等への認証型式住宅部分等への標章・紛らわしい標章の添付	105条2号	50万円以下の罰金
	宅地建物取引業者の広告時の事実相違表示・優良誤認表示	81条1号	6月以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
	無免許者の宅地建物取引業の広告、宅地建物取引業者の名義貸しによる広告	82条2号	100万円以下の罰金
	宅地建物取引業者の報酬額標識の不掲示	83条2号	50万円以下の罰金
建設業法	重要事項説明時の宅地建物取引士証不掲示	86条	10万円以下の過料
	建設業者の標識不掲示	55条3号	10万円以下の過料
建築基準法	認証型式部材等製造の68条の19第1項外の表示・紛らわしい表示の使用	99条1項1号	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
	施工者の工事現場の確認の不表示等	103条3号	50万円以下の罰金
建築士法	建築士事務所開設者の標識不掲示	41条13号	30万円以下の罰金
建築物の耐震改修の促進に関する法律	基準適合認定建築物の認定外での建築物等への表示・紛らわしい表示	45条2号	30万円以下の罰金
医療法	医薬等に関する広告制限違反・診療科名広告時の医師等の氏名等の不併記・助産師業務等に関する広告制限違反	87条1号	6月以下の懲役または30万円以下の罰金
	病院等の管理者の掲示懈怠・虚偽掲示	89条3号	20万円以下の罰金
迷惑メール防止法	送信者情報を偽った送信	34条1号	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
古物営業法	古物商・古物市場主の標識不掲示	35条2号	10万円以下の罰金



消費者法の罰則一覧表

(②表示・ 広告に関する 違反)	(取引に おける表 示・広告 の違反)	電気通信事業法	認証取扱業者の届出業者の禁止時の端 末機器への表示	181条2号	1年以下の懲 役または100 万円以下の罰 金
			表示禁止時の端末機器への認定・修理 の表示	187条2号	50万円以下の 罰金
			電気通信事業者の契約約款・料金の不 揭示	188条4号	30万円以下の 罰金
		消費生活用製品安全法	表示禁止時の特定製品への表示・紛ら わしい表示、特定製品の製造・輸入事 業者の技術基準不適合時の表示禁止違 反	58条1号・ 2号	1年以下の懲 役もしくは 100万円以下 の罰金または その併科
		電気用品安全法	届出の型式電気用品の技術基準適合性 の義務不履行の基準適合の表示、届出 事業者の表示禁止違反	57条1号・ 2号	1年以下の懲 役もしくは 100万円以下 の罰金または その併科
		食品衛生法	食品・添加物・器具・容器包装の公衆 衛生に危害を及ぼすおそれがある虚 偽・誇大な表示・広告	72条1項	2年以下の懲 役または200 万円以下の罰 金(72条2項 によりその併 科可)
		農薬取締法	製造者・輸入者・販売者等の農薬の有 効成分の含有濃度・効果の虚偽宣伝・ 登録農薬誤認宣伝	47条3号	3年以下の懲 役もしくは 100万円以下 の罰金または その併科
		医薬品、医療機器等の品 質、有効性及び安全性の 確保等に関する法律	医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機 器・再生医療等製品の虚偽・誇大な記 事広告・記述・流布・わいせつ文書・ 図画使用、指定薬物の広告禁止違反	85条4号	2年以下の懲 役もしくは 200万円以下 の罰金または その併科
			指定医薬品・再生医療等製品の広告方 法制限等措置違反	86条1項17 号	1年以下の懲 役もしくは 100万円以下 の罰金または その併科
		JAS法	非日本農林規格の規格・紛らわしい名 称使用。格付表示不一致時の表示の不 除去・不抹消：認証生産行程管理者・ 認証流通行程管理者・認証品質外国取 扱業者・認証外国生産行程管理者・認 証外国流通行程管理者。農林物資等へ の格付表示禁止違反・農林物資・その 取扱い等に関する広告等への格付表示 禁止違反、農林物資・その取扱い等 に関する広告等への適合表示禁止違反、 農林物資等への試験等の証明書適合表	76条1号～ 5号・8 号・9号	1年以下の懲 役または100 万円以下の罰 金

		示禁止違反、農林物資・その取扱い等に関する広告等・農林物資等・試験等の証明書への適合表示との紛らわしい表示、取扱業者の農林物資規格不適合事由発生の表示の不除去・不抹消、試験等の証明書・農林物資等への登録標章を付すこととの禁止違反、農林物資等・農林物資・その農林物資の取扱い等に関する広告等・試験等証明書への登録標章と紛らわしい標章を付す行為		
	健康増進法	第二種施設等の管理権原者の喫煙専用室標識の不掲示・喫煙目的施設の管理権原者の喫煙目的室標識の不掲示、喫煙専用室標識等の掲示禁止違反・標識等の除去・汚損その他識別困難にする行為	76条 2号	50万円以下の過料
		喫煙専用室設置施設等の管理権原者の喫煙不可としたときの喫煙専用室設置施設等標識の不除去・喫煙目的室設置施設の管理権原者の喫煙不可としたときの喫煙目的室設置施設標識の不除去	77条 2号	30万円以下の過料
	家庭用品品質表示法	製造業者等認可表示事項の遵守事項不従表示	25条	20万円以下の罰金
名称等の 冒用	消費者契約法	適格消費者団体との誤認おそれ文字使用・業務表示	51条 2号	50万円以下の罰金
	消費者裁判手続特例法	特定適格消費者団体との誤認のおそれ文字使用・業務表示	95条 2号	50万円以下の罰金
	特定商取引法	訪問販売協会会員・通信販売協会会員との誤認おそれ文字使用	73条 1号	30万円以下の罰金
		訪問販売協会・通信販売協会との誤認おそれ文字使用	76条	10万円以下の過料
	割賦販売法	認定割賦販売協会会員との誤認おそれ文字使用	53条の 3	30万円以下の罰金
		指定信用情報機関・認定割賦販売協会との誤認おそれ文字使用	55条の 3	10万円以下の過料
	資金決済法	認定資金決済事業者協会との誤認おそれ文字使用	114条 8号	30万円以下の罰金
		認定資金決済事業者協会会員との誤認おそれ文字使用	118条 2号	10万円以下の過料
	旅行業法	非旅行者等の標識掲示	79条14号	30万円以下の罰金
	貸金業法	貸金業協会との誤認おそれ文字使用	49条 9号	100万円以下の罰金
貸金業協会との誤認おそれ文字使用		51条の 3 第 2 項	30万円以下の過料	
指定信用情報機関・指定紛争解決機関との誤認おそれ文字使用		52条 2号・3号	10万円以下の過料	
サービサー法	債権回収会社との誤認おそれ表示	35条 2号	100万円以下の罰金	

消費者法の罰則一覧表

(②表示・ 広告に関する 違反)	社会福祉法	非社会福祉法人・共同募金会等の名称・紛らわしい文字使用	134条	10万円以下の過料
	金融商品取引法	非金融商品取引業者等の標識・類似標識掲示	198条の3	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
		非金融商品取引業者等の標識・類似標識掲示等	200条12号の3	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
		非金融商品取引所の名称・紛らわしい名称使用	205条16号	6月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金またはその併科
		非金融商品取引業者・非金融商品仲介業者の商号・名称・紛らわしい商号・名称使用、非金融商品取引業者・非金融商品仲介業者の標識・類似標識表示	205条の2の3第2号・4号	30万円以下の罰金
		非投資者保護基金の文字使用	208条の2第1号	30万円以下の過料
		金融商品会員制法人との誤認おそれる文字使用	208条の3	20万円以下の過料
	商品先物取引法	非認定投資者保護団体の名称・紛らわしい名称使用、指定紛争解決機関・取引情報蓄積機関との名称・商号の誤認おそれる文字使用	209条10号	10万円以下の過料
		商品先物取引協会会員との誤認おそれる文字使用	363条12号	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
		商品取引所との誤認おそれる文字使用、非委託者保護基金の文字使用、商品先物取引協会との誤認おそれる文字使用	367条1号・10号	6月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金またはその併科
	保険業法	商品先物取引業者との誤認おそれる文字使用、非商品先物取引業者の標識・類似標識掲示	369条2号・4号	30万円以下の罰金
		保険会社との誤認おそれる文字使用、非少額短期保険業者の標識・類似する標識掲示、非保険契約者保険機構の名称文字使用、相互会社との誤認おそれる文字使用	335条1号・5号、337条の3、338条	100万円以下の過料
	銀行法	指定紛争解決機関との誤認おそれる文字使用	339条	10万円以下の過料
		非銀行代理業者・外国銀行代理銀行の標識・類似標識掲示、認定電子決済等代行業者協会会員との誤認おそれる文字使用	63条の3第4号・5号	30万円以下の罰金

(名称等の冒用)	非銀行の名称・商号中の銀行文字使用	66条 1号	100万円以下の過料	
	認定電子決済等代行業者協会との誤認おそれ文字使用、指定紛争解決機関との誤認おそれ文字使用	67条 1号・2号	10万円以下の過料	
	預金保険法	非預金保険機構の名称使用	153条	20万円以下の過料
	宅地建物取引業法	無免許者の宅地建物取引業の表示、宅地建物取引業者の名義貸しによる表示	82条 1号・2号	100万円以下の罰金
		非宅地建物取引業協会・宅地建物取引業協会連合会者の文字使用	86条	10万円以下の過料
	建設業法	無許可業者の許可建設業者との誤認おそれ表示	55条 4号	10万円以下の過料
	建築士法	非建築士事務所協会員の文字使用、非建築士の名称・紛らわしい名称使用	41条 17号・18号	30万円以下の罰金
		非建築士事務所協会・建築士事務所協会連合会の文字使用	44条 4号	10万円以下の過料
	高齢者住まい法	登録住宅外賃貸住宅・有料老人ホームへの登録サービス付高齢者向け住宅の名称・類似の名称使用	80条 3号	30万円以下の罰金
	老人福祉法	非加入者の有料老人ホーム協会会員の文字使用	40条 3号	30万円以下の罰金
		非協会者の有料老人ホーム協会の文字使用	43条 1号	10万円以下の過料
	医療法	紛らわしい名称使用：病院・診療所・地域医療支援病院・特定機能病院・臨床研究中核病院	89条 1号	20万円以下の罰金
		域医療連携推進法人との誤認おそれ文字使用、地域医療連携推進法人の他の地域医療連携推進法人との誤認おそれ名称・商号使用	94条	10万円以下の過料
	医師法	医業をする非医師の医師・類似名称使用	31条 2項	3年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金またはその併科
		非医師の医師・紛らわしい名称使用	33条の 2第 1号	50万円以下の罰金
個人情報保護法	非認定個人情報保護団体の名称・紛らわしい名称使用	88条 1号	10万円以下の過料	
古物営業法	非認定者の古物競りあっせん業者の表示・紛らわしい表示	34条 4号	20万円以下の罰金	
電気通信事業法	認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会特定会員との誤認おそれ文字使用	188条 15号	30万円以下の罰金	
	認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会との誤認おそれ文字使用	193条 3号	10万円以下の過料	
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	非許可薬局の名称使用	88条 1号	30万円以下の罰金	

消費者法の罰則一覧表

(②表示・ 広告に関する 違反)		JAS法	非登録認証機関者の日本農林規格登録 認証機関の名称・紛らわしい名称使 用、非登録試験業者の日本農林規格登 録試験業者の名称・紛らわしい名称使 用	79条1号	50万円以下の 罰金
③契約・取引に関する 違反		特定商取引法	販売業者・役務提供事業者の訪問販売 の契約締結の勧誘時・撤回・解除妨害 のための各事項の不実告知・勧誘時の 不告知・締結・撤回・解除妨害のため の威迫・困惑・公衆の出入りする場所 以外の場所での勧誘・電話勧誘販売の 契約締結の勧誘時・撤回・解除妨害の ための各事項の不実告知・勧誘時の不 告知・締結・撤回・解除妨害のため の威迫・困惑・統括者・勧誘者・一般連 鎖販売業者の連鎖販売取引の契約締結 の勧誘時・解除妨害のための各事項の 不実告知（一般連鎖販売業者除 く。）・不告知・締結・解除妨害のため の威迫・困惑・公衆の出入りする場 所以外の場所での勧誘、役務提供事業 者・販売業者の特定継続的役務提供の 契約締結の勧誘時・解除妨害のため の各事項の不実告知・勧誘時の不告知・ 締結・解除妨害のための威迫・困惑、 業務提供誘引販売業者の業務提供誘引 販売取引の契約締結の勧誘時・解除妨 害のための各事項の不実告知・不告 知・威迫・困惑・公衆の出入りする場 所以外の場所での勧誘、購入業者の訪 問購入に係る契約締結の勧誘時・撤 回・解除妨害のための各事項の不実告 知・勧誘時の不告知・締結・撤回・解 除妨害のための威迫・困惑・引渡しを 受けるための重要事項の不告知・不実 告知・威迫・困惑	70条1号	3年以下の懲 役または300 万円以下の罰 金またはその 併科
			各契約等書面の不交付・事項不記載・ 虚偽記載書面交付：訪問販売・電話勧 誘販売時の販売業者・役務提供事業 者・連鎖販売業者・特定継続的役務提 供時の役務提供事業者・販売業者・業 務提供誘引販売取引業者・購入業者	71条1号	6月以下の懲 役または100 万円以下の罰 金またはその 併科
			販売業者・役務提供事業者の通信販 売・電話勧誘販売の承諾等の不通知	72条1項4 号	100万円以下 の罰金

	割賦販売法	各書面の不交付：割賦販売業者の取引・提供条件・契約内容・ローン提携販売業者の販売・提供条件・契約事項・包括信用購入あっせん取引業者の取引条件・契約事項・包括信用購入あっせん関係販売業者・関係役員提供業者の契約事項・個別信用購入あっせん業者の契約事項。包括信用購入あっせん関係販売業者・関係役員提供事業者の購入者・役員提供受領者への契約事項情報不提供	53条3号・4号	50万円以下の罰金
	旅行業法	旅行者等の旅行者との契約書面の不交付・虚偽記載表示書面交付、証明書不携帯外務員の業務従事、旅行者等の掲示超過料金の收受・取引相手への不告知・不実告知、旅行者代理業者の取引相手への所属旅行者の氏名等不明示取引、旅行サービス手記業者の取引相手への契約書面の不交付・虚偽記載表示書面交付、重要事項の事実不告知・不実告知	79条9号・10号・15号・16号・19号・20号	30万円以下の罰金
	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律	会員制事業者等の契約締結等の勧誘時の重要事項の不告知・不実告知、会員制事業者の契約解除妨害のための重要事項の不実告知	22条1号	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
		会員制事業者等の会員契約書面等の不交付・事項不記載・虚偽記載交付	23条3号	50万円以下の罰金
	探偵業の業務の適正化に関する法律	探偵業者の依頼者への重要事項説明書面の不交付・事項不記載・虚偽記載交付	19条3号	30万円以下の罰金
	貸金業法	貸金業無登録者の勧誘、貸金業者の登録外営業所等での貸金業	47条の3第1項2号	2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
		貸金業者の貸金需要者等への虚偽告知。契約前・締結時の書面・生命保険契約等同意前書面・特定公正証書の作成嘱託時の書面の貸金需要者等への不交付・事項不記載・虚偽記載書面交付：貸金業者・債権譲受者・保証業者・受託弁済者・保証求償権譲受者・求償権等譲受者	48条1項1号の2・3号の2～4号・5号	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
		貸金業者の証明書不携帯従業員の業務従事	49条3号	100万円以下の罰金
		弁済時の債権証書の不返還：貸金業者・債権譲受者・保証業者・受託弁済者・保証求償権譲渡者・求償権等譲受者	52条1号	10万円以下の過料

消費者法の罰則一覧表

(③契約・取引に 関する違反)	出資法	業務上年109.5%（閏年は109.8%。日0.3%）超割合の貸付の利息の契約・受領・支払要求、その禁止の免脱行為	5条3項、8条2項	10年以下の懲役もしくは3,000万円以下の罰金またはその併科
		年109.5%（閏年は109.8%。日0.3%）超割合の貸付の利息の契約・受領・支払要求、業務上年20%超割合の貸付の利息の契約・受領・支払要求、その禁止の免脱行為、業務上利息と合算して年20%超割合（変動利率が設定されている場合・根保証時・他の保証人がある場合の割合等には特則あり。）での保証料の契約・受領・支払要求、その禁止の免脱行為、保証料契約後に貸付の利息増加をする場合の保証料と合算して年20%超割合の利息の契約・受領・支払要求、保証付・変動利率が設定されている場合の貸付の各号規定超割合利息の契約・受領・支払の要求、根保証付の貸付の各号規定超割合利息の契約・受領・支払の要求、その禁止の免脱行為	5条1項、2項、5条の2第1項～4項、5条の3第1項～3項、8条1項	5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金または併科
		貸借額の100分の5相当額等超の金銭貸借の媒介・保証の手数料の契約・受領、その禁止の免脱行為	8条3項1号・2号	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
	サービス法	債権回収会社の従事者の業務における威迫・平穩侵害・困惑行為	34条3号	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
		債権回収会社の特定金銭債権弁済時の受領証書の不交付・事項不記載書面・虚偽記載交付、特定金銭債権の弁済時の債権証書不返還、保証人からの事項不記載の委任状取得	35条4号、8号	100万円以下の罰金
	金融商品取引法	暗号資産売買等の取引誘引目的での繁盛であるとの誤解をさせる行為・相場変動の売買等・申込・委託等・受託等・相場の自己・他人操作による変動の流布	197条1項6号	10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその併科

		公開買付説明書等の重要事項虚偽記載交付、公開買付者である発行者の公表、重要事実の不通知・虚偽通知、特定証券情報の不提供・不公表の特定勧誘等、発行者情報の不提供・不公表、会員金融商品取引所の役員等の株式引受者募集時の重要事項虚偽記載の目論見書等の行使、金融商品取引業者等の契約締結・解約時の偽計・暴行・脅迫（投資運用業に関して行われた場合に限る。）	197条の2第8号・10号～10号の3・11号、197条の3	5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはその併科
		金融商品取引業者等の金融商品取引契約締結・勧誘時の顧客への虚偽告知（投資運用業に関するものに限る。）、運用財産権利者への報告書の不交付・事項不記載・虚偽記載報告書交付・事項欠如提供・虚偽事項提供、金融商品取引業者等の顧客相互間で他の顧客の利益を図るため特定の顧客の利益を害する取引内容の助言	198条2号の2・2号の4、198条の3	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
		金融商品取引業者等・金融商品仲介業者等の金融商品取引契約の締結・勧誘時の顧客への虚偽告知、暗号資産関連業務の暗号資産の性質不説明	198条の6第2号・2号の2	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
		有価証券発行者等の有価証券募集等時目論見書の不交付、非金融商品取引業者等の契約締結勧誘、有価証券発行者の重要事項の訂正特定証券情報の不提供・不公表等、金融商品取引業者等・金融商品仲介業者の無登録外務員職務	200条3号・12号の2・12号の3、201条7号	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
		有価証券の募集・売出のための虚偽記載・記載欠如目論見書使用・発行者等の目論見書の不交付、金融商品取引業者等の外国証券情報の重要事項の虚偽提供・公表・不提供・不公表での有価証券売付・不提供・不公表。金融商品取引業者等の書面の不交付・事項不記載・虚偽記載書面交付・電子情報処理組織使用の事項欠如・虚偽事項提供：契約締結時の顧客への書面・事項、契約成立時の顧客への書面・事項、預託保証金受領時の顧客への書面・事項。金融商品取引業者等の有価証券電子募集取扱業務時の重要影響事項の不提供・虚偽事項供覧	205条1号・6号の2～6号の4・12号・14号	6年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金またはその併科



消費者法の罰則一覧表

(③契約・取引に 関する違反)	(金融商品取引法)	金融商品取引業者等の注文の受領・執行時の顧客への書面の不交付・電子情報処理組織使用・電子店頭での特定店頭デリバティブ取引の価格等必要事項公表懈怠・虚偽公表 有価証券発行勧誘等時の各号該当者の無届出の相手方への不告知・特定投資家向け取得勧誘等者の各号事項の相手方への不告知・有価証券発行勧誘等時の各号該当者の不告知・会社外発行者の各不告知。告知事項記載書面の不交付：適格機関投資家向け勧誘者・少数人数向け勧誘者・会社外発行者。金融商品取引業者等の特定投資家向け有価証券の非開示不該当の事項不告知	208条6号・6号の2 209条1号・2号・6号の2	30万円以下の過料 10万円以下の過料
	商品先物取引法	商品取引所の株式引受者募集時の重要事項虚偽記載目録見書・募集広告などの行使・虚偽の電磁的記録募集事務供用	356条3号	5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはその併科
		商品先物取引業者・商品先物取引仲介業者の商品取引契約締結・勧誘時の顧客への虚偽告知	362条8号	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
		商品先物取引業者・商品先物取引仲介社の非登録外務員の職務使用	363条7号	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
		商品先物取引業者の商品取引契約時の顧客への締結書面の不交付・事項不記載書面・虚偽記載書面交付・電子情報処理組織使用方法等での事項欠如提供・虚偽提供、商品取引契約取引成立時の委託者等への不通知・事項不記載・虚偽記載書面通知・電子情報処理組織使用方法等での事項欠如通知・虚偽通知、委託者等の預託すべき取引証拠金等受領時の書面の不交付・事項不記載書面・虚偽記載書面交付・電子情報処理組織使用方法等での事項欠如提供・虚偽事項提供	367条7号～9号	6月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金またはその併科
	預託法	預託等取引業者・勧誘者の契約締結等の勧誘時・解除妨害のための重要事項の不告知・不実告知	14条1号	2年以下の懲役または100万円以下の罰金
		預託等取引業者の顧客・預託者への書面の不交付・虚偽記載交付	15条	50万円以下の罰金
	無限連鎖講の防止に関する法律	無限連鎖講の業務上加入勧誘	6条	1年以下の懲役または30万円以下の罰金

		無限連鎖講の加入勧誘	7 条	20万円以下の罰金
保険業法		保険会社等の信託の引受けに関する委託者への虚偽告知・不確実な事項の断定的判断提供・確実誤解おそれ告知等、信託財産状況報告書の受益者への不交付・虚偽記載交付、保険契約者への運用報告書の不交付・事項不記載・虚偽記載交付・電子情報処理組織を使用する方法等での事項欠如・虚偽事項提供、保険契約締結勧誘等時の虚偽告知・重要事項の不告知	315条 3号 ～5号・8号	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
		保険会社等の委託者への虚偽告知、信託財産状況報告書の受益者への不交付・虚偽記載交付	316条の2 第1号・2号	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
		保険会社等の契約締結勧誘時等の虚偽告知・重要事項の不告知・保険契約者等への重要事項の虚偽告知の勧め・重要事実の告知の妨害・不告知の勧め、保険会社等の特定保険契約時の商号等記載書面の不交付・事項不記載・虚偽記載交付・事項欠如・虚偽事項提供	317条の2 第7号・8号	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
		保険会社等の契約締結時の書面の不交付・事項不記載書面・虚偽記載書面交付、事項欠如提供・虚偽事項提供、信託引受時の委託者への書面不交付・虚偽書面交付、信託財産受益者への書面の不交付・虚偽書面交付、電子情報処理組織使用方法等の虚偽事項提供	319条 4号 ～6号・12号	6月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金またはその併科
		相互会社の社債の発行日前発行、社債の発行遅滞、社債への事項不記載・虚偽記載、管理者不委託の社債発行	333条 1項 22号～25号	100万円以下の過料
銀行法		銀行代理業者・外国銀行代理銀行等の顧客以外の者の図利・顧客への損害目的での顧客への虚偽告知	63条の2第 1号	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
		契約締結時の顧客への商号・名称・氏名・住所等事項記載書面の不交付・事項不記載書面・虚偽記載書面交付・電子情報処理組織使用による事項欠如提供・虚偽事項提供、契約成立時の顧客への書面の不交付・虚偽記載書面交付・電子情報処理組織使用による虚偽事項提供	63条の2の 5第3号・ 4号	6月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金またはその併科
宅地建物取引業法		宅地建物取引業者の契約締結勧誘時・撤回・解除・債権行使を妨害するための各事項の不告知・不実告知	79条の2	2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科

消費者法の罰則一覧表

③契約・取引に関する違反		宅地建物取引業者の不当高額報酬要求	80条	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
		宅地建物取引業者の手付について貸付その他信用供与による契約締結誘引	81条2号	6月以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
		宅地建物取引業者の超過額報酬受領	82条2号	100万円以下の罰金
		宅地建物取引業者の自己当事者等の売買等契約時の書面の不交付等、証明書不携帯従業員の業務従事	83条2号	50万円以下の罰金
	建築士法	設計受託契約等締結時の委託者への書面の不交付・虚偽記載交付	41条14号・15号	30万円以下の罰金
		建築士事務所開設者の設計受託契約等締結時の建築主への書面の不交付・不説明	44条1号	10万円以下の過料
	医療法	社会医療法人の社会医療法人債の引受募集時の資料・広告・文書の重要事項の虚偽記載行使、虚偽電磁的記録供用、社会医療法人債の売出者の売出しに関する文書の重要事項の虚偽記載行使・虚偽電磁的記録供用	80条1項・2項	5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはその併科
		社会医療法人の社会医療法人債の発行日前発行、債券の発行遅滞、債券への事項不記載・虚偽記載、管理不委託の社会医療法人債発行	91条7～10号	100万円以下の過料
	医師法	医師の無診療治療等、医師の処方せんの不交付	33条の2第1号	50万円以下の罰金
	古物営業法	古物商の行商等時の許可証不携帯・従業員証不携帯代理人等行商	35条2号	10万円以下の罰金
電気通信事業法	電気通信事業者の契約成立時の利用者への書面の不交付・虚偽記載書面交付	188条5号	30万円以下の罰金	
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	配置販売業者・配置員の身分証明書の不交付・不携帯での医薬品配置販売従事	87条11号	50万円以下の罰金	
④秘密・情報等に関する違反	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	委託を受けた高齢者虐待対応協力者等の事務に関する秘密漏示	29条	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	市町村障害者虐待防止センターの委託を受けた者等・都道府県障害者権利擁護センターの委託を受けた者等の業務に関する秘密漏示	45条	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
	国民生活センター法	消費者のセンターから提供を受けた資料の訴訟準備・追行外の目的利用	48条	30万円以下の過料

	不正競争防止法	営業秘密の不正取得・不正取得後の使用・開示・秘密管理の任務違背による領得・領得後の使用・開示・秘密管理の任務違背の使用・開示・不正開示による取得後の使用・開示・不正開示在知情取得後の使用・開示・違法使用行為によって生じた物の譲渡・引渡・展示・輸出入・電気回線を通じた提供、その未遂(領得を除く。)	21条3項1号(国外使用目的での不正取得・領得)・2号(国外使用目的知情の開示)・3号(国外での不正使用)・4項 21条1項1号～9号・4項	10年以下の懲役もしくは3,000万円以下の罰金またはその併科  10年以下の懲役もしくは2,000万円以下の罰金またはその併科
		営業上使用する技術的制限手段効果妨害可能機能保有の装置・プログラム・指令符号記録媒体・記憶機器の譲渡・引渡・展示・輸出入・電気通信回線を通じた提供・効果妨害可能役務提供等	21条2項4号	5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはその併科
	割賦販売法	クレジットカード番号等取扱業者・受託業者等のクレジットカード番号等の不正提供・盗用・クレジットカード番号等の欺罔による提供受領・クレジットカード等の記載・記録の不承諾複製作成等・不正アクセスによる取得、クレジットカード番号等の不正有償提供・提供受領等・有償提供目的保管	49条の2第1項・2項1号・2号・3項	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
		加入包括信用購入あっせん業者等の加入指定信用情報機関への目的外の特定信用情報の提供依頼・使用・第三者提供。その不正提供知情受領	50条2号・3号	2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
	資金決済法	前払式支払手段発行者の情報不提供・虚偽情報提供	114条2号	30万円以下の罰金
	貸金業法	加入貸金業者等の加入指定信用情報機関への目的外の信用情報提供依頼・使用・第三者提供。その不正提供知情受領	47条の3第1項6号・7号	2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
		加入貸金業者の指定信用情報機関への個人信用情報の不提供、加入指定信用情報機関への信用情報提供依頼時の資金需要者等の同意不取得・貸付契約締結前の顧客からの個人信用情報提供の同意不取得	48条1項9号の6・9号の7	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
	生活保護法	被保護者就労支援事業委託者等の事務に関する秘密漏示	85条の2	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
	生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業の委託者等・生活困窮者就労準備支援事業の委託者等の事務に関する秘密漏示	28条	1年以下の懲役または100万円以下の罰金

(④秘密・情報等に 関する違反)	金融商品取引法	金融商品取引所の役員等の職務に関する秘密漏示・盗用	204条	1年以下の懲役または50万円以下の罰金	
	商品先物取引法	商品取引所の役員等の職務に関する秘密漏示・盗用	366条	1年以下の懲役または50万円以下の罰金	
	保険業法	保険調査人等・保険管理人・保険管理人代理の職務に関する秘密漏示	318条	1年以下の懲役または50万円以下の罰金	
	預金保険法	金融整理管財人・金融整理管財人代理等の職務に関する秘密漏示	144条	1年以下の懲役または50万円以下の罰金	
	宅地建物取引業法	宅地建物取引業者等の業務に関する秘密漏示、宅地建物取引業者の使用人等の業務補助に関する秘密漏示	83条3号	50万円以下の罰金	
	医療法	診療録・助産録の提出・検査事務に従事した公務員等の職務に関する医師等の業務上・個人の秘密漏示、職務上これらの秘密知りえた公務員等のその秘密漏示、医療従事者の勤務環境改善促進事務の委託を受けた者等・地域医療支援事務の委託を受けた者等の業務等に関する秘密漏示	86条1項～3項	1年以下の懲役または50万円以下の罰金	
	個人情報保護法	個人情報取扱事業者等の業務に関し取扱った個人情報データベース等の不正な利益を図る目的での提供・盗用	83条	1年以下の懲役または50万円以下の罰金	
	不正アクセス禁止法	不正アクセス		11条	3年以下の懲役または100万円以下の罰金
		不正アクセス行為への供用目的でのアクセス制御機能に係る他人識別符号取得、不正アクセス行為への供用目的知情制御機能に係る他人識別符号の利用権者外の者への提供、不正アクセス行為への供用目的でのアクセス制御機能に係る他人識別符号保存、アクセス管理者とのなりすまし・誤認させて識別符号入力要求情報を公衆閲覧可能状態に置く行為・識別符号の特定電子計算機への入力を求める旨の情報を利用者に送信する行為、事例分析実施事務受託従事者の実施に関する秘密漏示		12条1号～5号	1年以下の懲役または50万円以下の罰金
		制御機能に係る他人識別符号の利用権者外の者への提供		13条	30万円以下の罰金
電気通信事業法	電気通信事業者の通信秘密漏示、その未遂		179条2項・3項	3年以下の懲役または200万円以下の罰金	
	電気通信事業者の取扱中に係る通信秘密侵害、その未遂		179条1項・3項	2年以下の懲役または100万円以下の罰金	

	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	本法に基づいて得た業務に関する秘密の自己利益目的使用・権限を有する職員外の者への漏示	86条2項	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
		資料の収集・作成の職務に関する秘密漏示：医薬品・医薬部外品・化粧品製造販売・医療機器・体外診断用医薬品の承認（外国含む。）・新医薬品等再審査・医薬品再評価・医療機器・体外診断用医薬品使用成績の評価・新再生医療等製品再審査・再生医療再評価を受けるべき者・各資料の収集・作成の委託者等・外国の製造医薬品・再生医療等製品特例承認取得者。特定医療機器承認取得者等・特定医療機器の販売業者・貸与業者記録事務委託者等の記録等事務の職務に関する秘密漏示、指定再生医療等製品承認取得者等・特定生物由来製品承認取得者等の保健衛生上の危害の発生等防止措置実施の職務に関する秘密漏示、治験依頼者・治験実施者等の職務に関する秘密漏示	86条の3第1号～11号	6月以下の懲役または30万円以下の罰金
	健康増進法	国民健康・栄養調査事務従事の公務員・研究所の職員等の職務執行に関する秘密漏示、職務上職務執行に関する秘密を知り得た他の公務員等の秘密漏示	70条1項・2項	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
⑤①～④以外の禁止・制限等の違反	独占禁止法	事業者の私的独占・不当な取引制限、事業者団体の競争の実質的制限、その未遂	89条1項1号・2号・2項	5年以下の懲役または500万円以下の罰金（92条によりその併科可）
		事業者団体の不当な取引制限の国際的協定・契約、事業者数制限、構成事業者への機能不当制限	90条1号・2号	2年以下の懲役または300万円以下の罰金（92条によりその併科可）
		銀行業・保険業を営む会社の他の国内の会社の議決権の100分の5（保険業を営む会社は100分の10）超を有する場合の議決権の取得・保有による株式の取得・保有、これに関する各禁止・制限違反	91条	1年以下の懲役または200万円以下の罰金（92条によりその併科可）
	不正競争防止法	外国公務員等への贈賄	21条2項7号	5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはその併科

消費者法の罰則一覧表

	割賦販売法	カード等の業務上譲受等・資金提供の融通に関する提供受領	51条の3	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
	資金決済法	暗号資産交換業者の自己暗号資産不分別管理、履行保証暗号資産不保有	108条2号・3号	2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
	旅行業法	旅行者代理業者の所属外旅行者のための業務取扱	74条5号	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
		旅行サービス手配業者の非手配業者・旅行者への業務委託	78条	50万円以下の罰金
		旅行者・旅行サービス手配業者の業務取扱管理者の不選任、選任業務取扱管理者登録拒否事項該当時等の新規管理者選任までの間での業務の契約締結	79条3号・4号・17号・18号	30万円以下の罰金
		会員制事業者等の締結時期制限違反での契約締結	23条2号	50万円以下の罰金
	動物の愛護及び管理に関する法律	愛護動物の殺傷	44条1項	5年以下の懲役または500万円以下の罰金
		愛護動物の虐待・遺棄	44条2項・3項	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
	貸金業法	取立行為の規制違反：貸金業者等・債権譲受者・保証業者・受託弁済者・保証求償権譲受者・求償権等譲受者・債権譲受者等	47条の3第1項3号	2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
		貸金業者の暴力団員等使用。貸付契約の相手方等の保険金支払受取人時の生命保険契約等の締結制限（自殺による死亡を保険事故としてはならない。）違反：貸金業者・債権譲受者・保証業者・受託弁済者・保証求償権譲受者・求償権等譲受者。貸金業者の指定信用情報機関保有情報を使用した顧客等の返済能力不調査による貸付契約締結・極度方式基本契約の極度額増額、貸金業者の個人顧客と極度方式基本契約締	48条1項1号・1号の3～1号の5・4号の2・5号の2～8号	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科

(⑤①～④以外の 禁止・制限等の違反)	結時の指定信用情報機関保有情報を使用した基準額超過極度方式基本契約該当不調査。特定公正証書の作成に関する委任証書の債務者等からの取得・代理人選任への関与：貸金業者・債権譲受者・保証業者・受託弁済者・保証求償権譲受者・求償権等譲受者・債権譲受者等。公的給付に関する預貯金通帳等の特定受給権者等への引渡・提供の求め・保管・特定受給権者への預貯金の払出とその払出金銭による債権弁済の金融機関委託への求め：貸金業者・債権譲受者・保証業者・受託弁済者・保証求償権譲受者・求償権等譲受者。貸金業者の暴力団員等への債権譲渡・取立委任、暴力団員等との保証契約締結、暴力団員等への債務弁済委託 貸金業者の取扱主任者の不設置		49条 1 号	100万円以下の罰金
	出資法	出資金の受入・預り金・浮貸等、その禁止の免脱行為	8条 3 項 1 号・2 号	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
	サービサー法	債権回収会社の暴力団員等の業務従事等	35条 6 号	100万円以下の罰金
	生活保護法	不正手段による保護受領・就労自立給付金受給	85条 1 項・2 項	3年以下の懲役または100万円以下の罰金
	生活困窮者自立支援法	不正手段による生活困窮者住居確保給付金受給	27条	3年以下の懲役または100万円以下の罰金
社会福祉法	清算法人の清算人等の背任、その未遂	130条の 2 第 2 項 1 号～5 号・3 項	7年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはその併科	
	清算法人の清算人等の受託取崩	130条の 3 第 1 項 3 号	5年以下の懲役または500万円以下の罰金	
	清算法人の清算人等への贈賄	130条の 3 第 2 項	3年以下の懲役または300万円以下の罰金	
	清算法人の期間外債務弁済・清算法人の債務弁済前財産引渡	133条 9 号・10号	20万円以下の過料	
金融商品の販売等に関する法律	金融商品販売業者等の勧誘方針不定・不公表	10条	50万円以下の過料	



消費者法の罰則一覧表

金融商品取引法	財産上の利得目的で197条1項5号・6号の罪を犯し変動させた相場での有価証券の売買等	197条2項	10年以下の懲役または3,000万円以下の罰金
	上場株券等の公開買付等を行おうとする発行者の重要事実不公表・虚偽公表、有価証券の発行者の特定証券情報等・発行者情報等の重要事項の虚偽の提供・公表、有価証券・暗号資産の売買等に関する風説の流布・偽計・暴行・脅迫・相場操縦等、暗号資産の売買に関する不正の手段・計画・技巧・暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関する各違反	197条1項4号～6号	10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその併科
	公開買付者の買付延長期間内の株券等受渡等、金融商品取引業者等の特定投資家向け有価証券の一般投資家への売買・売買の媒介等、商品関連市場デリバティブ取引に関する風説の流布・偽計・暴行・脅迫・相場操縦等、会社関係者の重要事実公表前の特定有価証券等売買等、公開買付者等関係者等の重要事実公表前の上場株券等の買付等、会社関係者の未公表の重要事実の伝達等、公開買付等事実公表前株券等に係る買付等	197条の2第3号・10号の7・13号～15号	5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはその併科
	金融商品取引業者等の特定金融指標算出者への正当根拠なき算出基礎情報提供、会員金融商品取引所の株式の総数の引受等の事項の虚偽申述・事実隠蔽、金融商品取引業者等・金融商品仲介業者の顧客への損失補填等、金融商品取引業者等の助言をした顧客への損失補填等、金融商品取引業者等の投資運用業における自己等との間の取引運用・自己等の利益を図る目的で正当根拠を有しない取引運用・権利者への損失補填等	198条2号の3・5号、198条の3	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
	金融商品取引業者等の投資運用業での運用財産と自己の固有財産等との不分別管理・各有価証券等と自己の固有財産との不分別管理・対象商品デリバティブ取引関連取引での顧客から預託を受けた金銭等と自己の固有財産との不区分管理・デリバティブ取引等での顧客から預託を受けた金銭等と自己の固有財産との不区分管理	198条の5第1号	2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科

<p>(⑤①～④以外の 禁止・制限等の違反)</p>	<p>公開買付者等の公開買付期間中の公開買付によらない株券等の買付等、公開買付者の応募株券等全部買付条件等によらない買付等に係る受渡等・応募株券等数の買付予定株券等数超過時のあん分比例の方式によらない買付等に係る受渡等、顧客の金融商品取引業者等との損失時の補填等の約束等、金融商品取引業者等ののみ行為、無免許市場での有価証券の売買・市場デリバティブ取引、有価証券等相場の虚偽公示等。条件違反：金融商品取引業の認可・金融商品取引所の金融商品の取引の当事者識別番号指定業務等の認可・外国金融商品市場開設者の外国金融商品市場での有価証券の売買等の認可・外国証券業者の有価証券の元引受契約・取引所取引業務の許可・外国の非金融商品取引業者等の電子店頭デリバティブ取引等業務の許可・金融商品取引所の自主規制法人への自主規制業務の委託の許可・金融商品取引所等の金融商品債務引受業等の承認。禁止違反：銀行等の金融機関の有価証券関連業・投資運用業・金融商品取引業者等の有価証券の売買等・金銭・有価証券の預託受入等・金銭・貸付等・金融商品仲介業者の金銭・有価証券の預託。金融商品会員制法人の営利目的業務、証券会社の本業務外業務、取引所金融商品取引所によらない相場での差金の授与目的行為</p>	<p>200条3号・14号・15号の2・19号・20号、201条2号・4号・8号・12号、202条1項</p>	<p>1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科</p>
	<p>金融商品取引業者等の自己計算取引等の制限違反、上場会社等の役員等・特定組合等の組合員の特定取引での特定有価証券の額の内閣府令規定超過等</p>	<p>205条18号・20号</p>	<p>6月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金またはその併科</p>
	<p>特定金融商品取引業者等の顧客の有価証券等を担保に供する等の同意不取得</p>	<p>205条2の3第2号</p>	<p>30万円以下の罰金</p>
	<p>金融商品取引業者等の有価証券引受人化6月未経過での買主への買入代金についての貸付等信用の供与・金融商品取引所の市場デリバティブ取引の証拠金不受領・不管理、金融商品取引業者の顧客からの預託金不受領・金融商品取引所・登録機関の準備金不積立、金融商品取引業者の資産国内不保有・金融商品会員制法人の解散時等の債務弁済前財産分配、空売・逆指値注文・上</p>	<p>208条1号・7号・8号、208条の2第2号・3号</p>	<p>30万円以下の過料</p>

消費者法の罰則一覧表

	(金融商品取引法)	場等株券等の発行者の相場操縦防止の内閣府令違反		
	商品先物取引法	商品市場での取引・受託のための相場の変動を図る目的での風説の流布・偽計・暴行・脅迫、仮装取引・なれ合い取引等	356条1号・2号	5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはその併科
		商品市場類似施設の開設、会員商品取引所の株式の総数の引受等の事項の虚偽申述・事実隠蔽、商品取引所の定款規定外の商品市場以外の市場開設、商品取引所の一種の上場商品・上場商品指数について2以上の商品市場の開設、商品先物取引業者等の商品デリバティブ取引の顧客の損失・定額利益不発生の場合の補てん等	357条1号・2号、358条1項・2項、358条の2	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
		商品先物取引業者の顧客財産の不分離保管等	361条1号	2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
		商品先物取引業者の帳簿の不区分経理	362条10号	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
		先物取引類似取引施設での先物取引類似取引・会員商品取引所開設取引での非会員取引・株式会社商品取引所開設の商品市場での非取引参加者の取引、会員等の商品市場取引等の制限違反、商品先物取引業者の書面による同意不取得の預託等の物の商品取引契約の趣旨違反の担保供用・貸付、商品先物取引業者ののみ行為。顧客の各業者等との間での損失補てん等の約束：商品先物取引業者・商品先物取引仲介業者・特定店頭商品デリバティブ取引業者。商品先物取引仲介業者の顧客からの金銭等の預託、商品市場の相場の虚偽公示、公示・頒布目的での商品市場の相場の虚偽記載文書作成・頒布、商品取引所の営利目的業務、会員商品取引所の剰余金分配・商品取引所の預託取引証拠金の不管理・信託金・特別担保金として預託を受けたものの運用、商品先物取引業者の非商品市場の取引での商品市場の相場利用差金授受（賭博）	363条1号・6号・8号・9号・11号・13号・14号、364条1号・2号、365条	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科

(⑤①～④以外の 禁止・制限等の違反)		商品市場での取引決済の履行期繰延、商品取引所の本業務外業務・会員商品取引所の損失補てん準備金の不積立・取崩	367条1号・368条1号	6月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金またはその併科
		会員等の信託金預託前の商品市場取引・商品市場取引の帳簿上不区分経理、商品先物取引業者の受託契約準則によらない商品市場取引等の受託内容契約締結	369条2号・6号	30万円以下の罰金
		商品取引所の清算結了遅延目的での期間の不当設定、清算時の債権者への債権を申出るべき旨の官報での公告等期間内の債務弁済	372条2号・3号	100万円以下の過料
		商品先物取引業者・商品先物取引仲介業者の勧誘方針の不定・不公表、商品先物取引業者の商品取引責任準備金の不積立・使用	373条1号・2号	50万円以下の過料
		商品取引所の商品市場取引の証拠委託金の預託不受領、商品取引所の清算前株主財産分配	374条3号・5号	30万円以下の過料
	無限連鎖講の防止に関する法律	無限連鎖講の開設・運営	5条	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
保険業法	相互会社の清算人等の背任、その未遂	322条2項1号～6号・3項	10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその併科	
	相互会社の代表社員債権者・決議執行者の背任、その未遂	323条1項・2項	5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはその併科	
	保険会社等の保険管理人・保険計理人等・相互会社の清算人等・保険調査人の受託収賄	328条1項1号・4号	5年以下の懲役または500万円以下の罰金	
	保険会社等の保険管理人・保険計理人等・相互会社の清算人等・保険調査人への贈賄	328条2項	3年以下の懲役または300万円以下の罰金	
	保険会社等の顧客への損失補填等	315条9号	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科	
	保険業の免許条件違反、日本に支店等を設けない外国保険業者の日本人等と契約締結、外国生命保険業の免許条件違反	316条1号・4号・5号	2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科	

消費者法の罰則一覧表

		<p>保険会社等の委託者への特定利益提供 約束・損失補填・自己・利害関係人と の信託財産間取引</p>	<p>316条の2 第1号・3 号</p>	<p>1年以下の懲 役もしくは 300万円以下 の罰金または その併科</p>
		<p>保険会社等の損失補填等、275条各号 不該当者の保険募集</p>	<p>317条の2 第2号・4 号</p>	<p>1年以下の懲 役もしくは 100万円以下 の罰金または その併科</p>
		<p>他会社の常務従事：保険会社の常務取 締役等・外国保険会社等の日本代表 者・少額短期保険業者の常務取締役 等。準備金・積立金不計上・不積立・ 取崩し：株式会社・相互会社・組織変 更相互会社・保険会社等・少額保険業 者。資本金・準備金の額の減少・基金 償却積立金の取崩し・保険契約の移 転：保険会社等・相互会社保険契約移 転会社・破綻保険会社加入機構・少額 短期保険業者等の不通知等による場 合。保険会社等の規定違反の契約条件 の変更。他業務禁止違反：保険会社 等・保険持株会社・少額短期保険業 者・少額短期保険持株会社。責任準備 金・支払準備金不積立：保険会社・外 国保険会社等・少額短期保険業者。保 険会社・外国保険会社等の特定動定に 関する禁止違反。選任不手続・要件不 該当者の選任：保険会社・外国保険会 社等・少額短期保険業者・保険計理 人。清算人の債務不弁済・基金不払 戻・弁済前の基金払戻・債権者への公 告期間内弁済・債権額割合に応じない 弁済・債務弁済前の清算相互会社財産 分配・財産保全処分違反、外国保険会 社等の規定合計額相当資産国内不保 有、保険会社等・外国保険会社等の保 険管理人への事務不引渡、保険会社等 の保険管理人となることの拒否、保 険管理人の管理命令処分取消時の被管理 会社の取締役・執行役・清算人への事 務の不引渡、本法の認可・許可・承認 の条件違反、株式会社・外国保険会社 等の保険管理人の会社法976条各号該 当行為（手続・調査違反・命令違反を 含む。）、信託法34条違反の信託財産 不管理、保険会社・外国保険会社等の 重要な信託の変更・併合・分割</p>	<p>333条1項 2号・12 号・13号・ 30号・36号 ～38号・49 号～52号・ 54号・55 号・60～62 号・75号・ 2項、334 条4号、 335条3号</p>	<p>100万円以下 の過料</p>

(⑤①～④以外の 禁止・制限等の違反)	銀行法	顧客への損失補てん等：銀行・外国銀行代理銀行・銀行代理業者	61条4号	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
		銀行業・銀行代理業の条件違反	62条1号	2年以下の懲役または300万円以下の罰金
		本法の認可・承認の条件違反	63条10号	1年以下の懲役または300万円以下の罰金
		顧客への損失補てん等	63条の2の2	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
		銀行・銀行持株会社の本業務外業務、銀行の資本準備金・利益準備金の不計上、債権者異議時の銀行の不弁済等の事業譲渡・譲受、外国銀行支店の10億円を下回らない範囲内額以上の資産国内不保有、銀行代理業者・外国銀行代理銀行の顧客から交付を受けた財産の不分別管理。認可条件違反：銀行の外国支店等設置等・銀行の外国での銀行代理業の委託契約の締結・終了・外国銀行支店の従たる外国銀行支店設置等	65条3号・9号・11号・11号の2・18号・20号	100万円以下の過料
預金保険法		金融整理管財人等・金融整理管財人代理・役員等の取賄、これらの者への贈賄	141条1項・2項、142条	3年以下の懲役または100万円以下の罰金
		金融整理管財人の中小企業等協同組合法の違反（本業務外業務）	151条5項	20万円以下の過料
宅地建物取引業法		宅地建物取引士省令指定数の不設置での宅地建物取引業事務所開設	82条2号	100万円以下の罰金
建設業法		建設業者の主任技術者・監理技術者の不設置、特定専門工事の元請負人の下請負人のために兼務する要件不該当主任技術者設置、土木・建築工事事業者の施工義務違反	52条1号・2号	100万円以下の罰金
建築士法		一級建築士・二級建築士・木造建築士以外の者の設計・工事監理、建築士の事務所での管理建築士不設置	38条3号・10号	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
医療法		代表社会医療法人債権者・決議執行者の背任、その未遂	78条、79条	5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはその併科

消費者法の罰則一覧表

	社会医療法人債権者集会における発言・議決権・社会医療法人債権者の権利の行使に関する受託収賄、これらの者への贈賄	81条1項1号・2号・2項	5年以下の懲役または500万円以下の罰金
	助産所の管理者の妊婦等の10人以上の同時入所	87条2号	6月以下の懲役または30万円以下の罰金
	臨床研修等修了医等による不管理、助産所の開設者の助産師による不管理、病院等の開設者の自己による不管理、病院の管理者の病院での医師の不宿直、病院等の開設者の専属薬剤師不設置、助産所の開設者の嘱託医師等の不平等、病院の人員・施設の不保有・記録の不備置、療養病床を有する診療所の人員・施設の不保有。施設の不保有：地域医療支援病院・特定機能病院・臨床研究中核病院の施設	89条1号	20万円以下の罰金
	事務継承社会法人管理者の不定	91条10号	100万円以下の過料
	医療法人・地域医療連携推進法人の剰余金の配当	93条8号	20万円以下の過料
個人情報保護法	個人データを提供する第三者の個人情報取扱業者による確認への事項の偽り	88条1号	10万円以下の過料
携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律	携帯音声通信事業者の承諾不取得業務上有償通話可能端末設備等譲渡・知情譲受、非契約者の役務提供契約の通話可能端末設備等の業務上他人譲渡・知情譲受、貸与業者の本人特定事項不確認での相手方・代表者等への通話可能端末設備等交付	20条1項・2項、21条3項、22条1項1号	2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
	本人特定事項を隠蔽目的での事項の偽り：携帯音声通信事業者の契約締結相手方・譲受人等・契約者・媒介業者等の譲受人等・貸与業者の相手方。非契約者の役務提供契約の通話可能端末設備等の他人譲渡・知情譲受、20条・21条1項・2項・22条1項1号の罪（携帯音声通信事業者の承諾不取得業務上有償通話可能端末設備等譲渡・知情譲受・貸与業者の相手方・代表者等の本人特定事項不確認での通話可能端末設備等知情受交付、非契約者の役務提供契約の通話可能端末設備等の他人譲渡・知情譲受・貸与業者の本人特定事項不確認での相手方・代表者等への通話可能端末設備等交付）の相手方になるよう勧誘・広告・誘引	19条、21条1項・2項、22条2項、23条	50万円以下の罰金

(⑤①～④以外の 禁止・制限等の違反)	古物営業法	古物商の営業所等外場所での古物商外の者からの古物の受取	32条	1年以下の懲役または50万円以下の罰金(36条によりその併科可)
		古物市場での非古物商間での古物の売買等・古物買受等時の相手方の真偽の不確認	33条1号	6月以下の懲役または30万円以下の罰金(36条によりその併科可)
	電気通信事業法	電気通信事業者の役務提供拒否	178条	2年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
		電気通信事業者による電気通信役務提供への妨害、その未遂、電気通信事業従事者による電気通信事業用電気通信設備の維持・運用の業務への不取扱い・電気通信役務の提供の障害発生	180条1項～3項	2年以下の懲役または50万円以下の罰金
		保障契約款上の料金その他の提供条件によらない電気通信役務提供、電気通信事業者の電気通信設備技術基準不適合時の使用制限違反、電気通信事業者の電気通信設備統括管理者・電気通信主任技術者の不選任	186条2号・3号・5号・6号	200万円以下の罰金
		水底線路保護保区域内での船舶をびょう泊・底びき網使用漁業・土砂掘採・陸標に舟・いかだ繋留、水底線路の敷設・修理従事標識掲示船舶の1,000m以内範囲内等の水面の船舶航行	188条16号	30万円以下の罰金
		法人電気通信事業者の役員の特定関係法人役員等の兼任	191条3号	100万円以下の過料
	食品衛生法	食品衛生管理者の施設での管理に係る食品・添加物の製造・加工従事者への監督職務懈怠による71条～73条の違反	77条	71条～73条の罰金刑
	農業取締法	容器・包装の非表示農薬・非特定農薬の使用	47条3号	3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	薬局開設者が薬剤師時の薬局の自己実地不管理・薬局開設者が非薬剤師時の薬局管理者指定薬剤師による薬局実地不管理・店舗販売業者の自己実地不管理・指定者による実地不管理・非薬剤師・登録販売者による実地管理・配置販売業者の区域自己不管理、指定配置員による不管理・非薬剤師・登録販売者による管理・卸売販売業者の薬剤師不設置等・薬剤師による不管理・薬剤	86条1項1号・4号・7号・9号～11号・14号・18号	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科



消費者法の罰則一覧表

		<p>師による管理不要医薬品の非薬剤師等による管理、医薬品製造業者の薬剤師・医薬部外品・化粧品等の製造販売業者の厚生労働省令基準該当者の不設置・医薬品の製造業者が薬剤師時の製造自己実地不管理・薬剤師不設置・医薬部外品・化粧品の製造業者の責任技術者不設置、医療機器の製造販売業者厚生労働省令基準該当者・体外診断用医薬品の製造販売業者の薬剤師の不設置・医療機器の製造業者の責任技術者の不設置・体外診断用医薬品の製造業者が薬剤師時の製造自己実地不管理・薬剤師不設置、再生医療等製品の製造販売業者の医師・歯科医師・薬剤師・獣医師・厚生労働省令基準該当技術者の不設置・再生医療等製品の承認製造業者の製造自己実地不管理・生物学的知識を有する者・技術者の不設置、高度管理医療機器等の許可販売業者・貸与業者の厚生労働省令基準該当者（高度管理医療機器等営業所管理者）の不設置、再生医療等製品の許可販売業者の厚生労働省令基準該当者（再生医療等製品営業所管理者）の不設置、毒薬・劇薬業務上取扱者の不区別・貯蔵・陳列・不施錠、生物由来製品の製造業者の承認医師・細菌学的知識を有する者等技術者の不設置</p>		
		<p>治験の基準不服従依頼・治験依頼者の基準不服従治験管理</p>	87条16号	50万円以下の罰金
	家庭用品品質表示法	<p>内閣府令で定める方法によらない認可家庭用品の品質識別</p>	26条1号	5万円以下の罰金
⑥命令等への違反	消費者安全法	<p>事業者への消費安全性を欠く商品の回収等命令</p>	51条2号	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
		<p>事業者への重大生命・身体被害発生・拡大防止の勧告措置命令・多数消費者財産被害事態の発生・拡大時等の回収等命令</p>	52条	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
	独占禁止法	<p>秘密保持命令</p>	94条の3第1項	5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはその併科

	排除措置命令・競争回復措置命令	90条 3号	2年以下の懲役または300万円以下の罰金(92条によりその併科可)
	排除措置命令	97条	50万円以下の過料
	緊急停止命令	98条	30万円以下の過料
不正競争防止法	秘密保持命令	21条 2項 6号	5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはその併科
特定商取引法	業務停止・禁止命令：販売業者・役務提供事業者・連鎖販売取引の統括者等・役務提供事業者・販売業者・業務提供誘引販売取引業者等・購入業者	70条 2号	3年以下の懲役または300万円以下の罰金またはその併科
	違反等是正指示：販売業者・役務提供事業者・連鎖販売取引の統括者等・役務提供事業者・販売業者・業務提供誘引販売取引業者等・購入業者	71条 2号	6月以下の懲役または100万円以下の罰金またはその併科
割賦販売法	割賦販売業者等への契約締結禁止命令、登録包括信用購入あっせん業者へのカード等交付等禁止命令、登録個別信用購入あっせん業者への業務停止命令	51条 1号～4号	2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
	業務改善命令：包括信用購入あっせん業者・個別信用購入あっせん業者・クレジットカード番号等取扱契約締結事業者・立替払取次業者等。クレジットカード等購入あっせん業者・立替払取次業者への業務方法変更等命令	51条の5第1号・2号・5号、51条の6第1号～3号	100万円以下の罰金
	割賦販売業者・前払式特定取引業者への業務改善命令	55条 2号	30万円以下の過料
	資金決済法	資金移動業者・暗号資産交換業者への停止命令	108条 1号・4号
	資金移動業者等への保証金供託命令	109条 3号	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
	自家型発行者・第三者型発行者への業務停止命令	110条	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
	前払式支払手段発行者等の保証金供託命令	112条 4号	6月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金またはその併科

消費者法の罰則一覧表

⑥命令等への違反		資金移動業者・暗号資産交換業者への業務等改善命令、前払式支払手段発行者への業務改善命令	113条	100万円以下の罰金
		前払式支払手段発行者への業務改善命令	114条4号	30万円以下の罰金
	旅行業法	旅行業者等・旅行サービス手配業者への業務停止命令	76条	6月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金またはその併科
		旅行業者等・旅行サービス手配業者への規定遵守勧告措置命令・業務改善命令	79条5号	30万円以下の罰金
	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律	会員制事業者等への業務停止命令	22条2号	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
	探偵業の業務の適正化に関する法律	探偵業者への停止・廃止命令	17条	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
		探偵業者への業務に関する指示	18条3号	6月以下の懲役または30万円以下の罰金
	動物の愛護及び管理に関する法律	第一種動物取扱業者等への業務停止命令・改善勧告措置命令、特定動物飼養者への改善命令	46条3号・4号	100万円以下の罰金
		動物の飼養等により周辺生活環境に影響を生じさせている者・動物虐待おそれ事態を生じさせている者への改善勧告措置命令	46条の2	50万円以下の罰金
		犬猫等販売業者への犬猫等の検案書・死亡診断書の提出命令、第二種動物取扱業者への改善勧告措置命令	47条2号・4号	30万円以下の罰金
	貸金業法	貸金業者への業務停止命令	47条の2	5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその併科
		登録貸金業者への業務改善命令	48条1項8号の2	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
	サービサー法	債権回収会社への業務停止命令	33条4号	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
		債権回収会社への業務改善命令	35条9号	100万円以下の罰金
	社会福祉法	社会福祉法人への業務停止命令、社会福祉事業・隣保事業の経営の制限・停止命令	131条1号・3号	6月以下の懲役または50万円以下の罰金

	金融商品取引法	適格機関投資家等特例業務廃止処分	197条の2 第10号の9	5年以下の懲役もしくは 500万円以下の罰金または その併科
		本法違反等の禁止・停止命令	198条8号	3年以下の懲役もしくは 300万円以下の罰金または その併科
		業務停止命令(処分):金融商品取引業者・特別金融商品取引業者・対象特別金融商品取引業・取引所取引許可業者・外国の電子店頭デリバティブ取引等許可業者・特例業務届出者・金融商品取引業者等・金融商品仲介業者・信用格付業者・高速取引行為者。金融商品取引所への商品取引参加資格の取消命令・当該商品取引参加者の商品関連市場デリバティブ取引停止等命令。停止・変更・禁止・措置:金融商品取引所・委託金融商品取引所・外国金融商品取引所。証券金融会社への停止、特定金融指標算出者への停止命令、金融商品取引所持株会社への監督上の措置命令	198条の5 第2号~4号	2年以下の懲役もしくは 300万円以下の罰金または その併科
		金融商品取引業者への資産国内保有命令、特例業務届出者・金融商品取引業者等への非適格機関投資家等特例業務化時の措置命令	198条の6 第11号の2・14号	1年以下の懲役もしくは 300万円以下の罰金または その併科
		会社金融商品取引所・金融商品取引所持株会社の主要株主への法令違反時の監督措置命令、金融商品取引業者・登録金融機関への業務停止命令等、金融商品取引所等の主要株主への監督措置命令	200条18号、201条6号・10号・11号	1年以下の懲役もしくは 100万円以下の罰金または その併科
		有価証券の発行者等への重要情報の公表指示措置命令	205条6号の5	6月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金またはその併科
		事業報告書の公告命令:金融商品取引業者・取引所取引許可業者・電子店頭デリバティブ取引等許可業者・登録金融機関・特別金融商品取引業者。金融商品取引所への株券上場・上場廃止等・売買停止等命令	205条の2の3第5号、206条3号・4号	30万円以下の罰金
		参考人・鑑定人の命令違反の不宣誓	205条の3第4号	20万円以下の罰金
		金融商品取引所への定款変更等の命令	207条の3第1号	100万円以下の過料

消費者法の罰則一覧表

(⑥命令等への違反)	金融商品取引業者への命令違反の不供託、金融商品取引業者の特定主要株主への業務の運営等措置命令・業務方法変更等措置命令、登録金融機関への業務方法変更等措置命令、特別金融商品取引業者への業務方法変更等措置命令（業務停止命令除く。）・監督措置命令、取引所取引許可業者への業務方法変更等措置命令（業務停止命令除く。）、電子店頭デリバティブ取引等許可業者への業務方法変更等措置命令。業務運営改善命令：特例業務届出者・金融商品取引業者等・特定金融指標算出者。金融商品仲介業者への業務方法変更等措置命令（業務停止命令除く。）、信用格付業者への業務方法変更等措置命令、高速取引行為者の業務方法変更等措置命令、証券金融会社への業務内容変更等措置命令	208条3号・5号	30万円以下の過料
	職務代行者への報酬支払命令：取引所取引許可業者・電子店頭デリバティブ取引等許可業者・金融商品取引業者等信用各付業者	209条7号	10万円以下の過料
	商品先物取引法 本法違反行為等禁止命令	357条8号	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
	商品取引所持株式会社への認可取消・監督措置命令、商品取引所への取引数量制限措置命令・定款等変更等業務改善命令・業務停止命令等・会員の除名等・違反行為役員解任命令。業務停止命令（処分）：商品先物取引業者・商品先物取引仲介業者・第一種特定施設開設者・第二種特定施設開設者・特定店頭商品デリバティブ取引業者。商品先物取引業者・商品先物取引仲介業者への役員解任命令	360条、361条2号・3号	2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
商品先物取引業者への財産の状況等業務改善命令・資産国内保有命令・純資産額規制比率維持のための業務方法等変更命令、商品先物取引仲介業者への監督命令	362条12号	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科	
監督命令：商品取引所・商品取引所持株式会社の主要株主・商品取引所持株式会社等。業務運営改善命令：第一種特定施設開設者・第二種特定施設開設者・特定店頭商品デリバティブ取引業者	363条4号・16号	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科	

	預託法	預託等取引業者への業務停止命令	14条2号	2年以下の懲役または100万円以下の罰金
	保険業法	業務停止命令：保険会社・免許特定法人・引受社員・保険持株会社の子会社である保険会社・少額短期保険持株会社・少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者・少額短期保険業者。保険会社への保険契約の解約業務の停止命令、被管理会社・保険会社等の業務禁止	316条2号・3号・7号	2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
		財産供託等監督措置命令：清算保険会社等・免許特定法人・引受社員。保険持株会社・少額短期保険持株会社への監督措置命令	317条4号・7号	1年以下の懲役または300万円以下の罰金
		特定保険募集人・保険仲介人への業務停止命令	317条の2第9号	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
		特定保険募集人・保険仲介人へ業務改善命令	320条7号	30万円以下の罰金
		保険計理人解任命令：保険会社・外国保険会社等・少額短期保険業者。供託命令：外国保険会社等・免許特定法人と契約締結した者・免許特定法人・少額短期保険業者。保険管理人への業務・財産管理命令。改善計画の提出・変更・供託等監督措置命令：保険会社・外国保険会社等・免許特定法人等。少額短期保険業者への供託・改善計画提出・変更命令。変更・届出撤回命令：保険会社・外国保険会社等の事業方法書等・免許特定法人の免許申請書・少額短期保険業者の登録申請書。事項変更命令：保険会社・外国保険会社等の事業方法書等・免許特定法人の免許申請書・少額短期保険業者の登録申請書。外国会社への国内取引継続の禁止・国内営業所の閉鎖命令、保険会社・外国保険会社の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律6条の命令違反の信託の補てん・補足契約、保険会社・外国保険会社等の命令違反の不供託	333条1項39号・42号・44号・56号、334条3号、335条2号	100万円以下の過料
	銀行法	業務停止命令：銀行・銀行持株会社の子会社である銀行・銀行代理業者・電子決済等代行業者	62条2号・3号	2年以下の懲役または300万円以下の罰金

消費者法の罰則一覧表

(⑥命令等への違反)	銀行への資産国内保有命令、銀行であつた会社等への財産の供託・資産管理・運用等命令、銀行持株会社への監督措置命令	63条3号の2・4号・7号	1年以下の懲役または300万円以下の罰金
	銀行への財産供託等命令、銀行主要株主への基準不適合時の措置命令・提出改善計画変更等命令・監督措置命令、銀行持株会社への提出改善計画変更等命令、銀行持株会社の子会社銀行への運営確保措置命令、銀行代理業者・電子決済等代行業者への業務改善命令	65条10号	100万円以下の過料
預金保険法	特別監視金融機関等への業務遂行等措置命令、金融機関等への資産国内保有命令	142条の2第1号・2号	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
	金融機関への預金等の保険金の支払等措置命令、金融機関への資産・負債の秩序ある処理円滑実施措置命令	151条1項2号	100万円以下の過料
宅地建物取引業法	宅地建物取引業者への業務停止命令	79条4号	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
建設業法	建設業者等への営業停止・禁止命令	47条1項3号・4号	3年以下の懲役または300万円以下の罰金(47条2項によりその併科可)
	建設業者・建設業を営む者・建設資材製造業者等への建設資材起因指示違反時の勧告措置命令	52条7号	100万円以下の罰金
建築基準法	違反建築物の施工停止・違反是正措置命令：建築物等の建築主等・煙突・製造施設等の工作物の建築主等・建築物の建築等施工者	98条1項1号	3年以下の懲役または300万円以下の罰金
	緊急必要時の違反建築物等の工事施工停止命令：建築物等の建築主等・煙突・製造施設等の工作物の建築主等・建築物の建築等施工者。建築物等の所有者等・煙突・製造施設等の工作物の建築主等への保安上危険な建築物等の除去等必要な措置勧告措置命令、建築物等の所有者等・煙突・製造施設等の工作物の建築主等への公益上著しい支障のあるときの建築物等の除去等命令。安全・防火・避難上著しく支障があるときの建築物の使用禁止命令：建築物等の所有者等・煙突・製造施設等の工作物の建築主等・建築物の建築等施工者	99条1項4号	1年以下の懲役または100万円以下の罰金

	建築物調査員資格者証・建築設備等検査員資格証返納命令	106条1項1号	30万円以下の過料
建築士法	建築士への業務停止命令、建築事務所への閉鎖命令	38条4号・12号	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
建築物の耐震改修の促進に関する法律	要安全確認計画記載建築物所有者への報告等命令	43条	100万円以下の罰金
老人福祉法	有料老人ホームの設置者への事業制限・停止命令	38条	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
	認知症対応型老人共同生活援助事業者・有料老人ホームの設置者への改善命令	39条	6月以下の懲役または50万円以下の罰金
医療法	医業等の広告をした者への違反時の広告中止等是正措置命令、病院等開設者等への病床数削減許可変更措置命令、病院等開設者への人員増員・業務停止命令・使用制限・禁止命令・管理者変更命令・許可取消・閉鎖命令、特定機能病院等開設者への修繕・改修命令、報告病院等の開設者への基準日後病床機能不変更等命令	87条3号	6月以下の懲役または30万円以下の罰金
	病床機能報告対象病院等の管理者への報告・報告内容是正命令	92条	30万円以下の過料
	必要措置命令違反での業務実行：医療法人・地域医療連携推進法人・社会医療法人	93条14号	20万円以下の過料
医師法	医業停止命令	32条	1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金またはその併科
	処分を受けた医師等の再教育研修を受ける命令	33条の2第2号	50万円以下の罰金
個人情報保護法	個人情報取扱事業者等への違反行為中止・違反是正の勧告措置命令	84条	6月以下の懲役または30万円以下の罰金
迷惑メール防止法	法規定違反の送信者等への電子メールの送信の方法改善必要措置命令（3条2項の記録保存に係るものを除く。）	34条2号	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
	法規定違反の送信者等への電子メールの送信の方法改善必要措置命令（3条2項の記録保存に係るものに限る。）	35条1号	100万円以下の罰金



消費者法の罰則一覧表

(⑥命令等への違反)	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律	携帯音声通信事業者媒介業者等への違反是正措置命令	24条	2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
	古物営業法	古物商・古物市場主への営業停止命令	31条4号	1年以下の懲役または100万円以下の罰金(36条によりその併科可)
		古物商への古物保存命令、古物競りあわせん業者への中止命令	33条5号	6月以下の懲役または30万円以下の罰金(36条によりその併科可)
	電気通信事業法	技術基準適合認定受領者・認証取扱業者届出業者への端末機器による妨害拡大防止必要措置命令	181条1号	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
		電気通信事業者への契約約款変更命令・保障契約約款変更命令・料金変更命令・業務改善命令・違反行為停止等命令・各接続約款変更認可申請等命令・各協議の開始・再開命令・技術基準適合設備修理等命令・管理規程の変更命令・電気通信設備統括管理者解任命令・認定電気通信番号使用計画適合通信番号使用等命令・届出媒介等業務受託者・電気通信事業者への業務方法改善命令	186条3号	200万円以下の罰金
		端末機器等提出命令：技術基準適合認定受領者・認証取扱業者・製造業者・輸入業者・登録修理業者	188条18号	30万円以下の罰金
		電気通信主任技術者資格者証・工事担任者資格者証の返納命令	193条2号	10万円以下の過料
	消費生活用製品安全法	特定製品製造・輸入・販売事業者への危害発生・拡大防止の措置命令、消費生活用製品の製造・輸入事業者への製品の回収等措置命令、特定製造事業者等への違反是正措置命令、危害発生勧告措置命令、消費生活用製品製造・輸入事業者への重大製品事故情報収集等の体制整備命令	58条4号・5号	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
		検査の困難時の製品の所有者・占有者への提出命令	59条9号	30万円以下の罰金
	電気用品安全法	電気用品の製造・輸入・販売事業者・届出事業者への販売電気用品の回収等危険・障害拡大防止必要措置命令	57条6号	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科

		製品評価技術基盤機構による検査実行の電気用品の所有者・占有者への提出命令	58条 8号	30万円以下の罰金
食品衛生法		飲食店営業者等・食品供与の学校・病院等施設への違反時の食品等・乳幼児が接触することで健康を損なうおそれのあるおもちゃの廃棄等危害除去処置命令不服従、食店営業者等・食品供与の学校・病院等施設への営業禁止等	71条 1項 3号	3年以下の懲役または300万円以下の罰金(71条2項によりその併科可)
		飲食店営業者等への施設基準違反時の整備改善命令・営業禁止・停止	73条 5号	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
		登録検査機関外の者への製品検査業務と誤認させないための措置命令	75条 4号	50万円以下の罰金
農業取締法		販売者への農薬回収等措置命令、除草剤販売者への規定遵守勧告措置命令	47条 5号	3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
米トレーサビリティ法		米穀事業者への一般消費者への産地情報伝達違反時の勧告措置命令	12条 4号	50万円以下の罰金
牛トレーサビリティ法		牛の管理者への牛への耳標装着命令、牛のと畜者等への規定不遵守時の勧告措置命令	23条 3号	30万円以下の罰金
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律		家庭用品の製造・輸入・販売事業者への回収等命令	10条 2号	1年以下の懲役または30万円以下の罰金
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律		医療機器・体外診断用医薬品の製造販売の承認を受けた者への届出変更計画の中止等措置命令。医薬品等の販売・授与・医療機器の貸与・修理・医療機器プログラムの電気通信回線を通じた提供の一時停止等応急措置命令：再生医療等製品の製造販売者・製造業者・販売業者・医療機器の貸与業者・修理業者・各委託者・原薬等登録製造者・薬局開設者。医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器・再生医療等製品の業務上取扱者への各違反貯蔵・陳列医薬品等の廃棄・回収等措置命令、医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器・再生医療等製品の無確認輸入者等への廃棄等危険発生防止措置命令、廃棄等処分拒否・妨害・忌避、医療等用途外の指定薬物取扱者への廃棄・回収等措置命令・廃棄等処分拒否・妨害・忌避	84条 5号・26号・27号	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科

消費者法の罰則一覧表

<p>(⑥命令等への違反)</p>	<p>医薬品・医療機器・再生医療等製品の各規定無認証広告者への当該行為中止等措置命令。業務停止命令：医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器・再生医療等製品の製造販売業者・医薬品（体外診断用医薬品除く。）・医薬部外品・化粧品・再生医療等製品の製造業者・医療機器の修理業者・薬局開設者・医薬品の販売業者・高度管理医療機器等・管理医療機器の販売業者・貸与業者・再生医療等製品の販売業者。勧告不服従等各号該当時の業務停止命令：医薬品・医療機器・再生医療等製品の製造販売業者・製造業者。医療機器・体外診断用医薬品の製造業者への本法違反・不正手段による製造業登録受領等時の業務停止命令</p>	<p>85条6号～8号</p>	<p>2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金またはその併科</p>
	<p>医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器・体外診断用医薬品の製造販売の承認を受けた者へ調査・適正使用確保の再度の実施命令、医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器・再生医療等製品の製造販売業者・輸出用の医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器・再生医療等製品の製造業者への業務停止命令。本法・本法命令違反時の業務改善命令：医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器・再生医療等製品の製造販売業者・製造業者・医療機器の修理業者・薬局開設者・医薬品の販売業者・医療機器の販売業者・貸与業者・再生医療等製品の販売業者。施設使用禁止処分：医薬品・医薬部外品・化粧品・再生医療等製品の製造業者・医療機器の修理業者・薬局開設者・医薬品の販売業者・医療機器の販売業者・貸与業者・再生医療等製品の販売業者。各規程条件違反是正措置命令：医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器・再生医療等製品の製造販売業・製造業者・医療機器の修理業者・薬局開設者・医薬品の販売業者・医療機器の販売業者・貸与業者・再生医療等製品の販売業者。各責任者等変更命令：医薬品等総</p>	<p>86条1項3号・6号・19号～26号</p>	<p>1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科</p>

	(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)	括製造販売責任者・医療機器等総括製造販売責任者・再生医療等製品総括製造販売責任者・医薬品製造管理者・医薬部外品等責任技術者・医療機器責任技術者・体外診断用医薬品製造管理者・再生医療等製品製造管理者・医療機器修理責任技術者・薬局の管理者・店舗管理者・区域管理者・医薬品営業所管理者・医療機器の販売業・貸与業の管理者・再生医療等製品営業所管理者の本法等・処分違反時・管理者・責任技術者不相当時の製造販売業者・製造業者・修理業者・薬局開設者・販売業者・貸与業者。配置販売業者への配置販売業の配置員の本法の命令、処分違反時の当該配置員による販売業務停止命令・配置員への業務停止命令、医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器・再生医療等製品の承認被付与者への事項変更命令、指定薬物等の貯蔵・陳列者・製造・輸入・販売・授与者への検査命令時の検査・通知受領前の同一の物品の製造・輸入・販売・授与・販売・授与目的陳列・広告禁止命令、指定薬物等である疑いがある物品の製造・輸入・販売・授与・販売・授与目的陳列・広告禁止違反者への禁止解除までの間の当該行為の中止等措置命令		
		医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器・再生医療等製品の製造販売業者・医療機器の修理業者への検査命令、指定薬物等の貯蔵・陳列者・製造・輸入・販売・授与者への検査命令	87条14号・15号	50万円以下の罰金
	景表法	事業者への差止め命令	36条 1 項	2 年以下の懲役または300 万円以下の罰金 (36条 2 項によりその併科可)
	食品表示法	食品関連事業者等への食品回収等措置命令	17条	3 年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
		食品関連事業者への事項表示指示命令	20条	1 年以下の懲役または100 万円以下の罰金

消費者法の罰則一覧表

⑥命令等への違反	JAS法	格付表示除去・抹消命令：認証品質取扱業者・認証生産行程管理者・認証流通行程管理者・認証小分け業者・認証輸入業者。認証方法取扱業者への適合表示除去・抹消命令、飲食品以外の農林物資基準遵守指示を受けた者への措置命令、指定農林物資等に関する日本農林規格の表示禁止違反等をした者への表示除去・抹消命令	76条6号・11号・12号	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
	健康増進法	健康保持増進効果等の著しい事実相違表示・誤認表示をした者への表示に関する勧告措置命令	71条	6月以下の懲役または100万円以下の罰金
		特定給食施設の設置者への管理栄養士設置等勧告措置命令、登録試験機関以外の者への許可試験と誤認させないようにするための措置命令	72条1号・3号	50万円以下の罰金
		特定施設の管理権限者等への喫煙器具・設備撤去等勧告措置命令、喫煙専用室設置施設等の管理権限者への喫煙専用室の設置施設等標識除去・供用停止勧告措置命令、喫煙目的室設置施設の管理権限者への喫煙目的室の設置施設標識除去・供用停止勧告措置命令	76条1号	50万円以下の過料
	特定施設での喫煙禁止場所での喫煙者への喫煙の中止・退出命令	77条1号	30万円以下の過料	
家庭用品品質表示法	製造業者等への表示事項遵守事項服従命令、表示事項非表示の家庭用品の販売等禁止命令	25条	20万円以下の罰金	
⑦許可等への違反	消費者契約法	不正手段による適格消費者団体の認定受領	50条1号	100万円以下の罰金
	消費者裁判手続特例法	不正手段による特定適格消費者団体の認定受領	94条1号	100万円以下の罰金
	独占禁止法	銀行業・保険業を営む会社の他の国内の会社の議決権の100分の5（保険業を営む会社は100分の10）超を有する場合の議決権の保有の無認可株式の取得・保有	91条	1年以下の懲役または200万円以下の罰金（92条によりその併科可）
	割賦販売法	無許可前払式割賦販売業、無登録包括信用購入あっせん業、無登録個別信用購入あっせん業、登録個別信用購入あっせん業の名義貸し、無許可前払式特定取引業、無登録クレジットカード番号等取扱契約締結事業	49条1号～6号	3年以下の懲役または300万円以下の罰金またはその併科

	資金決済法	無登録第三者型前払式支払手段発行業。登録の不正受領：第三者型前払式支払手段発行業・資金移動業・暗号資産交換業。第三者型前払式支払手段発行業者・資金移動業者の名義貸し、無登録暗号資産交換業、暗号資産交換業の名義貸し、無免許資金清算業、不正手段による資金清算業の免許受領	107条1号～8号	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
	旅行業法	無登録旅行業・旅行サービス手配業、不正手段による旅行業・旅行サービス手配業の登録受領・有効期間の更新・業務範囲の変更、業務範囲の無登録変更、旅行者等・旅行サービス手配業者の名義貸し・旅行業等の他人経営 旅行業約款事項無認可実施	74条1号～4号・6号～8号 79条7号	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科 30万円以下の罰金
	動物の愛護及び管理に関する法律	無許可特定動物飼育・保管、不正手段による特定動物飼育・保管許可受領、特定動物飼育・保管の提出事項無許可変更	45条1号～3号	6月以下の懲役または100万円以下の罰金
		無登録第一種動物取扱業、不正手段による第一種動物取扱業の登録受領・登録更新	46条1号・2号	100万円以下の罰金
	貸金業法	不正手段による貸金業の登録受領、無登録貸金業、貸金業の名義貸し	47条1号～3号	10年以下の懲役もしくは3,000万円以下の罰金またはその併科
	サービサー法	無許可債権管理回収業、不正手段による債権管理回収業の許可受領、債権管理回収業の名義貸し	33条1号～3号	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
		債権回収会社の無承認業務外業務	34条2号	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
	社会福祉法	無許可第一種社会福祉事業、許可取消後の社会福祉事業	131条2号・3号	6月以下の懲役または50万円以下の罰金
	金融商品取引法	無登録金融商品取引業、不正手段による金融商品取引業の登録受領、金融商品取引業者等の名義貸し	197条の2第10号の4～10号の6	5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはその併科

消費者法の罰則一覧表

(7)許可等への違反)	不正手段による登録受領：非銀行等の金融商品仲介業・信用格付業を行う法人・非金融商品取引業者等の高速取引行為。金融商品取引業者の不正変更登録。不正許可受領：外国証券業者の元引受契約参加等・外国証券業者の取引所取引業務・外国の店頭デリバティブ取引等業者の電子店頭デリバティブ取引等業務。名義貸し：登録金融機関業務・金融商品仲介業・信用格付業・外国証券業者の元引受契約参加等・取引所取引業務・外国の店頭デリバティブ取引等業者の電子店頭デリバティブ取引等業務・高速取引行為。無登録高速取引行為。無許可業務：外国証券業者の元引受契約参加等・取引所取引業務・外国の店頭デリバティブ取引等業者の電子店頭デリバティブ取引等業務。金融商品市場の無免許開設・無認可で外国金融商品市場で取引を行わせる行為、無認可自主規制業務、無免許金融商品債務引受業、無認可連携金融商品債務引受業務、金融商品取引業者の金融商品取引所の会員等への有価証券の売買等の無免許業務	198条1号 2号・3号・4号・4号の2・6号～7号	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
	無認可金融商品取引業、金融商品取引業者の認可業務の損失の危険管理方法等の無認可変更、金融機関の無登録投資助言・代理業・有価証券等管理業務、無承認金融商品取引不随業務・本業務外業務等、金融商品取引所の自主規制法人への無認可自主規制業務委託、証券金融会社の無認可業務内容等変更	201条1号・3号・5号・9号・13号	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
	金融商品仲介業者の外務員登録事項無認可、金融商品取引所の無認可本業務外業務・定款等無認可変更。無承認上場：株式会社金融商品取引所・金融商品取引所持株会社・親商品取引所等・金融商品取引所。金融商品取引所の無承認上場廃止、特定金融指標算出者の業務規程の無認可・無認可変更	206条1号・6号・7号・13	30万円以下の罰金
商品先物取引法	無許可商品取引債務引受業・無許可商品先物取引業、不正手段による商品先物取引業の許可受領・商品先物取引仲介業の登録受領、商品先物取引業者・商品先物取引仲介業者の名義貸し	357条3号～7号	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科

	第一種特定施設開設者・第二種特定施設開設者の無許可事項変更	363条15号・17号	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
	商品取引所の無認可資本金額減少、商品先物取引仲介業者の無認可外務員登録事項	370条3号	30万円以下の罰金
保険業法	無免許保険業、保険業の名義貸し、不正手段による少額短期保険業登録受領、少額短期保険業の名義貸し	315条1号・2号・6号・7号	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
	不正手段による特定保険募集人・保険仲介人の登録受領	317条の2第5号	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
	損害保険会社等の無許可各事項実行	320条1号	30万円以下の罰金
	保険会社の無認可他業務、少額短期保険業者の無承認他業務、保険会社等の認可を受けた他業務の無認可内容・方法変更、保険会社・外国保険会社等の事業方法書等・免許特定法人の免許申請書の無認可事項変更、清算人の無許可行為・監査委員不同意行為、無認可保険募集再委託、保険会社・外国保険会社等の無認可保険金信託業務・業務方法変更	333条1項28号・29号・40号・53号・74号、334条1号・2号	100万円以下の過料
	日本に支店等を設けない外国保険業者との保険契約の無許可申込	337条1号	50万円以下の過料
銀行法	無免許銀行業、不正手段による銀行業の免許受領、銀行業の名義貸し、無許可銀行代理業、不正手段による銀行代理業の許可受領、銀行代理業・外国銀行代理業の名義貸し、無登録電子決済等代理業、不正手段による電子決済等代理業の登録受領	61条1号～3号・5号～9号	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
	無認可外国銀行代理業務、無承認銀行代理等本業務外業務	63条6号の2・9号	1年以下の懲役または300万円以下の罰金
	無認可：銀行の資本金減少・商号変更・外国支店等設置等・銀行の外国での銀行代理業の委託契約の締結・終了・外国銀行支店の従たる外国銀行支店の設置等。銀行持株会社の銀行持株会社グループの無認可共通業務実行	65条1号・16号の2	100万円以下の過料



消費者法の罰則一覧表

(⑦許可等への違反)	預金保険法	無許可：発行金融機関等の株式交換等・対象金融機関の組織再編成・組織再編成後発行銀行持株会社等の組織再編成・発行金融機関等の株式交換等・対象金融機関等の組織再編成・組織再編成後金融機関等の組織再編成	151条1項5号	100万円以下の過料
	宅地建物取引業法	宅地建物取引業の不正手段による許可受領、無免許宅地建物取引業、宅地建物取引業者の名義貸し	79条1号～3号	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
		宅地建物取引業者が受領した手付金等の返還債務を負う者・保管機関の不正手段による指定受領	82条3号	100万円以下の罰金
	建設業法	無許可建設業、無許可特定建設業の下請契約締結、建設業の許可・更新・譲渡・譲受け・合併・分割・相続の虚偽・不正の事実に基づく受領	47条1項1号・2号・5号	3年以下の懲役または300万円以下の罰金（47条2項によりその併科可）
	建築基準法	応急仮設建築物の建築主の無許可存続、応急仮設建築物の所有者等の許可期間超過存続、仮設興行場等の建築物の所有者等の許可期間超過存続、建築物の所有者等の用途変更による災害救助用建築等の無許可継続使用、災害救助用建築等の許可期間超過継続使用、建築物の用途変更による興行場等の許可期間超過使用	101条1項8号～10号・15号～17号	100万円以下の罰金
	建築士法	一級建築士・二級建築士・木造建築士の無免許名称使用、虚偽・不正の事実に基づく免許受領、建築士の名義貸し、建築士事務所の登録簿への虚偽・不正事実に基づく登録受領、建築士の無登録業務等、建築士事務所の名義貸しでの業務運営	38条1号・2号・7号～9号・11号	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
	高齢者住まい法	不正手段によるサービス付高齢者向け住宅事業の登録受領	80条1号	30万円以下の罰金
	医療法	医師法の無登録者等の無許可診療所開設	87条1号	6月以下の懲役または30万円以下の罰金
		病院等の許可証不受交付による構造使用	89条1号	20万円以下の罰金
	医師法	医師でない者の医業、虚偽・不正の事実に基づく医師免許受領	31条1項1号・2号	3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科

	古物営業法	無許可古物営業（古物商・古物市場主）、不正手段による古物営業の許可受領、古物商・古物市場主の名義貸し	31条1号～3号	3年以下の懲役または100万円以下の罰金（36条によりその併科可）
	電気通信事業法	無登録電気通信事業	177条	3年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金またはその併科
		電気通信事業者の事項変更無登録、認可を受けた料金によらない電気通信役務提供、外国政府等との無認可協定・契約締結・変更・廃止、電気通信事業者の無認定電気通信番号使用・使用計画変更	186条1号・2号・4号・7号・8号	200万円以下の罰金
	食品衛生法	飲食店営業者等・食品供与の学校・病院等施設の許可取消違反営業	71条1項3号	3年以下の懲役または300万円以下の罰金（71条2項によりその併科可）
		無許可飲食店営業等	72条1項	2年以下の懲役または200万円以下の罰金（72条2項によりその併科可）
	農薬取締法	製造業者・輸入業者の農薬の無登録製造・加工・輸入、水質汚濁性農薬無許可使用	47条1号・6号	3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	指定薬物の無許可製造・輸入・販売・授与・所持（販売・授与目的貯蔵・陳列に限る。）業	83条の9	5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはその併科
		薬局の無許可開設、医薬品・医薬部外品・化粧品等の無許可製造販売業・無承認の製造販売・事項変更、医療機器・体外診断用医薬品の無許可製造販売業、無承認製造販売・事項変更、高度管理医療機器・管理医療機器、体外診断用医薬品（指定高度管理医療機器等）の無認証製造販売、外国指定高度管理医療機器製造等事業者の指定高度管理医療機器等の無認証製造販売、各無認証の事項変更、再生医療等製品の	84条1号～8号・12号～14号・21号・29号	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科

(7)許可等への違反		無許可製造販売業・無承認製造販売・事項変更、高度管理医療機器・特定保守管理医療機器の無許可販売・授与・貸与・販売・授与・貸与目的陳列業、高度管理医療機器プログラムの電気通信回線を通じた無許可提供業、医療機器の無許可修理業・修理区分変更・追加、再生医療等製品の無許可販売・授与・販売・授与目的貯蔵・陳列業、医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器・再生医療等製品の無確認輸入、動物用医薬品無許可製造・輸入業、動物用再生医療等製品の無許可製造・輸入業		
		医薬品・医療機器・再生医療等製品の各規定無認証広告	85条5号	2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金またはその併科
		医薬品・医薬部外品・化粧品の無許可製造業・無許可区分変更・追加、医療機器・体外診断用医薬品の無登録製造業、再生医療等製品の無許可製造業・無許可区分変更・追加	86条1項2号・5号、8号	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
	健康増進法	販売食品への無許可特別用途表示	72条2号	50万円以下の罰金
(8)届出・書類等の 手続への違反	独占禁止法	不提出・虚偽提出等：会社・新設会社の総資産額届出書・会社の株式取得計画届出書・合併計画届出書・共同新設分割・吸収分割の計画届出書・共同株式移転計画届出書・事業等の譲受計画届出書・事業者の再販売価格維持契約時の届出書。届出受理30日未経過：会社の株式取得・合併の設立・変更登記・設立登記・変更登記・共同株式移転の設立登記	91条の2第1号～13号	200万円以下の罰金
	特定商取引法	電子メール広告承諾等の記録不作成・虚偽作成・不保存：販売業者・役員提供事業者・連鎖販売取引の統括者等・業務提供誘引販売業者・各広告受託事業者。役員提供事業者・販売業者の特定継続的役務提供の前払取引時の業務・財産状況書類の不備置・不正記載・閲覧・謄本等交付請求拒否	72条1項3号・6号、7号	100万円以下の罰金
	割賦販売法	割賦販売業者・前払式特定取引業者の供託金に関する無届出営業・前受金保全措置に関する無届出契約締結・帳簿の不備え・不記載・虚偽記載・不保	52条1号～4号、53条5号	50万円以下の罰金

	<p>存、供託契約の受託者・前払式特定取引業者の前受業保証金不供託。調査記録の不作成・不保存：包括信用購入あつせん業者・個別信用購入あつせん業者・クレジットカード番号等取扱契約締結事業者</p> <p>事項等変更の無届出・虚偽届出：割賦販売業者・前払式特定取引業者・登録包括信用購入あつせん業者・個別信用購入あつせん業者・クレジットカード番号取扱契約締結事業者</p> <p>割賦販売業者・前払式特定取引業者の地位承継の無届出・虚偽届出。業務廃止の無届出・虚偽届出：割賦販売業者・個別信用購入あつせん業者・前払式特定取引業者・登録包括信用購入あつせん業者・クレジットカード番号等取扱契約締結事業者</p>	<p>53条の2第1号</p> <p>55条1号・3号</p>	<p>30万円以下の罰金</p> <p>30万円以下の過料</p>
資金決済法	<p>不公告・虚偽公告：前払式支払手段発行者の払戻・資金移動業者の業務廃止・暗号資産交換業者の業務廃止等。資金移動業者の保証金不供託、資金移動業者・暗号資産交換業者の帳簿書類の不作成・不保存・虚偽作成、報告書・その添付書類等の不提出・虚偽提出</p> <p>自家型発行者・第三者型発行者の届出書・その添付書類の不提出・虚偽記載提出。登録申請書・その添付書類の虚偽記載提出：第三者型発行者・資金移動業者・暗号資産交換業者。前払式支払手段発行者の保証金不供託、前払式支払手段発行者の帳簿不作成・不保存・虚偽作成・報告書、添付書類の不提出・虚偽記載提出</p> <p>事項変更の無届出・虚偽届出：自家型発行者・第三者型発行者・資金移動業者・暗号資産交換業者。調査記録簿等への不記載・不記録・虚偽記載・記録・不保存：前払式支払手段発行者・外国資金移動業者・外国暗号資産交換業者。自家型前払式支払手段発行業務の承継者の届出書・その添付書類の不提出・虚偽記載提出・事項変更無届出・虚偽届出</p> <p>電子公告に関する調査の不要求：前払式支払手段発行者・外国資金移動業者・外国暗号資産交換業者</p>	<p>109条1号・2号・4・5号</p> <p>112条1号～3号・5号・6号</p> <p>114条1号・3号・5号・6号</p> <p>116条1号</p>	<p>1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科</p> <p>6月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金またはその併科</p> <p>30万円以下の罰金</p> <p>100万円以下の過料</p>

消費者法の罰則一覧表

(⑧届出・書類等の 手続への違反)		廃止等の無届出・虚偽届出：前払式支払手段発行者・資金移動業者・暗号資産交換業者	117条1号	50万円以下の過料
		前払式支払手段発行者の保証金不足額供託の無届出・虚偽届出	118条1号	10万円以下の過料
	旅行業法	旅行者等・旅行者代理業者の営業保証金の供託の無届出事業	77条	100万円以下の罰金
		旅行者等・旅行サービス手配業者の事項変更の事項変更の無届出・虚偽届出	79条1号	30万円以下の罰金
		旅行者等・旅行サービス手配業者の事業廃止等の無届出・虚偽届出	83条2号	20万円以下の過料
	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律	会員制事業者の募集時の無届出・虚偽届出、会員制事業者の業務等書類の不備置・不供覧・虚偽記載の書類備置・供覧	23条1号・5号	50万円以下の罰金
	探偵業の業務の適正化に関する法律	無届出探偵業、探偵業者の名義貸し	18条1号・2号	6月以下の懲役または30万円以下の罰金
		探偵業の届出書・その添付書類の虚偽記載提出、廃止の届出書・その添付書類の虚偽記載提出、探偵業者の名簿の不備付・事項不記載・虚偽記載	19条1号・2号・4号	30万円以下の罰金
	動物の愛護及び管理に関する法律	無届出・虚偽届出：第一種動物取扱業者の事項等変更・犬猫等販売業の廃業・第二種動物取扱業の事業・事項変更・特定動物飼養者の事項	47条1号	30万円以下の罰金
		無届出・虚偽届出：第一種動物取扱業者・第二種動物取扱業者の廃業等・動物販売業者等の所有動物等の数等・第二種動物取扱業の事業の事項変更・施設使用廃止。動物販売業者等の帳簿の不備え・不記載・虚偽記載・不保存	49条1号・2号	20万円以下の過料
	貸金業法	貸金業の登録申請書・その添付書類の虚偽記載提出	47条の3第1項1号	2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
		貸金業者の事業報告書の不提出・虚偽記載提出、貸金業協会非会員貸金業者の社内規則不作成等・承認不受理	48条1項8号の3・8号の6	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
		貸付契約時等の顧客からの源泉徴収票等の不提出等・貸付契約等締結時の返済能力の調査記録の不作成・虚偽記録作成・不保存。業務帳簿の不備付・事項不記載・虚偽記載・不保存・業務帳簿の閲覧・謄写の拒否；貸金業者・債	49条3号の2・3号の3・5号～7号・8号	100万円以下の罰金

	<p>権譲受者・保証業者・受託弁済者・保証求償権譲受者・求償権等譲受者。支払催告・取立等の書面等の必要事項の不記載・虚偽記載・不記録・虚偽記録・氏名等事項の不明示：貸金業者等・債権譲受者・保証業者・受託弁済者・保証求償権譲受者・求償権等譲受者・債権譲受者等。不通知：貸金業者の債権譲渡時・債権譲受者の債権譲渡時・貸金業者の保証契約締結時・貸金業者の債務弁済委託時・保証業者の求償権等の譲渡時・保証求償権等譲受者の求償権等譲渡時・受託弁済者の求償権等譲渡時・受託弁済求償権等譲受者の求償権等譲渡時・債権譲受者等の各譲渡・契約締結・委託時</p> <p>貸金業者の登録変更事項の無届出・虚偽届出・その添付書類の虚偽記載提出・廃業等の無届出・虚偽届出、従業者名簿の不備付・事項不記載・虚偽記載・不保存・開始等の無届出・虚偽届出</p>	50条 1 項 1 号～3 号	50万円以下の罰金
サービス法	<p>債権管理回収業者の許可申請書・その添付書類の虚偽記載提出、債権回収会社の業務の帳簿書類の不作成・不保存・虚偽作成・事業報告書の不提出・虚偽記載提出</p>	34条 1 号・4 号・5 号	1 年以下の懲役もしくは 300万円以下の罰金またはその併科
	<p>債権回収会社の事項変更の無届出・虚偽届出</p>	35条 1 号	100万円以下の罰金
	<p>債権回収会社の解散等の無届出・虚偽届出</p>	37条	100万円以下の過料
社会福祉法	<p>社会福祉法人評議員等の政令規定登記の懈怠、清算人による清算法人の破産手続開始・清算法人への債権申出公告の懈怠・不正公告。各書類・記録等の交付・提供の拒否：社会福祉法人・清算法人・社会福祉法人評議員会。無届出・虚偽届出・事項不記載・不記録・虚偽記載・記録：社会福祉法人の計算書類・清算法人の貸借対照表等。帳簿等の不備置：社会福祉法人・清算法人・社会福祉法人評議員会。社会福祉法人・清算法人の破産手続開始申立懈怠、清算法人の清算結了遅延目的での期間の不当な定め</p>	133条 1 号～8 号	20万円以下の過料

消費者法の罰則一覧表

(⑧届出・書類等の 手続への違反)	金融商品取引法	有価証券発行者・発行会社等の届出書等の重要事項虚偽記載提出・株券等の買付等の公告・公表の重要事項虚偽表示・公開買付届出書等の重要事項虚偽記載	197条1項 1号～3号	10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその併科
		届出受理前の有価証券の募集等、有価証券発行者等の各書類の重要事項虚偽・原本書類相違内容記載の書類の写し提出・送付、発行者等の届出効力前の有価証券の募集・売上等、発行登録者等の書類不提出の有価証券募集・売出、公開買付者の公開買付届出書不提出の売付け等の申込勧誘、公開買付の目的等事項・公開買付株券等の発行者の意見表明報告書請求記載等の不公告。報告書等の不提出：有価証券発行者の会社の有価証券報告書・内部統制報告書等・公開買付届出書・買付撤回届出書・公開買付報告書・大量保有報告書等。重要事項虚偽記載提出：有価証券発行者等の有価証券報告書の添付書類等・有価証券発行者の自己株券買付状況報告書等・有価証券提出会社等の親会社等状況報告書等・公開買付株券等の発行者の意見表明報告書等・意見表明報告書写し送付受領の公開買付者の対質問回答報告書等・大量保有報告書等・公開買付説明書等。有価証券届出書等の重要事項虚偽かつ原本書類内容相違記載書類の写しとしての公衆供覧、公開買付条件等の変更を行う旨・公開買付撤回等の違反公告、公開買付者である発行者の公表重要事実の不通知・虚偽通知、適格機関投資家等特別業務の無届出・虚偽届出・その添付書類・電磁的記録の虚偽記載・記録提出	197条の2 第1号～7号・9号・10号の8	5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはその併科
		各申請書・その添付書類・電磁的記録への虚偽記載記録提出：金融商品取引業・金融機関の投資助言等業務登録・外国証券業者の引受業務一部許可・外国証券業者の取引所取引業務・外国の電子店頭デリバティブ取引等業務許可・非銀行等の金融商品仲介業・信用格付業を行う法人・非金融商品取引業者等の高速取引行為の登録・非金融所品取引業協会の金融商品市場開設の免許・外国金融商品市場開設の認可・金	198条の6 第1号・3号・4号・6号～9号・11号の3・13号の2	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科

	(金融商品取引法)	<p>融商品債務引受業・外国法人で外国で金融商品債務引受業同種類業務を行う者の金融商品債務引受業・金融商品取引業者の金融商品取引所の会員等への有価証券の売買等の免許。帳簿書類の不作成・不保存・虚偽書類作成：金融商品取引業者・取引所取引許可業者・電子店頭デリバティブ取引等許可業者・登録金融機関・特例業務届出者・金融商品仲介業者・信用格付業者・高速取引行為者金融商品取引業者等。報告書等の不提出・虚偽記載提出：金融商品取引業者・取引所取引許可業者・電子店頭デリバティブ取引等許可業者・金融商品取引業者・登録金融機関の特別金融商品取引業者・特例業務届出者・金融商品取引業者等・金融商品仲介業者・信用格付業者・高速取引行為者の事業報告書・金融商品取引業者・取引所取引許可業者の貸借対照表等・外国金融商品取引所の業務報告書・証券金融会社の事業報告書・業務報告書。説明書類等の不供覧・不公表・虚偽記載供覧・公表：金融商品取引業者・特別金融商品取引業者・特例業務届出者・金融商品取引業者等・金融商品仲介業者。書面の不供覧・虚偽記載供覧：金融商品取引業者・特別金融商品取引業者。信用格付業者の説明書類等の不供覧・不公表・虚偽記載供覧・公表。各無届出・虚偽届出：金融商品取引業者・金融商品仲介業者の自己資本規制比率・特別金融商品取引業者の経営の健全性の状況・特例業務届出者等の業務不該当。各無届出・虚偽届出：金融商品取引業者等の廃業等・金融商品取引業者等の公告・取引所取引許可業者・電子店頭デリバティブ取引等許可業者の解散等・信用格付業者の廃業・公告等・高速取引行為者の廃業等。金融商品取引業者等・信用格付業者の廃業等の不公告・虚偽公告。金融商品取引業者の総資産基準額超過の無届出・虚偽届出。特例業務届出者・金融商品取引業者等の契約の写し不提出・虚偽提出</p>	
--	-----------	---	--



消費者法の罰則一覧表

<p>(⑧届出・書類等の 手続への違反)</p>	<p>有価証券発行者等・公開買付者の各書類の写し不提出・不送付、有価証券提出会社等の親会社等状況報告書等・会社外発行者の各報告書等の訂正届出書不提出。訂正発行登録書不提出：発行登録者・発行登録書等提出者・会社外発行者。不提出：報告書・訂正報告書・四半期報告書・半期報告書・臨時報告書・親会社等状況報告書。有価証券届出書等・公開買付届出書等の写しの不供覧、公開買付者の当該公開買付の訂正・応募株券等数等事項の不公告・不公表、各訂正届出書・報告書の不提出・公開買付説明書等の不交付、公開買付対象者の意見表明報告書等の不提出、意見表明報告書・株券等の大量保有報告書等の重要事項の虚偽かつ写しの原本書類と内容相違の書類の写しとしての送付、金融商品取引業者等の補填に係る損失が事故に起因するものであることについての申請書等の虚偽記載提出、供託無届出金融商品取引業</p>	<p>200条1号・2号・4号～12号・15号</p>	<p>1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科</p>
	<p>無届出有価証券の募集・売出、通知書不提出での特定募集等、発行登録者等の発行登録追補書類不提出での募集売出による取得・売付、有価証券発行者の会社の有価証券報告書・重要事項訂正報告書の不提出、公開買付けに係る株券等の発行者・意見表明報告書写し送付を受けた公開買付者の訂正報告書の不提出。報告書等の写し不送付：公開買付けに係る対象者の意見表明・公開買付者の対質問回答・株券等の保有者の大量保有。申請書・その添付書類の虚偽記載提出：金融商品取引業者の認可・登録・金融商品仲介業者の登録・金融商品取引所の認可。金融商品取引業者の不供託。無届出・虚偽届出：金融商品取引業者等の金融商品取引契約締結の動議時の書面内容・金融商品取引業者等の投資運用報告書・特定保有者化等・特定保有団体等化等・特定持株会社化等。上場有価証券発行者の役員等・特定組合等の組合員等報告書不提出・虚偽提出、上場会社等の役員等・報告書提出組合員の虚偽申立</p>	<p>205条1号～3号・7号・8号・13号・19号</p>	<p>6月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金またはその併科</p>

	(金融商品取引法)	<p>無届出・虚偽届出：金融商品取引業者・登録金融機関の事項等変更・金融商品取引業者の本業務外業務・業務等の廃止・特別金融商品取引業者の事項変更・各号該当・取引所取引許可業者・電子店頭デリバティブ取引等許可業者の事項等変更・特例業務届出者の各号該当・事項変更・地位承継・合併外解散・適格機関投資家等特例業務実施の金融商品取引業者等の地位承継・各号該当・金融商品取引業者等・金融商品仲介業者の各号事実発生・金融商品仲介業者の事項等変更・各号該当・信用格付業者の事項変更・高速取引行為の事項等変更・各号該当・金融商品取引業者の基金加入等・特定金融指標算出者・各事項・休廃止。金融商品取引業者等（外国会社に限る。）・信用格付業者の調査記録簿等の不記載・不記録・虚偽記載・記録・不保存、特別金融商品取引業者の四半期報告書不提出・虚偽書類提出。無届出：金融商品取引所の有価証券等上場・上場廃止・事項変更・外国金融商品取引所の業務内容等変更等・商品市場開設金融商品取引所の業務廃止・証券金融会社の業務外業務・金銭等の貸付等・各号該当。証券金融会社の無届出業務外業務・金銭等貸付等・各号該当、特定金融指標算出者の業務規程の不定</p>	<p>205条の2の3第1号・6号・7号、206条2号・9号の2・10号・13号</p>	<p>30万円以下の罰金</p>
		<p>特定株式会社金融商品取引所の議事録の不備置・自主規制委員の社外取締役の過半数不選定・委員名簿不供覧、金融商品取引業者等・信用格付業者の廃止等時の電子公告調査の不要求、特定株式会社金融商品取引所の議事録の閲覧・謄写等の拒否</p>	<p>207条の3第5号～7号、207条の4第1号・4号</p>	<p>100万円以下の過料</p>
		<p>有価証券発行人会社等の確認書等の不提出。届出懈怠：金融商品取引業者の取締役等の他の会社等の取締役等の就任・退任・金融商品仲介業者の登録・株式会社金融商品取引所の資本金額増加・金融商品取引所の臨時取引開始等・売買停止等・免許執行・規則作成等・外国金融商品取引所の認可執行。金融商品取引所の総取引高・価格等の通知・公表の懈怠、金融商品会員制法人の商品取引所の創立総会・総会への</p>	<p>208条2号・4号・10号・19号～22号・27号、208条の2第4号～6号</p>	<p>30万円以下の過料</p>

消費者法の罰則一覧表

(⑧届出・書類等の 手続への違反)	虚偽申述・事実隠蔽・財産目録の不備 置・不正記載・記録、清算人の債権の 申出の催告等・破産手続の開始の公 告・通知の懈怠・不正の公告・通知、 金融商品会員制法人の理事長等・清算 人の破産手続開始の申立の懈怠、本法 の登記懈怠、公認会計士・監査法人の 法令違反等事実発見時の特定発行者へ の不通知・法令違反等事実発見時の特 定発行者への通知時の重大影響防止の ための不申出・虚偽申出・申出時の特 定発行者への不通知・虚偽通知	209条3号 ～6号・8 号	10万円以下の 過料
	有価証券報告書提出会社・会社外発行 者の各確認書・訂正確認書の写し・訂 正確認書の不提出・写しの不供覧、株 券等の大量保有者の議決権行使可能等 顧客への株券保有状況通知書の不交 付・事項不記載・虚偽記載通知書交 付、外国証券業者等の情報収集施設設 置・施設・業務廃止等の無届出・虚偽 届出		
商品先物取引法	申請書・その添付書類・電磁的記録の 虚偽記載・記録提出：商品取引所・商 品先物取引業の許可・商品先物取引仲 介業の登録・第一種特定市場類似施 設・第二種特定市場類似施設開設許 可。商品先物取引業者の廃業等・廃業 等の公告の無届出・虚偽届出・廃止等 の不公告・虚偽届出、商品先物取引業 の純資産額規制比率記載書面の不供 覧・虚偽記載書面供覧、商品先物取引 業者の事業報告書・商品先物取引仲 介業者の事業計画書等の不提出・虚偽記 載提出。帳簿の不作成・不保存・不作 成・虚偽作成：商品先物取引業者・商 品先物取引仲介業者・第一種特定市場 開設者・第二種特定市場開設者・特定 店頭商品デリバティブ取引業者。商品 先物取引業者の委託者保護基金への各 号該当の不通知・虚偽通知	362条1 号・4号～ 7号・9 号・11号・ 13号	1年以下の懲 役もしくは 300万円以下 の罰金または その併科
	損失補てんの約束等が事故による損失 等に起因するものであることの確認申 請書・その添付書類の虚偽記載提出： 商品先物取引業者・商品先物取引仲 介業者・特定店頭商品デリバティブ取引 業者	363条10号	1年以下の懲 役もしくは 100万円以下 の罰金または その併科

		<p>申請書・その添付書類の虚偽記載提出：商品先物取引業者・商品先物取引仲介業者の登録・第一種特定施設開設者・第二種特定施設開設者の事項変更許可。商品取引所の定款変更・商品取引所の業務規程等変更の申請書その添付書類の虚偽記載提出</p>	<p>367条4号、368条2号</p>	<p>6月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金またはその併科</p>
		<p>会員等の商品市場取引帳簿等の不保存。届出書等の不提出・虚偽記載提出：商品先物取引業者の各号該当・商品先物取引業者の本業務外業務・商品先物取引仲介業者の事項変更。無届出・虚偽届出：商品先物取引業者・商品先物取引仲介業者の登録外務員・商品先物取引仲介業者の各号該当・商品先物取引業者の委託者保護基金加入等・第一種特定施設開設者・第二種特定施設開設者の地位承継・事項変更・商品市場類似施設廃止・特定店頭商品デリバティブ取引業の事業・事項変更・上場商品・上場商品指数に関する事項。商品取引所の事項変更の届出書・その添付書類の不提出・虚偽記載提出、商品取引所の会員数が10人以下時の取引の不停止・定款変更・業務規程変更認可の不申請、会員商品取引所の本法等の電子公告調査の不記載・不記録・虚偽記載・記録・調査記録簿等不保存</p>	<p>369条2号・3号・5号・12号、370条1号・2号、370条の2</p>	<p>30万円以下の罰金</p>
		<p>商品取引所の清算手続開始申立懈怠、財務諸表等・調査記録簿等の閲覧・謄本交付等の請求拒否、商品取引所の自主規制委員の社外取締役の過半数不選定・議事録不備置・委員名簿の供覧懈怠、商品取引所等の議事録の閲覧・謄本交付等の拒否</p>	<p>372条1号、372条の2第2号・3号</p>	<p>100万円以下の過料</p>
		<p>商品取引所の電子公告受領可能調査の不請求・設立の無届出、商品取引所の定款・業務規程・会員名簿の不備置・会員名簿の事項不記載・記録・決算関係書類等・その写しの不備置、取引参加者名簿の不備置・名簿の不記載・記録、許可失効・1項事由外解散・商品市場開設可能等の無届出、会員等への各号事項の不通知・不公表、商品取引所の定款等・業務規程・取引参加者名簿の閲覧等の請求拒否、発行済株式の</p>	<p>374条1号～4号・6号・7号・11号・12号・14号・15号</p>	<p>30万円以下の過料</p>

(⑧届出・書類等の 手続への違反)	(商品先物取引法)	総数等事項不供覧、資本金増加の届出懈怠、商品先物取引仲介業者の届出懈怠、本法・会社法の公告懈怠・不正公告・登記懈怠、商品取引所の創立総会・総会への虚偽申述・事実隠蔽。事項不記載・不記録・虚偽記載・記録：定款・会員名簿・取引参加者名簿・議事録・財産目録・貸借対照表・損益計算書・業務報告書・剰余金処分案・損失処理案・決算報告書		
	預託法	預託等取引業者の業務等状況記載書類の不備置・不供覧・虚偽記載書類備置・供覧	16条1号	30万円以下の罰金
	保険業法	不供託・無届出保険業：外国保険会社等・免許特定法人・少額短期保険業者の不供託・無届出保険業開始	316条6号	2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
		書類・電磁的記録の不提出・不記録・虚偽記載・記録・提出・書類不供覧・電磁的記録情報の提供状態措置不実施・書類事項不記載・虚偽記載・不供覧・不記録・虚偽記録・提供状態措置実施：保険会社・少額短期保険業者・保険持株会社・少額短期保険持株会社等	317条1号・1号の2	1年以下の懲役または300万円以下の罰金
		保険会社等の営業保証金不供託等の保険金信託業務、少額短期保険業者の登録申請書・その添付書類の虚偽記載提出、保険仲介人の保証金不供託・無届出保険契約締結媒介	317条の2第1号・3号・6号	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
		保険会社の不供託。不足額不供託：外国保険会社等・免許特定法人・少額短期保険業者・保険仲介人	319条1号・7号・8号・10号・11号	6月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金またはその併科
		各資料不提出・虚偽資料提出：保険契約者保護機構の会員・清算保険会社等・破綻保険会社加入機構の救済保険会社等・破綻保険会社・設立機構の再承継保険会社等・再移転保険契約引受機構の再移転先保険会社等・破綻保険会社加入機構の特定保険会社。特定保険募集人・保険仲立人の登録申請書・その添付書類の虚偽記載提出帳簿書類不備・事項不記載・虚偽記載・不保存・書類不提出・事項不記載・虚偽記	320条1号の3～4号、332条の2	30万円以下の罰金

		<p>載提出・相互会社・外国保険会社等の調査記録簿等の電子公告調査に関する不記載・不記録・虚偽記載・記録・不保存</p>		
		<p>本法・会社法による登記懈怠・公告・通知懈怠・不正の公告・通知・開示懈怠・書類・電磁的記録事項の表示の閲覧・謄写等の提供・書面交付の拒否・帳簿・書類・書面・電磁的記録の不備置・官庁・各総会・各総代会・各集会に対する虚偽申述・事実隠蔽。書面・電磁的記録の不記載・不記録・虚偽記載・虚偽記録：定款・社員総会等の各議事録・社員名簿・会計帳簿・貸借対照表・損益計算書・事業報告・各附属明細書・各報告書・各社債原簿・財産目録。各総会・各総代会・創立総会での事項不説明、相互会社の清算人会への不報告、保険会社・外国保険会社等・少額短期保険業者の保険計理人の選任・退任の無届出、保険会社・外国保険会社等の事業方法書等・免許特定法人の免許申請書の無届出・届出受理90日経過前の事項変更。無届出・虚偽届出：保険会社の子会社等の業務の代理・事務の代行・保険会社・外国保険会社等・少額短期保険業者の業務開始・外国保険業者の駐在事務所設置等・免許特定法人の保険業・免許特定法人・引受社員の総代理店になろうとする者の業務内容等。保険会社・外国保険会社等の保険契約移転手続違反、清算人の書類・書面・電磁的記録の不提出・記載・記録事項不記載・虚偽記載・記録提出・破産手続・特別清算開始申立懈怠、保険会社等・外国保険会社等の保険業継続困難の不申出・虚偽申出、少額短期保険業者の登録申請書の事項変更の無届出・意見書不提出・届出受理60日経過前事項変更</p>	<p>333条1項3号～6号・8号～11号、20号、38号・41号・43号・45号・47号・48号・59号・69号</p>	<p>100万円以下の過料</p>
		<p>特定保険募集・保険仲立人の業務廃止等の無届出・虚偽届出。保険業務を行わせる役員・使用人の無届出・虚偽届出：損害保険代理店・少額短期保険募集人・保険仲立人</p>	<p>337条2号</p>	<p>50万円以下の過料</p>

消費者法の罰則一覧表

(⑧届出・書類等の 手続への違反)	銀行法	業務報告書の不提出・事項不記載・虚偽記載提出：銀行・銀行持株会社・銀行代理業者・外国銀行代理業・電子決済等代行業者。銀行・銀行持株会社の貸借対照表等の不公告・情報提供受領可能状態の不措置・書類への不記載・虚偽記載公告・電磁的記録の不記録・虚偽記録の提供受領状態の措置。不供覧・電磁的記録の情報の提供受領可能状態の不措置・書類事項不記載・虚偽記載供覧電磁的記録事項不記録・虚偽記録の提供受領状態の措置：銀行・子会社等・外国銀行代理銀行・銀行持株会社の業務等状況説明書・銀行代理業者の貸借対照表等。電子決済等代行業の登録申請書・その添付書類の虚偽記載提出	63条1号～1号の3・8号	1年以下の懲役または300万円以下の罰金
		調査記録簿等の電子公告調査の法務省令で定めるものの不記載・不記録・虚偽記載・記録・不保存、銀行代理業者・電子決済等代行業者の事項変更・廃業等の無届出・虚偽届出	63条の3第1号・2号	30万円以下の罰金
		無届出・虚偽届出：銀行の営業所等の設置等・銀行の子会社である外国銀行業者等との銀行代理業の委託契約の締結・終了・銀行の業務休廃止・銀行の廃業・解散等の認可受領（不公告・虚偽公告も）・外国銀行支店の外国銀行の資本金・出資額変更等各号該当・外国銀行の情報収集・提供等業務のための駐在員事務所の設置・廃止等・銀行の子会社外国銀行等を所属外国銀行とする外国銀行代理業務・外国銀行代理銀行の資本金出資額変更等各号該当・銀行代理業者の事項変更・特定銀行代理業者の業務休廃止・銀行等の銀行代理業・電子決済等代行業者の事項変更・銀行の営業等・銀行代理業者の業務等・電子決済等代行業者の業務開始。改善計画不提出：銀行・銀行主要株主・銀行持株会社。外国銀行支店の電子公告時の調査機関への調査不要求。帳簿書類不作成・不保存・虚偽作成：銀行代理業者・外国銀行代理銀行等・電子決済等代行業者。銀行・銀行持株会社の中間貸借対照表等の不登記	65条4号・10号・12号の2・19号・21号	100万円以下の過料

	<p>預金保険法</p>	<p>金融機関等の公告・通知・催告の懈怠・不正の公告・報告・通知。計画の不提出・虚偽提出：発行救済金融機関等の株式交換完全親株式会社・承継金融機関等・救済金融機関等・再承継金融機関・発行金融機関等・金融機関等・特定金融機関等。金融機関等の登記懈怠。金融機関の債務完済不能・預金等払戻停止のおそれ不申出・虚偽申出、金融整理管財人・機構への事務の不引渡、救済金融機関等の弁済・担保提供・財産信託の懈怠、金融整理管財人の被管理金融機関等への事務の不引渡、会社法等の登記懈怠等</p>	<p>151条1項 1号・3号・4号・6号～8号・3項</p>	<p>100万円以下の過料</p>
	<p>振り込め詐欺救済法</p>	<p>被害回復分配金の支払を受けようとする者・対象被害者の一般承継人の申請書類・その添付書類の虚偽記載提出、各被害回復分配金の支払を受けた一般承継人・支払該当者の届出書の虚偽記載提出</p>	<p>44条1号・2号</p>	<p>50万円以下の罰金</p>
	<p>品確法</p>	<p>認証型式住宅部分等製造者の検査の不実行・検査記録不作成・虚偽検査記録作成・不保存</p>	<p>105条1号</p>	<p>50万円以下の罰金</p>
<p>特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律</p>		<p>新築住宅引渡建設業者の不供託・無届出での50日以内での新規住宅新築建設工事請負契約締結、新築住宅引渡宅地建物取引業者の不供託・無届出での50日以内での新規住宅新築住宅売買契約締結</p>	<p>39条1号・2号</p>	<p>1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科</p>
		<p>供託等に関する無届出・虚偽届出：新築住宅引渡建設業者・供託建設業者・供託宅地建物取引業者・新築住宅引渡宅地建物取引業者</p>	<p>41条</p>	<p>50万円以下の罰金</p>
<p>宅地建物取引業法</p>		<p>供託に関する無届出宅地建物取引業、宅地建物取引業者の登記等の不当遅延</p>	<p>81条1号</p>	<p>6月以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科</p>
		<p>宅地建物取引業の免許申請書・その添付書類の虚偽記載提出</p>	<p>82条1号・2号</p>	<p>100万円以下の罰金</p>
		<p>無届出・虚偽届出：宅地建物取引業者の事項変更・宅地建物取引業者場所等・信託会社の宅地建物取引業。宅地建物取引業者の従業者名簿不備え・事項不記載・虚偽記載・業務に関する帳簿不備え・事項不記載・虚偽記載</p>	<p>83条1号・3号の2・4号</p>	<p>50万円以下の罰金</p>
		<p>宅地建物取引士証の不返納・禁止処分時の不提出</p>	<p>86条</p>	<p>10万円以下の過料</p>



消費者法の罰則一覧表

(⑧届出・書類等の 手続への違反)	建設業法	一般建設業・特定建設業の許可申請書・書類の虚偽記載提出、建設業者・特定建設業者の事項変更届出書等書類不提出・虚偽記載提出・基準不充足時の無届出、建設業者の経営状況分析申請書・その添付書類・経営規模等評価の申請書の虚偽記載提出	50条1項1号～4号	6月以下の懲役または100万円以下の罰金(50条2項によりその併科可)
		建設業者の許可取消時の注文者への不通知	52条3号	100万円以下の罰金
		建設業者・特定建設業者の廃業等の届出懈怠・帳簿不備え・不記載・虚偽記載・帳簿・図書の不保存	55条1号・5号	10万円以下の過料
	建築基準法	申請書不提出・不確認：建築主の特殊建築等・特殊建築物への用途変更・特殊建築等の昇降機その他の建築設備設置・煙突・製造施設等工作物の建築主の建築等。完了検査の期限内到達の不申請・虚偽申請：特殊建築物等の建築主・昇降機その他の建築設備煙突・製造施設等の建築主。特殊建築物等の建築主・昇降機その他の建築設備・煙突等の建築主の検査の期限内到達の不申請・虚偽申請	99条1項1号・3号	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
		認証型式部材等製造者等の検査記録不作成・検査記録虚偽作成・検査記録不保存	101条1項7号	100万円以下の罰金
		国土交通大臣等から指定を受けた者の各報告書・その添付書類不提出・虚偽の報告書・その添付書類提出：確認審査報告書・完了検査報告書・中間検査報告書・仮使用認定報告書。建築主の建築等の無届出・虚偽届出	103条1号・2号	50万円以下の罰金
		無届出・虚偽届出：認証型式部材等製造者の事項変更・事業廃止	106条1項2号	30万円以下の過料
	建築士法	建築士の構造計算による安全不確認での確認書交付	38条6号	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
		建築士事務所開設者の事項変更の無届出・虚偽届出・業務に関する報告書の不提出・虚偽記載提出・帳簿の不記載・虚偽記載・不保存・図書の不保存、書類不備置・供覧拒否・虚偽記載書類備置・供覧	41条9号～12号・14号	30万円以下の罰金
		建築士の免許取消時の免許証・建築士証・免許証明書の不返納・死亡等の無届出、建築士事務所開設者の廃業等の無届出	44条1号	10万円以下の過料

横浜法学第 29 卷第 1 号 (2020 年 9 月)

高齢者住まい法	登録事業者の無届出・虚偽届出：事項変更・地位承継・事業廃止・破産手続開始決定	80条 2号	30万円以下の罰金
老人福祉法	有料老人ホーム設置者等の設置・事項変更・休廃止等の無届出・虚偽届出	40条 1号	30万円以下の罰金
医療法	無届出：臨床研修等修了医師等の診療所開設・病院等の開設者の病院等の休廃止	89条 1号	20万円以下の罰金
	社会医療法人の会社法の公告・通知の懈怠・不正の公告・通知、書類・電磁的記録に記録された事項の閲覧・謄写・書類の謄本・抄本の交付・電磁的方法による提供・事項記載書面交付の拒否、債権者集会での虚偽申述・事実隠蔽、社会医療法人債原簿・議事録・書面・電磁的記録の不記載・事項不記載・不記録・虚偽記載・記録・不備置	91条 1号・2号・4号～6号	100万円以下の過料
	医療法人等の本法の政令規定の登記懈怠、医療法人の財産目録の備付懈怠・事項不記載・虚偽記載・社員総会通知時の情報の電子提供不措置・各議事録の備付懈怠・事項不記載・不記録・虚偽記載・記録・閲覧・謄写拒否、医療法人等の公告の懈怠・虚偽懈怠・事業報告書等書類の備付懈怠・事項不記載・虚偽記載・閲覧拒否・事業報告書等・定款等の変更の無届出・虚偽届出・破産手続開始の申立懈怠・清算人の公告懈怠・虚偽公告、医療法人の財産目録等書類備付懈怠・事項不記載・虚偽記載・不供覧	93条 1号～7号・9号～11号	20万円以下の過料
医師法	医師の氏名等・異常死体等の無届出・診療録の不記載・不保存	33条の 2第 1項 1号	50万円以下の罰金
携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律	貸与業者の貸与時本人確認記録の作成・虚偽作成・不保存	22条 1項 2号・3号	2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科

消費者法の罰則一覧表

(⑧届出・書類等の 手続への違反)	古物営業法	古物商・古物市場主の帳簿等の不備付・電磁的記録の表示不保存・品触れを受けたときの電磁的方法の記録不保存・品触れを受けた日にその古物の所持等・品触れ相当古物の古物市場出現の無届出・帳簿等の不記載・電磁的方法での不記録・虚偽記載・記録・帳簿等・記録のき損・亡失・滅失の無届出・虚偽届出・品触れの書面への到達日付不記載・虚偽日付記載・不保存	33条1号～4号	6月以下の懲役または30万円以下の罰金 (36条によりその併科可)
		古物営業の許可申請書・その添付書類への虚偽記載提出、古物市場主経営古物市場外での競り売り・電気通信回線接続による競り売り時の無届出・虚偽届出、古物商の古物市場主経営古物市場外での競り売り時の届出書・その添付書類の不提出・虚偽記載提出	34条1号～3号	20万円以下の罰金
		古物商・古物市場主の事項変更・古物競りあわせん業の廃止・事項変更の届出書・その添付書類の不提出・虚偽記載提出、古物営業廃止等時の許可証の不返納	35条1号・2号	10万円以下の罰金
		古物商・古物市場主の品触れを受けた日にその古物の所持等・品触れ相当古物の古物市場出現の過失による無届出	37条	拘留または科料
		古物営業許可証受交付者の死亡時等の許可証の不返納	39条	5万円以下の過料
	電気通信事業法	無届出電気通信事業、電気通信役務提供契約締結の媒介等無届出業務	185条1号・2号	6月以下の懲役または50万円以下の罰金
		電気通信役務無届出提供、電気通信事業者の各届出接続約款によらない協定・契約締結・変更・廃止	186条2号・4号	200万円以下の罰金
		電気通信事業者の登録事項変更無届出・虚偽届出	187条1号	50万円以下の罰金
		無届出・虚偽届出：電気通信事業者の地位承継・休廃止・電気通信設備の機能変更・追加計画の電気通信設備の共用協定締結等・卸電気通信役務の提供業務・電気通信設備の使用開始・管理規程等・電気通信設備統括管理者の選任・解任・電気通信主任技術者選任・届出媒介等業務受託者の業務等・適格電気通信事業者の接続約款変更・認定電気通信事業者の事業開始等・休廃止。電気通信事業者の契約約款の無届	188条1号～3号・7号～10号	30万円以下の罰金

		出、電気通信事業者の特定電気通信役務の通信量・回線数等の不記録・虚偽記録、電気通信事業者の各接続約款等・電気通信設備の機能の変更・追加計画不公表、製造業者・輸入業者の技術基準適合自己確認の虚偽届出・記録不作成・虚偽記録作成・不保存		
		電気通信事業者の各収支の状況の公表懈怠・不実公表	191条1号・2号	100万円以下の過料
		製造業者・輸入業者の事項変更、登録修理業者の事項変更等・事業廃止の無届出・虚偽届出	192条1号	30万円以下の過料
		無届出・虚偽届出：電気通信事業者の登録事項変更等・法人電気通信事業者の解散・認定電気通信番号使用計画変更の事項変更等・届出媒介等業務受託者の事項変更・解散。認定電気通信事業者の水底線路保護区域の指定を示す陸標不設置・位置の不公告	193条1号・4号	10万円以下の過料
	消費生活用製品安全法	特定製品製造・輸入事業者の事業開始の虚偽届出、特定製品の不検査・検査記録不作成・虚偽の検査記録作成・検査記録不保存、検査証明書の不受交付・不保存、特定製造事業者等の事業の無届出	59条1号～3号・6号	30万円以下の罰金
		特定製品製造・輸入業者の地位承継・事項変更・事業廃止の無届出・虚偽届出	61条1号	20万円以下の過料
	電気用品安全法	電気用品の製造・輸入・販売事業者の事業の無届出・虚偽届出、届出事業者の検査不実行・検査記録不作成・虚偽記録作成・記録不保存、適合性検査証明書不受交付・不保存	58条1号～3号	30万円以下の罰金
		各事業者の地位承継・事項変更・事業廃止の無届出・虚偽届出	60条1号	20万円以下の過料
	食品衛生法	食中毒患者等の診断・その死体の検案をした医師の無届出	73条1号	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
		販売供用・営業上使用の食品・添加物・器具・容器包装の輸入の無届出、営業者等の食品衛生管理者設置・自己の食品衛生管理者化の無届出・虚偽届出	75条3号	50万円以下の罰金

消費者法の罰則一覧表

(⑧届出・書類等の 手続への違反)	農業取締法	登録受領者の事項変更の無届出・虚偽届出、登録票書替交付不申請、販売者の氏名等・輸入農業登録番号等の無届出・虚偽届出、製造業者・輸入者・販売者・登録外国製造業者の国内管理人帳簿不備付・不記載・虚偽記載・不保存	48条1号～3号	6月以下の懲役もしくは30万円以下の罰金またはその併科
		無届出・虚偽届出・不申請：登録の地位承継者・登録票書替交付・登録票の滅失・毀損者の登録票再交付。登録受領者の登録票・その写しの不備付、効力喪失時の登録票の不返納、登録受領者の登録農業の製造・加工・輸入廃止・登録受領法人清算人の解散の無届出・虚偽届出	49条1号～3号	30万円以下の罰金
	米トレーサビリティ法	米穀事業者の譲受・譲渡記録・搬出・搬入等作成虚偽記録作成・不保存	12条1号・3号	50万円以下の罰金
	牛トレーサビリティ法	無届出・虚偽届出：牛の管理者・輸入者の出生・輸入の年月日等・譲渡時の牛の個体識別番号等・牛の管理者の事項変更・牛の死亡時の牛の個体識別番号等・牛のと畜者・牛の輸出者の牛の個体識別番号等。と畜者等の帳簿不備え・不記載・事項不記載・記録・虚偽記載・記録・不保存	23条1号・4号	30万円以下の罰金
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	薬局開設者等の毒薬・劇薬の譲受時の交付・提供を受けた電磁的記録の不保存、薬局開設者・医薬品の販売業者の帳簿不記載・虚偽記載・不保存、原薬等登録原簿登録受領製造者の軽微な変更届出違反	86条1項13号・15号・27号	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
		休業の無届出：薬局開設者・店舗販売業・配置販売業・卸売販売業・高度管理医療機器等の販売業・貸与業・管理医療機器の販売業・貸与業・再生医療等製品の販売業。薬局開設者・店舗販売業の名称等事項変更の無届出。軽微な事項変更の無届出：医薬品・医薬部外品・化粧品承認製造販売者・医療機器・体外診断用医薬品の承認製造販売者・高度管理医療機器・管理医療機器・体外診断用医薬品の認証製造販	87条1号～10号・12号・16号・17号	50万円以下の罰金

	<p>売者・輸出指定高度管理医療機器等の                  認証製造等者・再生医療等製品の承認                  製造販売者・原薬等登録原簿登録者。                  医薬部外品・化粧品等の製造販売業者の                  承認外物品製造販売等の無届出、医薬                  部外品・化粧品の製造販売業者の事業                  休止・事項変更の無届出、再開医薬                  品等総括製造販売責任者等事項変更の                  無届出、医薬品・医薬部外品・化粧品                  の製造業者・医薬品等外国製造業者の                  製造所休止・再開・医薬品製造管理                  者・医薬部外品等責任技術者等事項変                  更の無届出、医療機器・体外診断用医                  薬品の製造販売業者の承認・認証外の                  物品製造販売等の無届出、医療機器・                  体外診断用医薬品の製造販売業者の事                  業休止・再開・医療機器等総括製造                  販売責任者等事項変更の無届出、医療                  機器・体外診断用医薬品の製造業者・                  医療機器等外国製造業者の製造所休                  止・再開・医療機器責任技術者・体外                  診断用医薬品製造管理者等事項変更の                  無届出、医療機器の修理業者の製造所                  休止・再開・医療機器修理責任技術                  者等事項変更の無届出、再生医療等製                  品・製造販売業者の事業休止・再                  開・再生医療等製品総括製造販売責任                  者等事項の変更の無届出、再生医療等                  製品の製造業者・外国製造業者の製                  造所の休止・再開・再生医療等製品製                  造管理者等事項変更の無届出、管理医                  療機器販売・授与・貸与・販売・授                  与・貸与目的陳列業者・管理医療機器                  プログラム提供者の事項の無届出、治                  験依頼者・実施者の治験計画無届出、                  治験計画届出者の届出30日経過前治験                  依頼</p> <p>医療機器・体外診断用医薬品の認証を                  取消された者・改善・業務停止命令を                  受けた各物品の製造販売業者・製造業                  者の基準適合証不返還、配置販売業                  者・配置員の氏名等事項無届出</p>	<p>88条2号～ 4号</p>	<p>30万円以下の 罰金</p>
<p>食品表示法</p>	<p>食品関連事業者等の食品回収に関する                  無届出・虚偽届出</p>	<p>21条3号</p>	<p>50万円以下の 罰金</p>
<p>健康増進法</p>	<p>喫煙目的室設置施設の管理権原者の帳                  簿の不備付・不記載・虚偽記載・不保                  存</p>	<p>78条1号</p>	<p>20万円以下の 過料</p>

消費者法の罰則一覧表

⑨行政調査への違反	消費者安全法	事業者の不報告・虚偽報告・立入・調査拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁	54条2項	50万円以下の罰金
		事故等原因関係者・生命身体事故等関係者の虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避・虚偽陳述・物件不提出、物件不保全・移動	55条1号～5号	30万円以下の罰金
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	高齢者住居等への立入調査拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁・高齢者に答弁をさせない・虚偽の答弁をさせる行為	30条	30万円以下の罰金
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	障害者住居等への立入調査拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁・高齢者に答弁をさせない・虚偽の答弁をさせる行為	46条	30万円以下の罰金
	独占禁止法	事件関係人・参考人の不出頭・不陳述・虚偽陳述・不報告・虚偽報告、鑑定人の不出頭・不鑑定・虚偽鑑定、所持者の帳簿書類その他物件不提出、事件関係人の検査拒否・妨害・忌避	94条1号～4号	1年以下の懲役または300万円以下の罰金
		公務所・特別の法令により設立された法人・事業者・事業者の団体等の不出頭・不報告・情報・資料の不提出・虚偽の報告・情報・資料提出	94条の2	20万円以下の罰金
	特定商取引法	不報告・虚偽報告・帳簿等物件不提出・虚偽物件提出・検査拒否・妨害・忌避・不陳述・虚偽陳述：販売業者・役務提供事業者・統括者等・業務提供誘引販売業者・各電子メール広告受託事業者。販売業者等・電子メール広告受託事業者等の密接関係者等の不報告・虚偽報告・資料不提出・虚偽資料提出・検査拒否・妨害・忌避・不陳述・虚偽陳述	71条3号・4号	6月以下の懲役または100万円以下の罰金またはその併科
		販売業者等・電子メール広告受託事業者と取引する者の不報告・虚偽報告・資料不提出・虚偽資料提出	73条2号	30万円以下の罰金
	割賦販売法	不報告・虚偽報告：割賦販売業者・前払式特定取引業者・クレジットカード番号等取扱業者・包括信用購入あっせん業受託者・加入購入信用購入あっせん業者等。不報告・虚偽報告・帳簿等の不提出・虚偽提出：包括信用購入業者・個別信用購入あっせん業者・クレジットカード番号等取扱契約締結事業者。個別信用購入あっせん関係販売業者等密接関係者の不報告・虚偽報告・資料不提出・虚偽提出。検査拒否・妨	53条6号～9号	50万円以下の罰金

	害・忌避：割賦販売業者等・クレジットカード番号等取扱業者等・包括信用購入あっせん業務受託者・加入包括信用購入あっせん業者等		
資金決済法	資金移動業者・暗号資産交換業者の不報告・資料不提出・虚偽報告・資料提出・不答弁・虚偽答弁・検査拒否・妨害・忌避	109条6号・7号	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
	前払式支払手段発行者の不報告・資料不提出・虚偽報告・資料提出・不答弁・虚偽答弁・検査拒否・妨害・忌避	112条7号・8号	6月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金またはその併科
旅行業法	不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避・不陳述・虚偽陳述：旅行者等・旅行サービス手配業者・登録旅行サービス手配業務取扱管理者	79条2号・21号・22号	30万円以下の罰金
ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律	会員制事業者等の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避	23条6号	50万円以下の罰金
探偵業の業務の適正化に関する法律	探偵業者の不報告・資料の不提出・報告・虚偽報告・虚偽資料提出・検査拒否・妨害・忌避	19条5号	30万円以下の罰金
動物の愛護及び管理に関する法律	不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避：第一種動物取扱業者・第二種動物取扱業者・特定動物飼養者	47条3号	30万円以下の罰金
	動物の飼養・保管者の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避	47条の2	20万円以下の罰金
貸金業法	不報告・資料不提出・虚偽報告・資料提出・不答弁・虚偽答弁・検査拒否・妨害・忌避：登録貸金業者・債権譲受者・保証業者・受託弁済者・保証求償権譲受者・求償権等譲受者。貸金業者等の不答弁・虚偽答弁	48条1項8号の4・8号の5・10号	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
サービサー法	債権回収会社の不報告・資料不提出・虚偽報告・虚偽資料提出・債権回収会社の検査拒否・忌避・不答弁・虚偽答弁	34条6号・7号	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
生活保護法	報告懈怠・虚偽報告・物件の不提出・不提示・虚偽提出・提示等・不答弁・虚偽答弁・調査・検査拒否・妨害・忌避：保護施設の管理者・指定医療機関等・指定介護機関・指定助産機関・指定施設機関・支給機関・保護施設	86条1項	30万円以下の罰金
生活困窮者自立支援法	生活困窮者住居確保給付金受給生活困窮者等の不報告・物件の不提出・不提示・虚偽の報告・物件提出・不提示・不答弁・虚偽答弁・認定生活困窮者就労訓練事業者等の不報告・虚偽報告	29条1号・2号	30万円以下の罰金



消費者法の罰則一覧表

(9)行政調査への違反)	社会福祉法	社会福祉法人の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避	133条12号	20万円以下の過料
	金融商品取引法	不報告・虚偽報告：金融商品取引業者・取引所取引許可業者・電子店頭デリバティブ取引等許可業者・登録金融機関・特別金融商品取引業者。不報告・資料不提出・虚偽報告・提出：金融商品取引業者等・取引所取引許可業者等・電子店頭デリバティブ取引等許可業者・特例業務届出者等・金融商品取引業者等・金融商品仲介業者等・信用格付業者等・高速取引行為者等・特定金融指標算出者等。検査拒否・妨害・忌避：金融商品取引業者等・特別金融商品取引業者の子会社等・指定親会社等・指定親会社の主要株主・取引所取引許可業者等・電子店頭デリバティブ取引等許可業者・特例業務届出者等・金融商品取引業者等・金融商品仲介業者等・信用格付業者等・株式会社金融商品取引所の主要株主・商品取引所・金融商品取引所持株会社の主要株主・金融商品取引所持株会社等・親商品取引所等・金融商品取引所等・外国金融商品取引所・証券金融会社等・特定金融指標算出者・事件関係人・関係人。関係人・参考人の不出頭・不陳述・虚偽陳述・意見書等の不提出・虚偽提出・鑑定人の不出頭・不鑑定・虚偽鑑定、関係人の物件不提出	198条の6第5号・10号・11号～13号・17号の3・17号の5～18号、199条	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
		参考人・鑑定人の虚偽陳述・鑑定	200条の3第1項	3月以上10年以下の懲役
		不報告・資料不提出・虚偽報告・資料提出：縦覧書類提出者等・公開買付者・意見表明報告書提出者等・大量保有報告書提出者等・大量保有報告書の株券等発行者・特定情報の提供者等・重要情報公表者等監査証明を行った公認会計士等。検査拒否・妨害・忌避：縦覧書類提出者等・公開買付者・意見表明報告書提出者等・大量保有報告書提出者等・大量保有報告書の株券等発行者・特定情報の提供者等・重要情報公表者等・事件関係人。金融商品取引業者の不報告・資料不提出・虚偽報告・資料提出	205条5号・6号・11号	6月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金またはその併科
		金融取引業者の業務等状況の不報告・資料不提出・虚偽報告・資料提出	205条の2の3第11号	30万円以下の罰金

	事件関係人・参考人の不出頭・不陳述・虚偽陳述・不報告・虚偽報告・物件不提出、参考人の不出頭・不陳述・虚偽陳述、物件所持人の物件不提出、鑑定人の不鑑定・虚偽鑑定	205条の3 第1号～3号・5号・6号	20万円以下の罰金
	金融商品取引所の総取引高・価格等の報告懈怠・虚偽報告	208条11号	30万円以下の過料
	外国証券業者等の情報収集施設設置・外国の相手方への有価証券の売買等実行者等の不報告・資料の不提出・虚偽報告・資料提出	209条9号	10万円以下の過料
商品先物取引法	不報告・資料不提出・虚偽報告・虚偽資料提出・検査拒否・妨害・忌避：商品取引所等・商品先物取引業者・商品先物取引仲介業者・第一種特定施設開設者・第二種特定施設開設者・特定店頭商品デリバティブ取引業者	362条2号・3号・14号	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
	商品先物取引業者・商品先物取引仲介業者と取引する者の不報告・資料不提出・虚偽報告・資料提出、商品先物取引業者の基金への不報告・資料不提出・虚偽報告・虚偽資料提出	369条7号・9号	30万円以下の罰金
	商品取引所の電子公告調査請求者の商号等の不報告・虚偽報告	372条の2 第1号	100万円以下の過料
	商品取引所の相場・取引高等の不報告、商品取引所の会員等の純資産額の最低額下回時の取引停止・最低額以上時の取引停止解除の不報告、本法・会社法の調査妨害、委託者保護基金会員商品先物取引業者の通知受領時の不報告・虚偽報告	374条3号・8号・13号・22号	30万円以下の過料
	各参考人の不陳述・虚偽陳述・不報告・虚偽報告・各鑑定人の不鑑定・虚偽鑑定、商品デリバティブ取引者・関係人・参考人の不報告・資料不提出・虚偽報告・資料提出	375条1号・2号	10万円以下の過料
預託法	預託等取引業者・勧誘者の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避	166条2号	30万円以下の罰金
保険業法	保険会社等の不報告・資料不提出・虚偽報告・提出・不答弁・虚偽答弁・検査拒否・忌避・妨害	316条の2 第4号・5号	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科

消費者法の罰則一覧表

(9)行政調査への違反)	不報告・資料不提出・虚偽報告・提出：保険会社等・免許特定法人・引受社員・総代理店・保険会社を子会社とする保険持株会社等・少額短期保険業者を子会社とする少額短期保険持株会社・清算保険会社等・免許特定法人・引受社員。不答弁・虚偽答弁・検査拒否・忌避・妨害：保険会社等・引受社員・保険会社を子会社とする保険持株会社・少額短期保険業者を子会社とする少額短期保険持株会社・少額短期保険業者・清算保険会社等・免許特定法人・引受社員	317条2号・3号・5号・6号	1年以下の懲役または300万円以下の罰金
	被調査会社・被管理会社の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避	318条の2第1項・2項	1年以下の懲役または50万円以下の罰金
	不報告・虚偽報告：破綻保険会社加入機構・承継保険会社設立機構・再移転保険契約引受機構・承継保険会社	319条の3第3号・4号	50万円以下の罰金
	保険計理人指定法人の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避、特定保険募集人・保険仲介人の不報告・資料不提出・虚偽報告・資料提出・不答弁・虚偽答弁・検査拒否・妨害・忌避	320条1号の2・5号・6号	30万円以下の罰金
	本法・会社法の調査拒否・妨害・忌避、外国保険業者の情報の収集・提供等業務等のための国内駐在員事務所等設置時の不報告・資料不提出・虚偽報告・資料提出、保険調査人の期限内調査結果不報告	333条1項7号・57号・58号	100万円以下の過料
	通知に関する不報告・虚偽報告：加入機構・設立機構・引受機構	337条の2第7号	20万円以下の過料
銀行法	不報告・資料不提出・虚偽報告・提出：銀行・銀行の子法人等・提出書類銀行議決権大量保有者・銀行の主要株主銀行を子会社とする銀行持株会社・銀行持株会社の子法人等・銀行代理業者・電子決済等代行業者・電子決済等代行業者との業務取引者。不答弁・虚偽答弁・検査拒否・妨害・忌避：銀行・銀行の子法人等・銀行であった会社等・銀行議決権大量保有者・銀行主要株主・銀行を子会社とする銀行持株会社・銀行持株会社の子法人等・銀行代理業者・電子決済等代行業者・電子決済等代行業者との業務取引者等	63条2号・3号・5号・6号	1年以下の懲役または300万円以下の罰金
	不報告・資料不提出・虚偽報告・資料提出：外国銀行支店・外国銀行・外国銀行代理銀行	65条12号	100万円以下の過料

預金保険法	金融機関等の不報告・資料不提出・虚偽報告・資料提出・不答弁・虚偽答弁・検査拒否・妨害・忌避	143条1項・2項	1年以下の懲役または300万円以下の罰金
	破綻金融機関等・被管理金融機関等の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避	145条1項・2項	1年以下の懲役または50万円以下の罰金
	不報告・虚偽報告：機構が保有する当該取得優先株式等の発行者等・発行救済金融機関等・救済金融機関・再承継金融機関等・特定救済金融機関等・特定再承継金融機関等・承継金融機関等・承継銀行・特定承継金融機関等・金融機関等。不報告・資料不提出・虚偽報告・資料提出：金融整理管財人・特別危機管理銀行・特別監視金融機関等	146条1号・2号	50万円以下の罰金
	金融機関等の不報告・資料不提出・虚偽報告・資料提出	148条1号・2号	30万円以下の罰金
	金融機関等の報告懈怠・不正の報告	151条1項1号	100万円以下の過料
振り込め詐欺救済法	金融機関等・その子会社等の業務等状況に関する不報告・資料不提出・虚偽報告・資料提出、金融機関等・預金保険機構の不答弁・虚偽答弁・検査拒否・妨害・忌避	43条1項・2項	1年以下の懲役または300万円以下の罰金
品確法	認証型式住宅部分等製造者の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁	106条3号～5号	30万円以下の罰金
宅地建物取引業法	宅地建物取引業者の不報告・虚偽報告・資料不提出・虚偽資料提出	83条5号	50万円以下の罰金
建設業法	登録経営状況分析・経営規模等評価の申請をした建設業者の不報告・資料不提出・虚偽報告・虚偽資料提出、建設業者・建設資材製造業者等・元請負人・下請負人の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避	52条4号～6号	100万円以下の罰金
	審査会調停への出頭不応答	55条2号	10万円以下の過料
建築基準法	建築物等の所有者等・煙突・製造施設等の工作物の所有者等の不報告・虚偽報告・帳簿等の物件不提出・虚偽提出・検査・試験の拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁	99条1項5号～7号	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
	不報告・虚偽報告：特殊建築物等・特殊建築設備等・建築物・煙突等の工作物・製造施設等の工作物の所有者等	101条1項2号	100万円以下の罰金
	認定建築主の不報告・虚偽報告	103条4号	50万円以下の罰金

消費者法の罰則一覧表

(9)行政調査への違反	建築士法	建築士・建築士事務所開設者等の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避、建築士事務所関係者の不陳述・虚偽陳述	41条1号～3号・16号	30万円以下の罰金
	建築物の耐震改修の促進に関する法律	不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避：要安全確認計画記載建築物所有者・特定既存耐震不適格建築物所有者・要耐震改修認定建築物区分所有者	44条	50万円以下の罰金
		認定事業者・基準適合認定受領者の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避	45条1号・3号	30万円以下の罰金
	高齢者住まい法	登録事業者の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁	80条3号～6号	30万円以下の罰金
		認可事業者の不報告・虚偽報告	81条	20万円以下の罰金
	老人福祉法	有料老人ホーム設置者等の不報告・虚偽報告・不答弁・虚偽答弁・検査拒否・妨害・忌避	40条2号	30万円以下の罰金
		措置を受けた老人・その扶養義務者の不報告・虚偽報告	43条2号	10万円以下の過料
	医療法	医師等の報告懈怠・虚偽報告、医業等の広告をした者・病院等・特定機能病院の開設者等の報告懈怠・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避	89条2号	20万円以下の罰金
		社会医療法人の準用する会社法規定の調査拒否・妨害・忌避	91条3号	100万円以下の過料
		医療法人・地域医療連携推進法人の報告懈怠・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避	93条13号	20万円以下の過料
	医師法	事案関係者等の不陳述・不報告・虚偽陳述・報告・物件不提出・検査拒否・妨害・忌避	33条の2第3号	50万円以下の罰金
	個人情報保護法	個人情報取扱事業者等の不報告・資料不提出・虚偽報告・虚偽資料提出・不答弁・虚偽答弁・検査拒否・妨害・忌避	85条1号	30万円以下の罰金
	迷惑メール防止法	特定電子メール等の送信者等の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避	35条2号	100万円以下の罰金
	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律	携帯音声通信事業者の不報告・資料不提出・虚偽報告・資料提出・不答弁・虚偽答弁・検査拒否・妨害・忌避	25条1号・2号	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
	古物営業法	古物商の立入・帳簿等検査拒否・妨害・忌避、古物商・古物市場主等の不報告・虚偽報告	35条3号・4号	10万円以下の過料

電気通信事業法	電気通信事業者の業務停止・通信の秘密漏えいその他重大な事故・規定遵守措置等の不報告・虚偽報告。不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避：電気通信事業者・媒介等業務受託者・技術基準適合認定受領者・認証取扱業者・製造業者・輸入業者・登録修理業者	188条6号・17号	30万円以下の罰金
消費生活用製品安全法	消費生活用製品製造・輸入・販売事業者等の業務状況等の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避	59条7号・8号	30万円以下の罰金
電気用品安全法	電気用品の製造・輸入・販売事業者等の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避・不陳述・虚偽陳述	58条の6号・7号	30万円以下の罰金
食品衛生法	飲食店営業者等の臨検検査・収去拒否・妨害・忌避・不報告・虚偽報告	75条1号・2号	50万円以下の罰金
農薬取締法	報告懈怠・虚偽報告・集取・検査拒否・妨害・忌避：製造者・輸入者・販売者・農薬使用者・除草剤販売者・農薬原体製造。登録外国製造業者の国内管理人の報告懈怠・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避	48条4号・5号	6月以下の懲役もしくは30万円以下の罰金またはその併科
米トレーサビリティ法	米穀事業者等の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁	12条5号	50万円以下の罰金
牛トレーサビリティ法	不報告・虚偽報告・不検査・集取拒否・妨害・忌避・不陳述・虚偽陳述：牛の管理者・輸出入者・と畜者・販売業者等	23条5号	30万円以下の罰金
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	家庭用品の製造・輸入・販売事業者の不報告・虚偽報告・検査による収去拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁	11条	5万円以下の罰金
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	不報告・虚偽報告・検査・収去の拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁：医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器・再生医療等製品の製造販売業者・製造業者・販売業者・輸入業者等・医療機器の修理業者・貸与業者・各委託者・原薬等登録原簿登録者・薬局開設者・病院・診療所・飼育動物診療施設の開設者・医薬品等の業務上取扱者・各委託者・指定薬物等の貯蔵・陳列・広告者・製造・輸入・販売・授与・貯蔵・陳列・広告者	87条13号	50万円以下の罰金
景表法	事業者の不報告・物件の不提出・虚偽報告・虚偽物件提出・検査拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁	37条	1年以下の懲役または300万円以下の罰金

消費者法の罰則一覧表

(9)行政調査への違反	食品表示法		食品関連事業者等の不報告・物件不提出・虚偽報告・虚偽物件提出・検査拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁・取去拒否・妨害・忌避	21条1号・2号	50万円以下の罰金
	健康増進法		特定給食施設の設置者等の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁、特別用途食品の製造施設等の検査・取去拒否・妨害・忌避	74条1号・2号	30万円以下の罰金
			特定施設の管理権原者等の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁	78条2号	20万円以下の過料
	家庭用品品質表示法		製造者等の不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避	26条2号・3号	5万円以下の罰金
⑩業界団体の違反	<b>法律名</b>	<b>団体名</b>			
	特定商取引法	訪問販売協会・通信販売協会	協会成立・変更の無届出、業務・財産状況に関する検査拒否・妨害・忌避、業務等改善命令違反（訪問販売協会）、監督命令違反（通信販売協会）	75条1号・2号	50万円以下の過料
	割賦販売法	認定割賦販売協会	役員等の職務に関して知り得た秘密漏示	51条の4	1年以下の懲役または50万円以下の罰金
			業務改善命令違反	51条の5第6号	100万円以下の罰金
			不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避	53条6号・9号	50万円以下の罰金
	資金決済法	認定資金決済事業者協会	業務停止命令違反	108条6号	2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
			役員等の業務に関する秘密漏示・盗用・目的外使用	111条	1年以下の懲役または50万円以下の罰金
			不報告・資料不提出・虚偽報告・資料提出・不答弁・虚偽答弁・検査拒否・妨害・忌避	112条11号・12号	6月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金またはその併科
			業務改善命令違反	113条	100万円以下の罰金
			会員名簿の不供覧	117条2号	50万円以下の過料
	旅行業法	旅行業協会	試験事務従事の役員等の職務に関する秘密漏示	75条3号	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
			不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避（他の事業者団体含む。）	79条21号・22号	30万円以下の罰金
	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律	会員制事業協会	不報告・資料不提出・虚偽報告・虚偽資料提出・検査拒否・妨害・忌避・不陳述・虚偽陳述	23条7号	50万円以下の過料

横浜法学第 29 卷第 1 号 (2020 年 9 月)

	貸金業法	貸金業協会	役員等の収賄	50条の3第1項	5年以下の懲役
			役員等への贈賄	50条の3第3項	3年以下の懲役または300万円以下の罰金
			業務停止等命令（役員解任命令除く。）	47条の3第1項4号	2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
			設立認可申請書・その添付書類の虚偽記載提出・不報告・資料不提出・虚偽報告・資料提出・不答弁・虚偽答弁・検査拒否・妨害・忌避	48条1項8号の7・9号	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
			営利目的業務	48条の2第1号	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
			役員等の職務に関する秘密漏示・盗用	48条の3	1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金またはその併科
			定款等の無認可変更・提出事項変更の無届出・虚偽届出	50条の2第1号・2号	30万円以下の罰金
			定款等変更等措置命令違反	51条の2	100万円以下の過料
			規則作成等・解散の無届出・虚偽届出、協会員名簿の不供覧・不登記	51条の3第1項2号～4号	30万円以下の過料
	金融商品取引法	自主規制法人	停止・変更・禁止・措置違反	198条の5第3号	2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
			業務認可申請書・その添付書類・電磁的記録への虚偽記載・記録提出、検査拒否・妨害・忌避・不報告・資料不提出・虚偽報告・資料不提出	198条の6第1号・11号、199条	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
			営利目的業務	201条8号	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
			自主規制法人の定款等無認可変更・事項変更の無届出	206条1号・2号	30万円以下の罰金
			定款変更命令違反・議事録の不備置・閲覧・謄写の拒否	207条の3第1号・5号、207条の4第4号	100万円以下の過料



消費者法の罰則一覧表

(10)業界団体の違反)	認可金融商品取引業協会		規則作成等の届出懈怠、財産目録の不備置・不正記載・記録・債権の申出の催告等の公告・通知の懈怠・不正の公告・通知、破産手続開始の申立の懈怠	208条4号・20号～22号	30万円以下の過料	
			停止・変更・禁止・措置の違反（役員解任命令除く。）	198条の5第3号	2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科	
			設立申請書・その添付書類・電磁的記録の虚偽記載・記録提出、検査拒否・妨害・忌避・不報告・資料不提出・虚偽報告・提出	198条の6第1号、199条	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科	
			営利目的業務、監督措置命令違反	201条8号・10・11号	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科	
			役員等・業務委託を受けた者の職務・業務に関する秘密漏示・盗用・情報の目的外利用	204条	1年以下の懲役または50万円以下の罰金	
			協会員の虚偽報告	205条15号	6月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金またはその併科	
			無認可：定款変更・登録・店頭売買有価証券事項・事項変更・登録。取消実施の無届出・虚偽届出、株券等登録命令・登録取消等措置命令・店頭売買有価証券売買停止等命令違反	206条1号・3号、4号	30万円以下の罰金	
			定款変更等の命令違反	207条の3第1号	100万円以下の過料	
			届出懈怠：登録等実施・事項変更・売買停止等・解散。報告懈怠、通知・公表の懈怠、虚偽報告・名簿の不供覧	208条4号・9号～12号	30万円以下の過料	
			役員等・業務委託を受けた者の職務・業務に関する秘密漏示・盗用・情報の目的外利用	204条	1年以下の懲役または50万円以下の罰金	
	認定金融商品取引業協会		無認可事項変更、外務員登録事項無認可	205条の2の3第8号、206条1号	30万円以下の罰金	
			報告懈怠、通知・公表の懈怠、虚偽報告・名簿の不供覧	208条9号～12号	30万円以下の過料	
		商品先物取引法	商品先物取引協会	役員等の収賄	359条1項	5年以下の懲役
				役員等への贈賄	359条3項	3年以下の懲役または300万円以下の罰金

		設立認可取消・業務停止等・役員解任命令違反	360条	2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
		認可申請書・その添付書類・電磁的記録の虚偽記載・記録提出・電磁的記録の虚偽記載・記録提出、不報告・資料不提出・虚偽報告・資料提出・検査拒否・妨害・忌避	362条1号～3号	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
		営利目的営業、定款等変更等の業務改善命令	364条1号・3号	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
		役員等の職務に関する秘密漏示・盗用	366条	1年以下の懲役または50万円以下の罰金
		本業務外業務	368条1号	6月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金またはその併科
		外務員登録事項の無認可、定款等変更認可の申請書・その添付書類の虚偽記載提出	370条3号・6号	30万円以下の罰金
		届出懈怠：登録実行・規則の作成・変更・廃止・解散。会員名簿の不供覧	374条7号・16号	30万円以下の過料
銀行法	認定電子決済等代行業者協会	業務停止命令違反	62条3号	2年以下の懲役または300万円以下の罰金
		役員等の職務に関する秘密漏示・盗用	63条の2の4	1年以下の懲役または50万円以下の罰金
		不報告・資料不提出・虚偽報告・資料提出・不答弁・虚偽答弁・検査拒否・妨害・忌避	63条の2の5第5号	6月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金またはその併科
		業務改善命令違反	65条10号	100万円以下の過料
		会員名簿の不供覧	66条の2	50万円以下の過料
宅地建物取引業法	宅地建物取引業保証協会	超過額保証債務の委託契約締結、財産等改善命令違反	82条5号・6号	100万円以下の罰金
		不報告・虚偽報告・資料不提出・虚偽資料提出・検査拒否・妨害・忌避	83条5号・6号	50万円以下の罰金
老人福祉法	有料老人ホーム協会	不報告・資料不提出・虚偽報告・資料提出・不答弁・虚偽答弁・検査拒否・妨害・忌避	40条4号	30万円以下の罰金
		設立の無届出・虚偽届出、会員名簿不供覧、業務監督必要命令違反	42条1号～3号	50万円以下の過料

消費者法の罰則一覧表

⑩業界団体の違反	個人情報保護法	認定個人情報保護団体	不報告・虚偽報告	85条2号	30万円以下の罰金	
			業務廃止の無届出・虚偽届出	88条2号	10万円以下の過料	
	電気通信事業法	認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会	協会従事者の通知・通信履歴の電磁的記録の秘密侵害、その未遂	179条2項・3項	3年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金	
			役員等の職務に関する秘密漏示、業務停止命令違反	182条1号・2号	1年以下の懲役または50万円以下の罰金	
			不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避	188条17号	30万円以下の罰金	
			事項変更の無届出・虚偽届出、特定会員名簿不供覧	192条1号・2号・3号	30万円以下の過料	
⑪第三者機関の違反	法律名	機関名				
			消費者契約法	適格消費者団体	役員等の利益受領、役員等への利益供与	49条1項・2項
				不正手段による受領：認定の有効期間更新・法人合併の認可・法人事業譲渡の認可受領。役員等の差止関係業務に関して知り得た秘密漏示	50条1号・2号	100万円以下の罰金
				各申請書・その添付書類の虚偽作成提出業務経理帳簿書類の不保存・虚偽作成、不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避・不陳述・虚偽陳述	51条1号・3号・4号	50万円以下の罰金
				団体の不掲示・虚偽掲示。無届出・虚偽届出：事項変更・地位承継・合併・事業譲渡・解散等。不通知・不報告・虚偽通知・報告、消費者被害情報の不同意利用、差止請求関係業務時の名称等開示請求拒否、財務諸表等の不作成・不記録・虚偽記載・記録、調査拒否・妨害・忌避・不説明・虚偽説明、定款等書類の不備置・閲覧・謄写等の請求拒否、役員名簿等の不提出・虚偽記載・記録提出、提供情報の目的外利用・提供	53条1号～11号	30万円以下の過料
	景表法		情報の目的外利用・提供	41条		
	消費者裁判手続特例法	特定適格消費者団体	役員等の利益受領、役員等への利益供与	93条1項1号～3号・2項	3年以下の懲役または300万円以下の罰金	
			不正手段による受領：認定の有効期間更新・法人合併・法人事業譲渡。役員等の差止関係業務に関して知り得た秘密漏示	94条1号・2号	100万円以下の罰金	
各申請書・その添付書類の虚偽作成提出			95条1号	50万円以下の罰金		

横浜法学第 29 卷第 1 号 (2020 年 9 月)

		簡易手続開始申立懈怠・授権契約締結拒否・解除	97条 1 号～3 号	100万円以下の過料	
		通知の懈怠・不正通知、公告の懈怠・不正公告	98条 1 号・2 号	50万円以下の過料	
		訴権授権契約の締結拒否・解除、団体の不揭示・虚偽揭示。無届出・虚偽届出：事項変更・合併・地位承継・事業譲渡・業務停止等。不通知・不報告・虚偽通知・報告、消費者被害情報の不同意利用、被害回復関係業務時の名称等開示請求拒否、被害回復関係業務の引継懈怠、提供情報の目的外利用・提供	99条 1 号～9 号	30万円以下の過料	
消費者安全法	都道府県・市町村の消費生活相談等事務	事務職員等の事務・委託事務に関する秘密漏示	53条 1 項	1 年以下の懲役または50万円以下の罰金	
	消費者安全確保地域協議会	事務従事者等の事務に関する秘密漏示	53条 1 項		
	登録試験機関	役員等の試験業務に関する秘密漏示、業務停止命令違反	53条 1 項・2 項		
		無許可業務全部廃止、帳簿の不備え・不記載・虚偽記載・不保存、不報告・虚偽報告・立入・調査拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁	54条 1 項 1 号～3 号		50万円以下の罰金
		財務諸表等の不備置・不記載・虚偽記載・閲覧・謄写等の請求拒否	57条		20万円以下の過料
国民生活センター法	国民生活センター	役員等・紛争解決委員・特別委員の職務に関する秘密漏示・盗用	47条	1 年以下の懲役または50万円以下の罰金	
		本業務外業務、積立金額の無承認、長期借入金等の無認可償還計画	49条 1 号～3 号		20万円以下の過料
独占禁止法	公正取引委員会	委員長等の職務に関する秘密漏示・窃用	93条	1 年以下の懲役または100万円以下の罰金	
特定商取引法	特定商取引適正化業務を行う指定法人	不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避	73条 3 号	30万円以下の罰金	
割賦販売法	指定信用情報機関	役員等の特定信用情報提供業務に関する秘密漏示・盗用	50条 1 号	2 年以下の懲役または300万円以下の罰金またはその併科	
		業務改善命令違反	51条の 5 第 3 号		100万円以下の罰金

消費者法の罰則一覧表

⑪第三者機関の違反		本業務外業務、業務規程不特定・無認可、記録の不作成・不保存、役員等の基礎特定信用情報業務に関する秘密漏示・盗用、業務に関する記録不作成・不保存、業務等に関する報告書の不作成・不提出、無認可業務廃止、不報告・虚偽報告・帳簿等不提出・虚偽提出・検査拒否・妨害・忌避	52条5号～9号、53条7号・9号	50万円以下の罰金		
		事項変更・業務の休廃止の無届出・虚偽届出	53条の2第1号・2号	30万円以下の罰金		
		代表者等の無認可兼職、加入包括購入あっせん業者等の名簿・割賦販売業者の社員名簿の不供覧	55条の2第1号・2号	30万円以下の過料		
		指定受託機関	事業停止命令違反	51条の2	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科	
		事業改善命令違反	51条の5第4号	100万円以下の罰金		
		事業計画書・報告書の不提出、他事業営業、不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避	52条10号・11号、53条6号・9号	50万円以下の罰金		
		無届出・虚偽届出：事項変更・事業廃止・事業計画書変更	53条の2第1号	30万円以下の罰金		
		資金決済法	資金清算機関	業務停止命令違反	108条5号	2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
		帳簿書類の不作成・不保存・虚偽作成、報告書の不提出・虚偽提出、不報告・資料不提出・虚偽報告・資料提出・不答弁・虚偽答弁・検査拒否・妨害・忌避	109条4号～7号	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科		
		取締役等の業務に関する秘密漏示・盗用・情報の目的外使用	111条	1年以下の懲役または50万円以下の罰金		
業務等改善命令違反	113条	100万円以下の罰金				
承認他業務の廃止・各事項変更の無届出・虚偽届出、定款等の無認可変更	114条7号・8号	30万円以下の罰金				
指定紛争解決機関	取消処分等時の苦情処理手続・紛争解決手続実施当事者等への不通知・虚偽通知	114条10号				
電子公告調査機関	不報告・虚偽報告、閲覧・謄写等の請求拒否	116条2号・3号	100万円以下の過料			
旅行業法	登録講習機関	旅程管理研修・旅行サービス手配業務取扱管理者研修事務停止命令違反	75条1号・2号	1年以下の懲役または30万円以下の罰金		

			無届出旅程管理研修・旅行サービス手配業務取扱管理者研修業務全部廃止、帳簿不備え・不記載・虚偽記載・不保存、不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避	80条1号～4号、81条1号～4号	30万円以下の罰金
			財務諸表等の不備置・事項不記載・虚偽記載・閲覧・謄写の請求拒否	83条1号	20万円以下の過料
貸金業法	指定信用情報機関		役員等の業務に関する秘密漏示・盗用	47条の3第1項5号	2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
			信用情報提供等業務指定申請書・その添付書類の虚偽記載提出、業務等報告書不提出・虚偽記載提出、不報告・資料不提出・虚偽報告・資料提出・不答弁・虚偽答弁・検査拒否・妨害・忌避、業務等改善命令違反	48条1項9号の2～9号の5	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
			業務記録の不作成・不保存・虚偽記録	49条10号	100万円以下の罰金
			本業務外業務、業務規程の不定・無認可、無認可休廃止	50条1項4号～6号	50万円以下の罰金
			事項変更・信用情報提供契約の締結等の無届出・虚偽届出、休廃止の無届出・虚偽届出・不通知・虚偽通知	50条の2第3号・4号	30万円以下の罰金
			代表者等の無認可兼業等、加入貸金業名簿の不供覧	51条の3第1項5・6号	30万円以下の過料
			指定試験機関	役員等の業務に関する秘密漏示	47条の3第2項
	登録講習機関	財務諸表等の不作成・事項不記載・不備置・閲覧等の請求拒否	51条の3第1項1号	30万円以下の過料	
	指定試験機関・登録講習機関	事務の停止命令違反	48条2項	1年以下の懲役または300万円以下の罰金	
		帳簿の不備え・事項不記載・虚偽記載、不報告・資料不提出・虚偽報告・不答弁・虚偽答弁・検査拒否・妨害・忌避、無許可等事務廃止	50条2項1号～3号	50万円以下の罰金	
	指定紛争解決機関	指定申請書・その添付書類・電磁的記録への虚偽記載・記録提出、暴力団員等使用、報告書・資料不提出、虚偽記載提出、不報告・資料不提出・虚偽報告・資料提出・不答弁・虚偽答弁・検査拒否・妨害・忌避、業務改善命令違反	48条1項9号の8～9号の12	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科	

消費者法の罰則一覧表

⑪第三者機関の違反		委員等の業務に関する秘密漏示・自己利益使用	48条の2第2号	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
		業務等記録の不作成・不保存・虚偽記録	49条11号	100万円以下の罰金
		無認可休廃止	50条1項7号	50万円以下の罰金
		加入貸金業者の手續実施基本契約義務の不履行に関する不報告・虚偽報告、事項変更・手續実施基本契約の締結等・休廃止の無届出・虚偽届出、休廃止・指定取消処分等の不通知・虚偽通知	50条の2第5号～7号	30万円以下の罰金
		加入貸金業者名簿の不供覧	51条の3第1項7号	30万円以下の過料
社会福祉法	都道府県センター・中央センター・福利厚生センター	役職員等・都道府県センターの業務委託者等の業務に関する秘密漏示	130条の6	1年以下の懲役または50万円以下の罰金
金融商品取引法	金融商品取引清算機関	停止（外国の機関含む。）・変更・禁止違反	198条の5第3号	2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
		連携清算機関等との契約による連携金融商品債務引受業務の認可申請書・その添付書類・電磁的記録への虚偽記載記録提出、主要株主の不報告・資料不提出・虚偽報告・資料提出、主要株主・機関等の検査拒否・妨害・回避（外国の機関含む。）、記録不作成・不保存・虚偽記録作成、不報告・資料不提出・虚偽報告・提出（外国の機関も含む。）	198条の6第1号・10号・11号・17号の2	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
		主要株主への法令違反時の監督措置命令違反、連携金融商品債務引受業務の認可条件違反・債務引受業等の承認条件違反	200条18号、201条2号	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
		無認可業務廃止	205条の2の2第1号	50万円以下の罰金
		役員等の業務に関する秘密漏示・盗用・情報の目的外使用（外国の機関も含む。）	204条	1年以下の懲役または50万円以下の罰金
		定款等無認可変更、業務廃止・事項変更の無届出・虚偽届出（外国機関含む。）、無認可事項変更	206条1号・8号～9号の2	30万円以下の罰金

		資本金額増加・業務内容変更等措置命令違反(外国の機関も含む。)、取引規模等の公表懈怠・虚偽公表	208条4号・5号・26号の2	30万円以下の過料
取引情報蓄積機関		停止違反	198条の5第3号	2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
		指定の申請書・その添付書類・電磁的記録の虚偽記載・記録提出、業務等報告書の不提出・虚偽記載提出、検査拒否・妨害・忌避・記録不作成・不保存・虚偽記録作成、不報告・資料不提出・虚偽報告・提出	198条の6第1号・4号・11号・17号の2	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
		役員等の業務に関する秘密漏示・盗用	204条	1年以下の懲役または50万円以下の罰金
		無認可業務休止	205条の2の2第3号	50万円以下の罰金
		休止の無届出・休止の不通知・虚偽通知、業務休止・事項変更・本業務外業務の無届出・虚偽届出、業務規程の不定・無認可・無認可変更	205条の2の3第1号・12号、206条11号・12号	30万円以下の罰金
		業務運営改善命令違反、代表者等の金融商品取引業者等の無認可法人の代表者化・常務従事・事業経営	208条5号・26号の3	30万円以下の過料
	指定紛争解決機関		指定の申請書・その添付書類・電磁的記録の虚偽記載・記録提出、暴力団員等の業務従事、不答弁・虚偽答弁・検査拒否・妨害・忌避、業務運営改善命令違反、不報告・資料不提出・虚偽報告・提出	198条の6第1号・15号~17号、199条
		委員等の業務に関する秘密漏示・自己利益使用	200条18号の2	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
		記録の不作成・不保存・虚偽記録作成	205条の2	100万円以下の罰金
		無認可業務休止	205条の2の2第2号	50万円以下の罰金
		無届出：事項変更・各号該当・休止。不報告・虚偽報告、休止・業務停止命令を受けたことの不通知・虚偽通知	205条の2の3第1号・9号・12号	30万円以下の罰金
		名簿の不供覧	208条12号	30万円以下の過料
認定投資者保護団体		役員等・あっせん委員の職務に関する秘密漏示・盗用・情報の目的外利用	204条	1年以下の懲役または50万円以下の罰金
		不報告・虚偽報告	205条の2の3第9号	30万円以下の罰金



消費者法の罰則一覧表

(⑪第三者機関の違反)	(金融商品取引法)	投資者保護基金	役員等・審議会の委員などの職務に関する秘密漏示・盗用・情報の目的外利用	204条	1年以下の懲役または50万円以下の罰金	
			発起人の設立申請書・その添付書類の虚偽記載提出、会員金融商品取引業者の各号該当の不通知・虚偽通知、不報告・資料不提出・虚偽報告・資料提出、検査拒否・忌避、届出期間変更・返還資金融資決定の無届出・虚偽届出	205条の2の3第10号・12号～14号、206条5号	30万円以下の罰金	
			加入拒否・不当条件、業務上の余裕金・投資者保護資金の運用違反、役員解任・基金定款等変更命令違反、4章の2の規定無認可、事項変更の無届出・虚偽届出、本業務外業務、財務諸表等の不提出・虚偽提出、経理違反・基金残余財産処分	208条1号・5号・13号～18号	30万円以下の過料	
			調査機関	金融商品取引業者等・信用格付業者からの調査要求のあったことの不報告・虚偽報告、財務諸表等の閲覧・謄写等・調査記録簿等の写しの交付等拒否	207条の4第2号・3号	100万円以下の過料
	商品先物取引法	商品取引清算機関	証拠金額変更・承認取消・業務停止・役員解任命令違反	360条	2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科	
			許可申請書・その添付書類・電磁的記録の虚偽記載・記録提出、不報告・資料不提出・虚偽報告・虚偽資料提出・検査拒否・妨害・忌避	362条1号～3号	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科	
			生産預託金の運用、定款等変更等の業務改善命令違反	364条2号・3号	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科	
			役員等の職務に関する秘密漏示・盗用	366条	1年以下の懲役または50万円以下の罰金	
			本業務外業務	368条1号	6月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金またはその併科	
			承認業務廃止の無届出・虚偽届出、事項変更の無届出・虚偽届出・書類不添付・虚偽記載添付	370条4号・5号	30万円以下の罰金	
			商品市場取引での取引証拠金の預託不受領	374条3号	30万円以下の過料	
			委託者保護基金	役員等の職務に関する秘密漏示・盗用	366条	1年以下の懲役または50万円以下の罰金

		基金発起人の設立申請書・その添付書類の虚偽記載提出、基金等の不報告・資料不提出・虚偽報告・虚偽資料提出・検査拒否・妨害・忌避、事項決定等の決定の不報告・虚偽報告	369条8号・10号・11号	30万円以下の罰金
		加入の拒否・不当条件、6章の各無認可、事項変更の無届出・虚偽届出、役員解任・定款変更等業務改善命令違反、本業務外業務、財務諸表等の書類不提出・虚偽書類提出、剰余金不積立等の経理・残余財産処分	374条17号～21号、23号～25号	30万円以下の過料
保険業法	指定紛争解決機関	指定申請書・その添付書類・電磁的記録の虚偽記載・記録提出、暴力団員等の業務従事等、業務報告書不提出・虚偽記載提出、不報告・資料不提出・虚偽報告・資料提出・不答弁・虚偽答弁・検査拒否・妨害・忌避、業務改善命令違反	316条の3第1号～5号	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科
		委員の職務に関する秘密漏示	317条の2第10号	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
		記録の不作成・不保存・虚偽記録作成	319条の2	100万円以下の罰金
		無認可業務休廃止	319条の3第5号	50万円以下の罰金
		不報告・虚偽報告、無届出・虚偽届出；事項変更・手続実施基本契約の締結等・休止。休廃止・指定の取消・停止命令を受けた旨の不通知・虚偽通知	320条8号～10号	30万円以下の罰金
		加入保険業関係業者の名簿不供覧	335条7号	100万円以下の過料
	保険契約者保険機構	役員等の職務に関する秘密漏示	318条	1年以下の懲役または50万円以下の罰金
		不報告・資料不提出・虚偽報告・資料提出、不答弁・虚偽答弁・検査拒否・妨害・忌避	319条の3第1号～3号	50万円以下の罰金
		会員名簿の不供覧、監督命令・役員解任命令違反	336条1号・2号	50万円以下の過料
		2編10章4節の各無認可、登記懈怠、加入拒否・不当な条件、業務外の業務、予算・資金計画・財務諸表等・意見書の不提出・虚偽提出、規定違反の業務上余裕金運用	337条の2第1号～6号	20万円以下の過料
調査機関	不報告・虚偽報告等、書面の閲覧・謄写の請求等の拒否	333条の2第1号・2号	100万円以下の過料	

消費者法の罰則一覧表

(①)第三者機関の違反	銀行法	指定紛争解決機関	指定申請書・その添付書類・電磁的記録の虚偽記載・記録提出、暴力団員等の使用、報告書不提出・虚偽記載提出、不報告・資料不提出・虚偽報告・資料提出・不答弁・虚偽答弁・検査拒否・妨害・忌避、業務運営改善命令違反	62条の2第1号～5号	1年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはその併科		
			委員等の職務に関する秘密漏示・自己の利益のための使用	63条の2第2号	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科		
			記録の不作成・不保存・虚偽記録作成	63条の2の6	100万円以下の罰金		
			無認可業務休廃止	63条の2の7	50万円以下の罰金		
			無届出・虚偽届出：商号・名称等の変更・銀行との手続実施基本契約締結・休廃止。加入銀行の手続実施基本契約不履行の事実不報告・虚偽報告、当事者等への休廃止等・業務停止命令を受けたことの不通知・虚偽通知	63条の3第2号・6号・7号	30万円以下の罰金		
			加入銀行名簿の不供覧	66条4号	100万円以下の過料		
			調査機関	電子公告調査請求の外国銀行支店の商号等の不報告・虚偽報告、電子公告調査委託外国銀行支店からの財務諸表等の閲覧等・調査記録簿等の写し交付等の拒否	66条2号・3号	100万円以下の過料	
				預金保険機構	特別監視代行者・機構代理・役員等の収賄、これらの者への贈賄	141条の2第1項・2項、142条	3年以下の懲役または100万円以下の罰金
			預金保険法	預金保険機構	委員等・役員等・特別監視代行者・機構代理の職務に関する秘密漏示	144条	1年以下の懲役または50万円以下の罰金
					不報告・資料不提出・虚偽報告・資料提出・検査拒否・妨害・忌避	146条2号、147条1号・2号	50万円以下の罰金
	被管理金融機関等への事務の不引渡、会社法等の違反	151条2項・3項			100万円以下の過料		
	金融商品取引法の違反	151条4項			30万円以下の過料		
	中小企業等協同組合法の違反、本法の各無認可・承認、登記の懈怠、業務外業務、財務諸表等の書類の不備置・不供覧、責任準備金の不計算・不積立、法規定の方法によらない業務上の余裕金運用、業務監督命令違反、各不報告・虚偽の報告	151条5項、152条1号～8号			20万円以下の過料		
品確法	登録住宅性能評価機関・	機関等の加重収賄	101条1項1号・2項・3項	7年以下の懲役			

	登録住宅型 形式性能認 定等機関・ 登録試験機 関	機関等の収賄・事後収賄・あっせん収 賄		3年以下の懲 役
		機関等への贈賄	102条	3年以下の懲 役または100 万円以下の罰 金
		機関等の業務に関する秘密漏示・自己 利益使用、業務停止命令違反	104条1 号・2号	1年以下の懲 役または50万 円以下の罰金
		帳簿の不備え・不記載・虚偽記載・不 保存、業務に関する書類の不保存、不 報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌 避・不答弁・虚偽答弁、業務廃止の無 届出・虚偽届出、認定等更新の不報 告・虚偽報告（認定等機関のみ）	106条1号 ～7号	30万円以下の 罰金
		地位承継者の無届出・虚偽届出、財務 諸表等の不備置、事項不記載、虚偽記 載、閲覧・謄写等の請求拒否	108条1 号・2号	20万円以下の 過料
	登録講習機 関	業務停止命令違反	104条2号	1年以下の懲 役または50万 円以下の罰金
		帳簿の不備え・不記載・虚偽記載・不 保存、不報告・虚偽報告・検査拒否・ 妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁、業務 廃止の無届出・虚偽届出	106条1 号・3号～ 6号	30万円以下の 罰金
		地位承継者の無届出・虚偽届出、財務 諸表等の不備置・事項不記載・虚偽記 載・閲覧・謄写等の請求拒否	108条1 号・2号	20万円以下の 過料
	指定住宅紛 争処理機関	委員等の業務に関する秘密漏示・自己 利益使用	104条1号	1年以下の懲 役または50万 円以下の罰金
	住宅紛争処 理支援セン ター	役員等の業務に関する秘密漏示・自己 利益使用、業務停止命令違反	104条1 号・2号	1年以下の懲 役または50万 円以下の罰金
帳簿の不備え・不記載・虚偽記載・不 保存、業務に関する書類の不保存、不 報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌 避・不答弁・虚偽答弁、無許可業務休 廃止		106条1号 ～5号・7 号	30万円以下の 罰金	
特定住宅瑕疵 担保責任の履 行の確保等に 関する法律	保険法人	業務停止命令違反	40条	1年以下の懲 役または50万 円以下の罰金
		業務に関する帳簿の不備付・不記載・ 虚偽記載・不保存、業務等に関する不 報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌 避、無許可業務廃止	42条1号～ 4号	30万円以下の 罰金
宅地建物取引 業法	指定試験機 関	役員等の事務に関する秘密漏示、事務 停止命令違反	80条の2、 80条の3	1年以下の懲 役または100 万円以下の罰 金

消費者法の罰則一覧表

⑪第三者機関の違反			無許可事務廃止	83条の2第3号	50万円以下の罰金
		登録講習機関	業務停止命令違反	80条の3	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
			無届出業務廃止	83条の2第3号	50万円以下の罰金
			財務諸表等の不備置・事項不記載・虚偽記載・閲覧・謄写等の請求拒否	85条の2	20万円以下の過料
		指定試験機関・登録講習機関	帳簿不備・不記載・虚偽記載・不保存・不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避	83条の2第1号・2号	50万円以下の罰金
		指定保管機関	財産等改善命令違反、本事業外事業、事業方法書によらない保管事業	82条6号～8号	100万円以下の罰金
		事項変更の無届出・虚偽届出、不報告・虚偽報告、事業計画書・報告書等不提出・虚偽提出、検査拒否・妨害・忌避、寄託金保管簿の不備置・事項不記載・虚偽記載・不保存	83条1号・5号～7号	50万円以下の罰金	
	指定保証機関	本事業外事業、超過額保証債務の委託契約締結、財産等改善命令違反	82条4号～6号	100万円以下の罰金	
		事項変更の無届出・虚偽届出、不報告・虚偽報告、事業計画書・報告書等不提出・虚偽提出、検査拒否・妨害・忌避	83条1号・5号・6号	50万円以下の罰金	
	指定流通機構	不報告・虚偽報告・資料不提出・虚偽提出・検査拒否・妨害・忌避	83条5号・6号		
		業務に関する監督上必要な命令違反	85条	30万円以下の過料	
	建設業法	登録経営状況分析機関		機関・職員の加重収賄	45条1項
			機関・職員の収賄・事後収賄・事後収賄・第三者供賄	45条1項～3項	3年以下の懲役
			機関・職員への贈賄	46条	3年以下の懲役または200万円以下の罰金
			役員等の業務に関する秘密漏示、経営状況分析の停止命令違反	48条	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
			業務の無届出廃止、帳簿の不備置・不記載・虚偽記載・不保存、不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避	51条1号～3号	50万円以下の罰金
			財務諸表等の不備置・不記載・虚偽記載・閲覧・謄写等の請求拒否	54条	20万円以下の過料
	指定試験機関	役員等の事務に関する秘密漏示、事務停止命令違反	48条、49条	1年以下の懲役または100万円以下の罰金	

			無届出事務廃止・帳簿の不備え・不記載・虚偽記載・不保存・不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避	51条1号～3号	50万円以下の罰金
	登録講習実施機関		講習停止命令違反	49条	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
			講習の無届出廃止・帳簿の不備え・不記載・虚偽記載・不保存・不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避	51条1号～3号	50万円以下の罰金
			財務諸表等の不備置・不記載・虚偽記載・閲覧・謄写等の請求拒否	54条	20万円以下の過料
	指定資格者証交付機関		事務停止命令違反	49条	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
			事務の無届出廃止・不報告・虚偽報告	51条1号・3号	50万円以下の罰金
	建築基準法	指定構造計算適合性判定機関	建築基準適合性判定資格者の業務停止違反	99条1項14号	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
			不報告・虚偽報告	102条	100万円以下の罰金
			建築基準適合判定資格者の死亡等の無届出・虚偽届出・機関の書類の不備置・閲覧請求拒否・虚偽記載・虚偽記載書類の供覧	106条1項2号・2項	30万円以下の過料
		指定確認検査機関	機関の業務停止命令違反、建築基準適合判定資格者の業務停止違反	99条1項13号・14号	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
			検査拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁・帳簿不備付・不記載・虚偽記載・不保存・業務廃止の無届出・虚偽届出	103条5号～8号	50万円以下の罰金
			構造計算適合判定資格者の死亡等の無届出・虚偽届出・機関の書類の不備置・閲覧請求拒否・虚偽記載・虚偽記載書類の供覧	106条1項2号・3号	30万円以下の過料
		指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関・指定認定機関・指定性能評価機関	機関等の職務に関する秘密漏示・盗用	99条1項12号	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
			業務停止命令違反	100条	100万円以下の罰金
			業務に関する書類不保存・不報告・虚偽報告、帳簿の不備付・不記載・虚偽記載・不保存・検査拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁	103条3号・4号、104条1号～3号・5号	50万円以下の罰金

(⑪第三者機関の違反)		指定構造計算適合性判定機関・指定認定機関・指定性能評価機関	無許可業務全部廃止	104条4号		
		指定建築基準適合性判定資格者検定機関・指定構造計算適合性判定資格者検定機関	役員等の職務に関する秘密漏示、検定委員の問題漏洩・不正採点	99条1項10号・11号	1年以下の懲役または100万円以下の罰金	
			事務停止命令違反	100条	100万円以下の罰金	
			不報告・虚偽報告、帳簿の不備付・不記載・虚偽記載・不保存、検査拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁、無許可業務全部廃止	104条1号～4号	50万円以下の罰金	
	建築士法	登録講習機関		事務の停止命令違反	38条5号	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
				帳簿不備付・不記載・虚偽登録・不保存、不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁、事務廃止の無届出・虚偽届出	41条4号～8号	30万円以下の罰金
				事業譲渡等の無届出・虚偽届出、財務諸表等の不備置・事項不記載・虚偽記載・閲覧・謄写等の拒否	44条2号・3号	10万円以下の過料
		指定試験機関		委員の試験問題漏示・不正採点、役員等の事務に関する秘密漏示、委員の不正採点、事務停止命令違反	38条13号、39条1号、2号、40条	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
				事務に関する帳簿の不備付・不記載・虚偽記載・不保存、不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁、無許可業務廃止	42条1号～5号	30万円以下の罰金
		建築士審査会		試験問題漏示・不正採点	38条13号	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
		指定登録機関		役員等の事務に関する秘密漏示、事務停止命令違反	39条1号、40条	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
				事務に関する帳簿の不備付・不記載・虚偽記載・不保存・不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁、無許可業務廃止	42条1号～5号	30万円以下の罰金
				指定事務所登録機関開設者の無届出営業等	44条1号	10万円以下の過料

横浜法学第 29 卷第 1 号 (2020 年 9 月)

建築物の耐震改修の促進に関する法律	耐震改修支援センター	不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避、帳簿の不備付・不記載・虚偽記載、書類の不保存・不答弁・虚偽答弁	45条1号・3号～6号	30万円以下の罰金	
	高齢者住まい法	指定登録機関	機関・職員等の事務に関する秘密漏示・自己利益目的使用、事務停止命令違反	79条1号・2号	1年以下の懲役または50万円以下の罰金
			書類の不保存、不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁、帳簿の不備付・不記載・虚偽記載・不保存、無許可事務全部廃止	80条3号～8号	30万円以下の罰金
老人福祉法	老人介護支援センター	設置者等の業務に関する秘密漏示	38条	1年以下の懲役または100万円以下の罰金	
医療法	医療事故調査・支援センター	役員等・医療事故調査等支援団体の役員等の業務に関する秘密漏示	86条3項	1年以下の懲役または50万円以下の罰金	
		無許可業務全部廃止、帳簿の不記載・虚偽記載・不保存、報告懈怠・虚偽記載・検査拒否・妨害・忌避	88条1号～3号	30万円以下の罰金	
	医療安全支援センター	職員等の業務に関する秘密漏示	86条3項	1年以下の懲役または50万円以下の罰金	
医師法	医師試験委員	故意・重大な過失の試験問題漏示・故意の不正採点	33条	1年以下の懲役または50万円以下の罰金	
個人情報保護法	個人情報保護委員会	委員長等の職務に関する秘密漏示・盗用	82条	2年以下の懲役または100万円以下の罰金	
迷惑メール防止法	登録送信適正化機関	業務停止命令違反	33条	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科	
		無届出業務休廃止、業務帳簿事項不記載・虚偽記載・不保存、不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避	36条1号～3号	30万円以下の罰金	
		登録送信適正化機関の財務諸表等の不備置・事項不記載・虚偽記載・閲覧・謄写等請求拒否	38条	20万円以下の過料	
電気通信事業法	指定試験機関・支援機関	役員等の秘密漏示、業務停止命令違反	182条1号、184条	1年以下の懲役または50万円以下の罰金	
		不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避、帳簿不備付・不記載・不記録・虚偽記載・記録・不保存、無許可事務廃止	188条17号、189条1号・2号・3号	30万円以下の罰金	
	登録講習機関・登録認定機関	業務停止命令違反	182条2号	1年以下の懲役または50万円以下の罰金	



消費者法の罰則一覧表

(⑪第三者機関の違反)			帳簿の不備付・不記載・不記録・虚偽記載・記録・不保存・無届出事務（講習機関のみ）・業務（認定機関のみ）の廃止・虚偽届出廃止・不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避	188条11号～14号・17号	30万円以下の罰金
			事項変更の無届出・虚偽届出（認定機関のみ）、財務諸表等の不備置・不記載・記録・虚偽記載・記録・閲覧・謄写等の請求拒否	192条1号～3号	30万円以下の過料
	消費生活用製品安全法	国内登録検査機関	業務停止命令違反	58条3号	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
			業務休廃止の無届出・虚偽届出、帳簿の事項不記載・虚偽記載・不保存、検査拒否・妨害・忌避	59条4号・5号・8号	30万円以下の罰金
			財務諸表等不備置・事項不記載・虚偽記載・閲覧、謄写等請求拒否	61条2号	20万円以下の過料
	家庭用品品質表示法	製品評価技術基盤機構	検査実施確保のための業務措置命令違反	62条28条	20万円以下の過料
	電気用品安全法	国内登録検査機関	業務停止命令違反	61条57条5号	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその併科
			業務休廃止の無届出・虚偽届出、帳簿の事項不記載・虚偽記載・不保存	58条4号・5号	30万円以下の罰金
			財務諸表等の不備置・不記載・虚偽記載・閲覧、謄写等の請求拒否、業務必要命令違反	60条2号、61条	20万円以下の過料
	食品衛生法	登録検査機関	役員等の職務に関する秘密漏示、業務停止命令違反	73条3号、74条	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
			無許可業務廃止、帳簿事項不記載・虚偽記載・不保存、不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁	76条1号～4号	50万円以下の罰金
			財務諸表等の不備置・事項不記載・虚偽記載・閲覧、謄写等の請求拒否	79条	20万円以下の過料
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	登録認証機関	役員等の加重収賄	83条の6第1項	7年以下の懲役
			役員等の収賄・事前収賄・事後収賄	83条の6第1項～3項	5年以下の懲役
			役員等への贈賄	83条の7第1項	3年以下の懲役または250万円以下の罰金

横浜法学第 29 卷第 1 号 (2020 年 9 月)

		業務停止命令違反	86条の2	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
		基準適合性認証付与時等の不報告・虚偽報告・帳簿不備え・不記載・虚偽記載・不保存・無届出業務廃止・不報告・虚偽報告・検査拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁	89条1号～4号	30万円以下の罰金
		財務諸表等不備置・事項不記載・虚偽記載・閲覧・謄写等の請求拒否	91条	20万円以下の過料
農業取締法	農林水産消費安全技術センター	業務適正実施命令違反	52条 23条 82条	20万円以下の過料
食品表示法				
JAS法				
	登録認証機関・登録試験業者	業務停止命令違反	77条	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
		機関等・業者等の職務に関する秘密漏示	78条	1年以下の懲役または50万円以下の罰金
		機関の登録外農林物資への日本農林規格登録認証機関の名称・紛らわしい名称使用、登録試験業者の登録試験等の方法外の方法への日本農林規格登録試験業者の名称・紛らわしい名称使用	80条4号	50万円以下の罰金
		地位承継者の無届出・虚偽届出	83条1号	20万円以下の過料
	登録認証機関	不報告・物件不提出・虚偽報告・物件提出・検査拒否・妨害・忌避・不答弁・虚偽答弁、被認証事業者の氏名等不報告・虚偽報告、休廃止の無届出・虚偽届出、帳簿の不記載・虚偽記載・不保存	79条2号、80条1号～3号	50万円以下の罰金
		財務諸表等への不記載・虚偽記載・閲覧・謄写等の請求拒否	83条2号	20万円以下の過料
	登録試験業者	試験所所在地変更・休廃止の無届出・虚偽届出	83条1号	
健康増進法	登録試験機関	役員等の職務に関する秘密漏示、業務停止命令違反	70条3項・4項	1年以下の懲役または100万円以下の罰金
		財務諸表等への不備置・事項不記載・虚偽記載・閲覧・謄写等の請求拒否	78条3号	20万円以下の過料